

國學院大學學術情報リポジトリ

「公事方御定書」の元文三年草案について：
「元文三午年御帳」の伝本紹介

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 国学院大学法学会 公開日: 2024-05-11 キーワード (Ja): 公事方御定書, 御帳 キーワード (En): 作成者: 高塩, 博 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.57529/0002000362

「公事方御定書」の元文三年草案について

——「元文三千年御帳」の伝本紹介——

高 塩 博

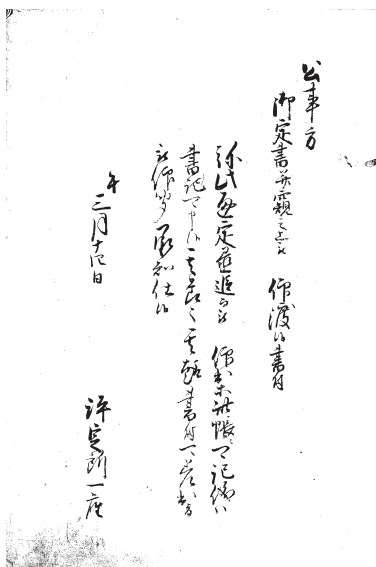
はじめに

- 一 「元文二年の「巳年差上候御定書」
- 二 「公規矩之書」(著者所蔵)について(その一)
- 三 「公規矩之書」(著者所蔵)について(その二)
- 四 「公事方御定書并伺之上被仰渡書付」(関西学院大学基礎法学研究室収集古文書)について
- 五 「評定所一座大概之記」(明治大学博物館所蔵)について

むすび

「公規矩之書」条文一覧

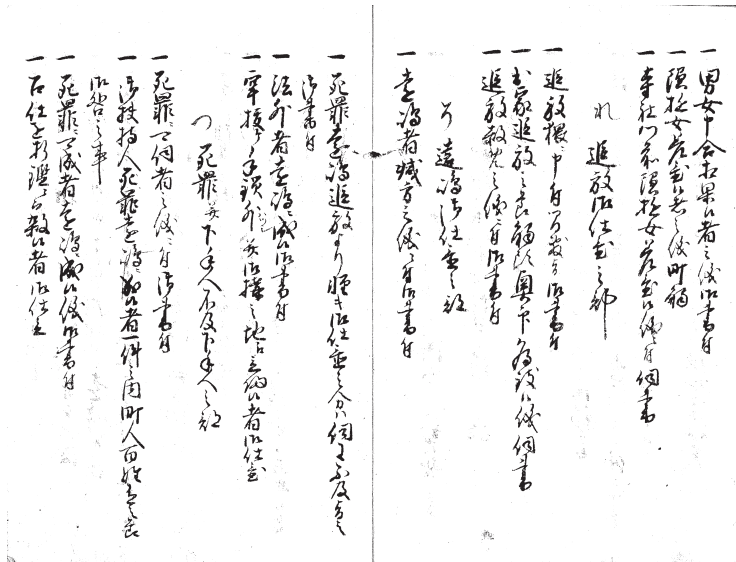
〔史料翻刻〕…「公規矩之書」



「公規矩之書」墨附第一丁



「公規矩之書」表紙



「公規矩之書」目録 (本書93～94頁)

一、破敗のくまは浦々の者か否かは胆奥に揚げて
おれぬと云ふは位和力、胆奥を限ると云ふは、
この海も本

右の條、急度、其書を遠に奉給ふべし。汝滿とて、之を罪科の竹博とて細くして、其所に配し、而て又、此地に之を致さず。

宣和元年

仁德山莊

下田港に於て、（一）の如き風儀の如き跳入頭、（二）破板及之と云ふものの如き多く、（三）前迄如き者、（四）跳入頭、（五）五つ、（六）竹、（七）上浦、（八）中重、（九）作、（十）事。

法也。暇乃爲辭。致之。乃廣都。轉東。漢川。一連送
之。云。作書。告。勿。復。來。唐。石。乃。北。道。與。之。數
語。不。中。言。以。來。汝。皆。取。笑。矣。乃。中。事。

右所著新語の自注濫水川音之所感分浦吹
在石の上の合の事

享保六年子丑月

庚辰抄後、江戶後、實光

「公規矩之書」第19条浦賀^え湊替被仰付候節之御書付（本書114頁）

十月

罕獲其在其外其地其之其者其事

入字、音京傳、咸平寧居焚失、其欠餘、
有、不、當、誤、以、爲、少、有、之、意、也、

右、有、五、個、如、履、非、罪、言、作、

一、軍部は、この方針を、

寧海縣志卷之六

一 色澤外にまろやかな味、口どけ重く、甘味

一 取據此之海濱徘徊して外に細々と常科
より一歩進んでゐる。吾輩は仕立て向う科々
と行ふ事

つ
死罪^毎
中^中
人^人
及^及
人^人
三^三
故

宣統元年

品類之優劣

[illegible]

「公規矩之書」第108条牢拔并手鎖外御構之地^え立歸候者之事・第109条死罪二可伺者之事（本書151頁）

はじめに

最近、古書肆を通じて「公規矩之書」と題する江戸時代の写本（一冊）を入手した。中を披くと、書付、触書、覚書などの幕府法令が二十六部に分類されて多数収載されている。注目すべきは、墨付第一丁の表に、

公事方

御定書并窺之上被 仰渡候書付

弥此通定置、追て被 仰出等此帳ニ可記儀ハ書記可申候、

其節々其趣書付可差出旨、被仰聞承知仕候、

午三月十四日

評定所一座

と記されていることである（口絵参照）。本書は、どうやら幕府「公事方御定書」の元文三年（一七三八）時点における草案（「元文三年御帳」）の伝本であるらしい。

本稿は、以下の考証によってこの事を確かめ、もって「公事方御定書」の編纂過程をより明瞭ならしめることを目的とする。また、本書の出現により、前稿の考証に誤りの存することが判明したので、これを補正することとしたい。

「公事方御定書」編纂の過程において、御定書御用掛三奉行（以下、御定書掛三奉行と言う）がまとまりある草案として將軍徳川吉宗に提出したのは、元文三年、同四年、寛保二年の三回である。「御定書出来候節之書物取調候趣」に「元文三年、同四未、寛保二戌、三ヶ度上り候御帳」と記されるのがそれである。⁽²⁾ 本稿は、これらを「元文

三千年御帳」「元文四未年御帳」「寛保二戌年上り帳」と称する。それぞれの提出時期は「元文三千年御帳」が同年の三月十四日以前、「元文四未年御帳」が同年三月二十二日、「寛保二戌年上り帳」が同年三月のことである。このうち、「元文三千年御帳」の法令を収載する伝本については、今日までに紹介されたことがある。それは、荃田佳寿子氏発見の、

「評定所一座大概之記」二卷二冊、明治大学博物館所蔵

と、林紀昭氏発見の、

「公事方御定書并伺之上被仰渡書付」上下二冊、関西学院大学基礎法学研究室収集古文書

とである。³⁾両書の詳細ならびに「公規矩之書」と両書との比較は後述するとして、「公規矩之書」の正体を解明するについては、両氏の研究とりわけ林氏の研究に大きな示唆を得ている。はじめにこの事を述べて、先学の学恩に感謝する次第である。

一 元文二年の「巳年差上候御定書」

「公規矩之書」の内容を検討するのに先立ち、「公事方御定書」の編纂過程について、前稿を補っておく。前稿においては、享保五年（一七二〇）から元文二年（一七三七）までを「公事方御定書」編纂の準備段階と捉え、この間の事柄については何ら言及しなかった。しかし、元文三年草案である「元文三千年御帳」を考察する本稿においては、元文二年の「巳年差上候御定書」について述べる必要がある。「巳年差上候御定書」については、平松義郎氏がすでに重要な指摘をしておられるので紹介しよう。⁴⁾

元文三・四（一七三八・九）年両度の御帳が御定書の稿本としてよく知られているが、科条類典を検すると、実はこれに先立つ元文二年に「御定書」と称するものが將軍に上呈されている。「去る巳年差上候御定書」と呼ばれたもので、この章句は文脈上誤記ではありえず、實在した御定書の一篇本というほかはない。恐らく評定所で作られたものであるうが、その成立、原形ははなだ判然としない。公事方御定書関係のかつこれとは別系統の「庁政談」、「律令要略」（近世法制史料叢書第二・三）系の夥しい写本群があり、あるいはこれらの原本に想定しうるのではないかとひそかに推測している。いわゆる「庁政談」の現刊本奥書には「元文二年巳十一月三奉行伺之上評定所之御定書」云々とあり、現刊本は元文二年より下の時期のものであるが、科条類典にいう「元文二巳年御定書」は、あるいは庁政談の原本たりうるのではないかと、憶測を廻らすのである。

平松氏はまた、「巳年差上候御定書」の性格に関して、

御定書が上・下巻に分れたのは「元文四未年之御帳」からで、それ以前の「享保度法律類寄」が町奉行系の刑法規中心のもの、元文二年の「巳年差上候御定書」および「元文三午年之御帳」が勘定奉行・評定所系の御書付中心の草案であり、そしてこの二系の素材が元文四（一七三九）年一体化すると同時に上・下巻に整理されたのではないかと思うのである。

と述べておられる。⁽⁵⁾

管見では、「巳年差上候御定書」という用語が「科条類典」⁽⁶⁾に登場するのは、一回限りである。それは、「公事方御定書」上巻第四十条重科人之悴親類等御仕置之儀ニ付御書付という条文中、寛保元年七月になされた御定書掛三奉行の伺である（傍線は引用者）⁽⁷⁾。

寛保元酉年七月牧野越中守石河土佐守水野対馬守伺

一町人百姓其外軽キもの、主殺親殺又ハ格別重キ科之もの之子は、其筋相伺可申旨認、差上候儀ニ付、享保九辰年御書付を写可差上旨被仰聞候処、享保六丑年被仰出候御書付を写差上候故、右丑年御書付え御引合被遊候得は、御文言相違ニ付、其節之御書付写御見せ被遊候、先達て差上候御定書ニ見合候処、御文言相違仕候訳ハ、去ル巳年差上候御定書之内え、如左之認伺候処、黄紙ニ相認候通、四之御案文御別紙御渡被成、右之通相改可申旨被仰渡候ニ付、翌午年書改差上申候、

傍線部に「去ル巳年差上候御定書」と見える。つまり、「元文三年三月十四日弥此通定置」いた、いわゆる「元文三年御帳」よりも前、元文二年中に將軍徳川吉宗に提出した草案が存在したのである。平松氏が「実在した御定書の一稿本というほかはない」といわれる所以である。平松氏が「その成立、原形ははなはだ判然としな」と言われる如く、この草案の提出時期が元文二年の何月なのかは不明であり、その内容もまた明らかでない。ただ、「巳年差上候御定書」に収載の法文の若干を知ることができる。右の記事に「去ル巳年差上候御定書之内え、如左之認伺候」とあるように、三奉行伺は右に続けて左記の法文を掲出する。

享保六丑年御書付

重科人之悴親類等御仕置之事

主殺親殺又ハ格別重キ科之もの之子共ハ、至其節可伺候、死罪一通り之もの之子共ハ、構無之候、此外獄門磔ニ成候もの之子共ニても、構無之候、

右は、町人百姓其外軽キもの共之事候、向後此通可被相心得候、以上、

丑四月

これが「巳年差上候御定書」の法文なのである。しかし吉宗はこの法文に對し、「四之御案文御別紙」をもつて

修正を指示し、修正した法文を提示した。前掲記事（傍線部）が「黄紙ニ相認候通、四之御案文御別紙御渡被成、右之通相改可申旨被仰渡候ニ付、翌午年書改差上申候」と記すように、御定書掛三奉行は、「翌午年」すなわち「元文三年御帳」においては、吉宗提示の修正法文を黄紙掛紙に記して提出したのである。その修正法文は次の通りである。⁽⁸⁾

一 主殺親殺之科人之子共ハ、伺之上可申付、親類ハ構無之候得共、所え預ヶ置、本人落着之上、右悪事之企不存ニ相決候ハ、可差免之、此外火罪磔ニ成候者之子共、構無之事、

右ハ、町人百姓其外輕キもの共之事候、

丑四月

吉宗が「四之御案文」と別紙とを御定書掛三奉行に提示したのは、元文三年に入ってからのことである。すなわち、「科条類典」は、⁽⁹⁾「元文三年御好御書付之内」として吉宗の「四之御案文」とその別紙を採録するのである。「科条類典」を検するに、「巳年差上候御定書」に対する修正指示は四箇所に存する。「壹之御案文」から「四之御案文」までがそれである。⁽¹⁰⁾「壹之御案文」は、

是ハ問答之文言入交、紛敷候、畢竟口上之覚書之留ニて候間、別紙之趣書改、奉行共え可相渡候、総て此類数多有之間、何れも当時取扱候趣ニ応候様ニ、文言宜相改、下書いたし差出候様ニ奉行共え可申聞事、

というもので、法文作成の要領を示している。これは「公事方御定書」下巻第六条諸役人非分私曲有之旨訴并裁許仕置直等之事および第八条重キ御役人評定所一座領知出入取計之事に存する。⁽¹¹⁾「二之御案文」は、「御文言改へし、別紙あり」というもので、同下巻第七十八条乱氣ニて人殺之事に存する。⁽¹²⁾「三之御案文」もまた「此文言改へし、別紙あり」というもので、それは同下巻第五十八条悪党者訴人之事に存する。⁽¹³⁾この三箇所について、「科条類典」

は「巳年差上候御定書」の法文を掲げていない。しかしながら、右の諸条文の元となる法文が、「巳年差上候御定書」に収載されていたことは明らかなのである。このように、元文二年中に吉宗に提出された草案すなわち「巳年差上候御定書」が確かに存在したのである。

ところで、前稿で紹介した「元文五年草案」には、

公事方／御定書并窺之上被 仰渡候書付 上

弥此通定置、追て被仰出等、此条ニ可記義ハ書記可申候、其節々其趣書付可差出旨被仰聞承知仕候、

午三月十四日

評定所一座

という文言がその巻頭に記されている。「元文五年草案」であるにもかかわらず、元文三年三月十四日付の評定所一座請書を記録するのである。この事実は、「公事方御定書」編纂が「元文三年御帳」を起点とすることを語るものである。「科条類典」が「公事方御定書」の各規定の立法の沿革をたどるのに、「元文三年御帳」の記事から始めるのは、その故であろう。「御定書出来候節之書物取調候趣」は、「科条類典」の編纂法について、左のように記す。すなわち、「科条類典」は「公事方御定書」上巻について、

一箇条限元文三年・同四末・寛保二戊三ヶ度上り候御帳之御文段を細字ニ認、題号之上ニ[㊦]と記シ、右御文段之内出所有之分ハ[㊧]と記し、其以前之御書付又ハ御仕置之例忤相認ル、

という編纂法を採用し、同下巻について、

同下巻は、前書元文三年御帳之内、并前々より之例、或ハ評議之越[㊨]、元文五申年より寛保二戊年迄度々ニ伺有

之、右戊年御定書下巻出来、其後延享年中追加書載候、依之今般御本文を相認、一箇条限又ハ箇条多ハ二三段ニも仕訳、度々之伺を細字ニ認、題号ニ[㊩]と記し、右御本文一打之上之年号并伺書之朱書掛紙等を見合[㊪]と記

し、元例并其以前之御書付等を相認ル、

という編纂の仕方をしたのである。⁽¹⁴⁾ ここには「巳年差上候御定書」は登場しない。元文三年以前の関連史料は、上巻においては⁽¹⁵⁾として掲載し、下巻においては⁽¹⁶⁾としてこれを掲載するのである。

前述したように、「巳年差上候御定書」という草案が存在したのは確かなのだが、「科条類典」は吉宗の修正指示のある四箇所の記事を載せるばかりで、その他の法文については言及しない。なぜであろうか。その理由を考えてみよう。それは、「巳年差上候御定書」が御定書掛三奉行の仕事ではなく、杉岡佐渡守(能連)を中心とする勘定奉行所の草案であつたからではなからうか。御定書掛三奉行が初めて任命されるのは、元文二年閏十一月九日のことである。⁽¹⁵⁾「巳年差上候御定書」が吉宗に提出された日付は、目下知られていない。

元文元年(一七三六)、評定所は焼失判決録の副本を作成し、これを基礎とした判例集を作成することとした。⁽¹⁶⁾

また前掲した平松氏の指摘にあるように、「庁政談」という法律書は「元文二年巳十一月三奉行伺之上評定所之御定書」という奥書を持つ。この時期、幕府では法律書の編纂を進めていたのである。⁽¹⁷⁾「巳年差上候御定書」もまた、これに前後する頃に成立したのではなからうか。吉宗は、「巳年差上候御定書」の提出を受けたことにより、「公事方御定書」編纂の成算を得たのであろう。それ故に、御定書掛三奉行を任命するとともに、法文作成の要領ならびに法文修正の仕方について具体例を示して三奉行に指示したのだと思う。

「元文三年御帳」について、「御定書出来候節之書物取調候趣」は「此御帳ハ御仕置附も有之候得共、多分ハ御書付御触書等書載、御勘定奉行杉岡佐渡守え被仰付、出来之御帳と相見、其頃佐渡守一名にて一座え相談書扣有之候」、あるいは「公事方御定書之儀ハ、有徳院様思召にて、最初杉岡佐渡守え被仰付、当時之例帳之様ニ出来仕候」と説明する。⁽¹⁸⁾すなわち、勘定奉行杉岡能連がもつぱら「元文三年御帳」の起草を担当したのである。しかし、今

度は御定書御用掛としての仕事である。「公事方御定書」編纂が「元文三年御帳」を起点とする理由は、ここに存したと思うのである。

「巳年差上候御定書」と「元文三年御帳」とは、内容上、根本的な差異が存したとは思われない。大幅な変更を施すには、時間的な余裕もなかった。右に見たように、「巳年差上候御定書」に対する吉宗の修正指示は、翌三年に入ってからのことである。その後、「元文三年御帳」が吉宗から評定所一座に下げ渡されるのは同年三月十四日である。修正指示から「元文三年御帳」の下げ渡しまで、その時間を最大限に見積もっても二ヶ月半である。この間に、「巳年差上候御定書」を改訂し、これを元文三年草案として提出したのである。このような短い時間で、「巳年差上候御定書」を大幅に改訂するのは、やや無理があるように思う。「壹之御案文」の指示にしたがって法文の表現を改め、あるいは伺や書付などの法令を幾分か増補し、あるいは法令の排列を整える程度であったのではなからうか。つまり、「巳年差上候御定書」と「元文三年御帳」の両者は、内容上はかなり近似した草案であったと推測されるのである。¹⁹⁾以上の解釈は、推測に基づくところが大きい。正確な事実の解明のためには、「巳年差上候御定書」の伝本の発見や新史料の出現に期待したい。

二 「公規矩之書」（著者所蔵）について（その一）

「公規矩之書」という書名は、表紙へ打付書きされたものであり、その筆跡は本文に同じと思われる。体裁は、四つ目綴線装、柿渋の茶表紙である。書型は、竪二三・八糎、横一七・〇糎の半紙本である。墨付は一一〇丁（内題二丁、目録九丁、本文一〇〇丁）であり、半丁に一一行を基本として書写する。端正な文字であり、丁寧な書写ぶ

りである(写真参照)。書写年代は不明である。参考までに古書肆の見立てを紹介すると、販売目録は本書を「江戸中期写本」とする。裏表紙の見返しに楷書で「下村」と記される。本書を筆写し、所持した人物であろうか。

目録によると、本書は、「い評定所法式并公事訴訟等之取捌之部」から「の巧事かたり事御仕置之部」まで、二六部一〇六項目にわたる幕府法令を収載する。なお、分類記号としての「いろは」の文字は本文にも存し、共に朱筆である。目録では一〇六項目となっているが、本文収載の幕府法令は一四四を数え、それらは書付、触書、伺書、評定所一座の申合、覚書、判例などから成る。しかし本書は、「る科有之者欠落者尋之部」中に、本来収載されているはずの第八十条親類主人等え尋申付方之事を脱落させているので、⁽²⁰⁾実際には一四三の法令が存する。

「公規矩之書」に収載される法令の大多数は、「科条類典」が、

元文三年三月十四日弥此通定置、迫て被仰出等此帳ニ可記儀ハ書記可申候、其節々其趣書付可差出旨、評定所一座え被仰聞候帳面之内、

として引用する法令、すなわち「元文三年御帳」収載の法令に同一である。その事例を二三紹介しよう。「公規矩之書」は、「な科人之悴親類等御仕置之部」に左の法令を収録する(ゴチックの漢数字は引用者が与えた条文番号、以下同じ)。

百二十一 重科人之悴親類等御仕置之事

一 主殺親殺之科人之子共ハ、伺之上可申付、親類ハ構無之候得共、所え預ヶ置、本人落着之上、右惡事之企不存ニ相決候ハ、可差免之、此外火罪磔ニ成候者之子共、構無之事、

右は、町人百姓其外輕キ者共之事、

丑七月^(四)

この法令は、「科条類典」が「元文三年三月十四日弥此通定置云々」として引用する「元文三年御帳」の法令に同文である（「公事方御定書」上巻の第四十条重科人之悴親類等御仕置之儀ニ付御書付²¹）。前述したように、この法令は「巳年差上候御定書」においては、

享保六丑年御書付

重科人之悴親類等御仕置之事

主殺親殺又ハ格別重キ科之もの之子共ハ、至其節可伺候、死罪一通り之もの之子共ハ、構無之候、此外獄門磔ニ成候もの之子共ニても、構無之候、

右は、町人百姓其外輕キもの共之事候、向後此通可被相心得候、以上、

丑四月

とあったが、吉宗が指示を出して（四之御案文、第二百二十一条のように法文を修正したのである。すなわち、「公規矩之書」は修正後の法文を収載するのである。「公規矩之書」は「壹之御案文」「二之御案文」「三之御案文」による修正も反映している²²。このことにより、「公規矩之書」は「巳年差上候御定書」とは異なる法文を収載していることが判明するのである。

次に「公規矩之書」が「を 欠所并過料等之部」に収録する左の法令を紹介しよう。

享保三年戌三月伺

八十四 私領百姓 公義御仕置ニ成候^{（節）}田畑欠所之事

覚

今度八王子千人組同心之内、追放ニ罷成候者共、田地不殘欠所ニ上り候、右田地之内、私領方之地致所持候

者御座候、只今迄は私領之百姓、公義御仕置ニ罷成候得は、家財ハ

公義欠所ニ成、田畑ハ地頭方ニて欠所ニ申付候、御仕置者之田地、地頭方欠所申付候儀、両様ニて如何ニ候、向後私領之百姓、公義御仕置ニ成候ものハ、田畑も家財同前ニ欠所ニ仕、売払代金取上、田地買取候者方、有来通年貢相納候得は、地頭方相滞儀も無御座候、此度八王子同心欠所地之内、私領之分も御代官方ニて売払、代銀ハ欠所ニ取上、田畑買候ものより地頭え年貢納候様ニ可仕候、

右之通、伺之上相極候事、

この法令もまた、「科条類典」が「元文三年三月十四日弥此通定置云々」として引用する「元文三年御帳」の法令に同文である（「公事方御定書」下巻第二十七条、御仕置ニ成候者關所之事⁽²³⁾）。この法令はその後修正が施され、「元文四年御帳」においては左のような簡潔な法文となった。⁽²⁴⁾

私領百姓公儀御仕置ニ成候節田畑關所之事

一私領之百姓、公儀御仕置ニ成候ものハ、田畑も家財と一所ニ關所申付、売払代金取上、田畑買取候ものより、有来通り年貢ハ地頭え納させ可申事、

すなわち、「公規矩之書」の第八十四条は「元文四年御帳」とは法文の異なることが確認されるのである。

第三に、「公規矩之書」の「一つ死罪并下手人不及下手人之部」に収録の左の法令を紹介しよう。

百十五 被疵付候者外之痛^(病)ニて相果疵付候者御仕置之事

覚

手疵被為負候者、吟味之内、其疵段々癒より、又ハ癒不申内ニても、其もの余病ニて相果、疵故相果候にてハ無之段分明ニ候ハ、疵為負^(候)相手下手人ニ不及候得共、元来疵故余病発り、或ハ相手理不尽之仕方、其外

訳有之て之事ニ候ハ、其者相当之御仕置可申付事、

第百十五条もまた、「科条類典」が「元文三年三月十四日弥此通定置云々」として引用する「元文三年御帳」の法令に同文である（「公事方御定書」下巻第七十三条、疵被附候者外之病ニて相果疵附候もの之事⁽²⁵⁾。「元文三年御帳」のこの法令については、吉宗の修正指示が存する。それは「本文之文言悪敷候、此通りニ可改」というもので、吉宗自らが法文を修正して提示した。左の通りである。

一手疵負候もの、元より死ニ及候疵ニて無之処、平癒之内餘病差発り、死候ハ、弥遂吟味を、余病ニて死候ニ紛無之ニおゐてハ、相手不及下手人事、

それ故、「元文四未年御帳」においては、「此箇条、御好之通文言相改申候」という注記をもつて、この修正法文が懸紙をもつて添付された⁽²⁶⁾。しかし、「公規矩之書」は修正前の法文もつ。「公規矩之書」は吉宗の修正指示を反映していないのである。「科条類典」中の「元文三年三月十四日弥此通定置云々」の欄をみてゆくと、「元文三年御帳」に対する吉宗の修正意見を、少なくとも一三箇所に見出すことができる。吉宗の指示は「御好御書付」「御附札」「御附紙」という注記をもつて記されており、「元文四未年御帳」はその指示をすべて採用している⁽²⁷⁾。「公規矩之書」は、一三箇所の修正をすべて反映していないのである。

なお、御定書掛三奉行は、黄紙懸紙をもつて「元文三年御帳」を修正した場合が二箇所に存する。それは誤証文取間敷旨之御書付⁽²⁸⁾、および乱気ニて人殺之事の但書⁽²⁹⁾についてであるが、「公規矩之書」はその修正もまたこれを採用していない。

前述したように、「公規矩之書」は一四四の法令を二六の部に分類している。「科条類典」中の「元文三年三月十四日弥此通定置云々」の欄をみてゆくと、「□□□之部」という表記のもとに「元文三年御帳」の法令を引用

する場合に出くわす。それは、

① 鉄炮打并捕候もの訴人等之部

鉄炮御改之儀ニ付御書付〔徳川禁令考〕後集第一、一五五頁

② 男女申合相果候もの隠遊女差置候もの之部

享保七寅年御書付 男女申合相果候もの之事〔徳川禁令考〕後集第三、八八頁

③ 博奕御仕置并訴人等之部

享保十巳年伺 諸博奕頭取金元宿句拾等并訴人之事〔徳川禁令考〕後集第三、一四六頁

④ 乱気ニて人殺理不尽もの御仕置之部

享保六丑年御書付 乱気ニて人殺之事〔徳川禁令考〕後集第四、六一頁

⑤ 無宿并奴女片付之部

享保六丑年 輕科之無宿領主え引渡之儀御書付〔徳川禁令考〕後集第四、一六九頁

というものである。「公規矩之書」はこれら五つの部をすべて備えている。①は「よ」、②は「た」、③は「む」、④は「ぬ」、⑤は「ち」に該当し、それぞれの法令は各部の冒頭に配されている。つまり、「科条類典」は、部の名称から連続して法令を引用したのである。

以上に述べたところを要約すると、次のようになる。

- (1) 「公規矩之書」 収載の法令は、その法文が「巳年差上候御定書」のそれとは異なる。
- (2) 「公規矩之書」 は、吉宗が「巳年差上候御定書」に施した修正指示（巻く四之御案文）を盛り込んでいる。
- (3) 「公規矩之書」 は、「科条類典」が「元文三年三月十四日弥此通定置云々」として引用する法文に同文であ

る。又、「科条類典」引用の「□□□之部」とそれに続く法令についても、部の名称と法令の排列が一致する。

(4) 「公規矩之書」は、吉宗が「元文三年御帳」に施した修正指示（一三箇所）を盛り込んでいない。同様に、御定書掛三奉行が黄紙懸紙によつて施した修正（二箇所）もこれを盛り込んでいない。

(5) 「公規矩之書」収載の法令は、その法文が「元文四未年御帳」のそれとは異なる。

ここまでの検討からすると、「公規矩之書」は「元文三年御帳」の法令を収載する伝本であるという結果が導き出される。本稿冒頭に掲げたように、本書は墨付第一丁に元文三年三月十四日付の評定所一座の「承附」を載せるけれども、吉宗の修正指示である附紙、附札の文言を筆写していない。すなわち、「公規矩之書」は御定書掛三奉行が元文三年草案として吉宗に提出したときの姿を伝える写本であると考えられる。

三 「公規矩之書」（著者所蔵）について（その二）

右の結論を確定させるには、次の疑問を解消する必要がある。疑問の第一は、本書が元文三年三月十四日より後の日付を持つ法令を収載することである。疑問の第二は、本書が「科条類典」の「元文三年三月十四日弥此通定置云々」の欄に見出すことのできない法令を少なからず収載することである。

まずは第一の疑問から検討しよう。本書は、「ろ 論所取捌之部」の第三十条諸役人非分私曲有之裁許・重キ御役人領地出入取計・裁許仕置等之事という法令の末尾に、「重キ御役人知行所之趣相伺候儀ニ付申上候書付」という法令を載せる。表題の肩書に「未八月十四日、中務大輔殿え進達」とあるように、この法令は元文四年八月十四日のものである。しかしながら、この法令は本書の原本成立後に追記されたものとみなされる。それはこの法令の冒

頭に注記が施され、そこに「是ハ下ケ札如此有之候得共、此所ニ記」と記されるからである。

元文三年三月よりも後の日付を持つ法令は、もう一つ存する。それは、「わ変死病人片付并溜預ケ等之部」に収載される左の法令で、元文三年五月十二日の日付をもつ。

元文三年五月十二日中務大輔殿被仰渡候

九十二 一ヶ年切御仕置もの等向後可書出旨一座え被 仰聞候覚書

惣て年中御仕置ニ成候者之人数高書付、并牢舍之者翌年え越候儀、何故二年を越候訳、一ヶ年切ニ可書上旨被仰渡候事、

午五月十二日

この法令は、前稿で紹介した「元文五年草案」に収載され(下の第三十条⁽³⁰⁾)、「寛保二戌年三月上り候帳面」においても登載され、⁽³¹⁾「公事方御定書」上巻の第四十三条年中御仕置并在牢人数書付可差出事となつたものである。この法令もまた本書の原本成立後に追記された可能性が大きい。

次に疑問の第二を検討しよう。本書は、「科条類典」の「元文三年三月十四日弥此通定置云々」の欄に見出すことのできない法令を二三収載する。本書に収載されているにかかわらず、「科条類典」に引用されない理由は、幾通りか考えられる。周知のごとく、「科条類典」は、「公事方御定書」が増補修正を終了した宝暦四年(一七五四)時の法文、すなわち上巻八一箇条、下巻一〇三箇条として確定した各法文について、その立法の経過をたどれるように編集した書である。その編集方針からすると、次の二つの理由が考えられる。

(1) 「元文三年御帳」に始まって「公事方御定書」が寛保二年三月に成立するまでの編纂過程の各段階において削除された法文について、「科条類典」はこれを掲載しないのである。

(2) また「公事方御定書」は、寛保三年（一七四三）以降延享三年（一七四六）までの各年、および宝暦四年、都合五回の増補修正を被った。五回の増修においては、増補のみならず、条文を削除した場合も存する。「科条類典」は削除条文についての記事を載せないのである。

(1) の場合をさらに三通りにわけて説明する。その第一は「元文三年御帳」に存したが、「元文四未年御帳」において削除した可能性のある左の六箇条である。したがって、この六箇条は、「元文五年草案」にもこれを見出すことができない。

① 第四十二条 享保八卯年御書付 質地裁判之事

② 第四十八条 享保十四酉年御書付 借金銀利分之事

③ 第五十七条 享保七寅年伺 主人が暇出候処屋敷之内不立去もの咎之事

④ 第一百七条 享保十七子年御書付 奉行所にて法外いたし候者之事

⑤ 第一百九条 享保廿卯年御書付 死罪ニ可伺者之事

⑥ 第一百四十四条 享保十九寅年十二月 科無之趣ニ候処推量にて御仕置伺之儀ニ付被仰渡

(1) の第二は、吉宗が削除を指示した法文である。吉宗は、「元文四未年御帳」を受け取ると、これに緑色の墨をもって修正意見を認め、御定書掛三奉行に返却した。その際、一一の法文について削除を指示した。⁽³²⁾ そのうち左の七箇条は、関連規定も立法されることがなかった。それ故、「科条類典」に引用が見られないのである。

① 第七十二条 享保十三申年伺書 奴女牢内ニ差置候儀書付

② 第一百四条 享保七寅年御書付 追放赦免之事

③ 第一百十条 享保十三申年 御扶持人死罪遠島ニ成候一件之内町人百姓有之節、科無之候共品ニより咎メ可有之

旨被仰渡候事

④ 第四百十一條 享保廿卯年御書付 死罪可成者遠島ニ成候事

⑤ 第四百十二條 享保十三申二月 召仕を折檻ニテ殺候者之事

⑥ 第四百十三條 享保十七年子十月 弟子を致折檻^(經)相果を隠置候者御仕置之例

⑦ 第四百十六條 口論ニテ擧合候上相手相果候得共頓死と相見疵無之ニ付不及下手人ニ事

(1) の第三は、左の三箇条である。これらは「元文五年草案」には登載されるが、寛保二年成立時の「公事方御定書」には存しない。元文五年以降、寛保二年三月までの間に削除されたと考えられる。⁽³³⁾

① 第十九條 享保五子年 浦賀え湊替被 仰付候節之御書付

② 第八十三條 享保七寅年伺書 取上田畑之事

③ 第九十五條 享保七寅年 猪鹿おどし鉄炮願之儀ニ付御書付

(2) の場合は、左の一箇条である。

① 第八十八條 元文元辰年御書付 過料申付方之事

この条文は寛保二年成立の「公事方御定書」下巻に存し、延享元年の第二次増修までは確実に存したが、延享三年の第四次増修の「公事方御定書」においては存しない。すなわち、延享二年の第三次増修もしくは延享三年の第四次増修のいずれかにおいて削除されたのである。「科条類典」がこの法文を引用しないのは、その故である。

「科条類典」に見出すことのできない法令二三のうち、一七については右のような説明が可能である。残るは左の六箇条である。これらは、「科条類典」の編纂上の不備が原因で、引用されなかったと考えられる。⁽³⁶⁾

① 第九條 享保四亥年書付 評定所古来之事

②第四十四条 質地出入一座申合覚

③第八十二条 享保十八丑年申合書付 欠所田畑家屋敷家財之事

④第八十五条 宝永三戌年 妻持参田地之事

⑤第一百一条 享保十四酉年 寺社門前ニ隠遊女差置候儀ニ付伺書

⑥第一百三條 出家追放申付候節触頭奥印為致候伺書

③は、「公事方御定書」下巻第二十七条御仕置ニ成候者闕所之事の第一項のもととなった法令である。「科条類典」の該当箇所を参照すると、「本文極候節之伺書扣、不相見」という注記が存し、本来存在すべき「元文三年三月十四日弥此通定置云々」の欄と「元文四未年三月差上、翌申五月十日緑色御書入御好之趣有之帳面之内」の欄とが設けられていない。⁽³⁷⁾これが原因で引用がみられないのである。

④もまた同じく第二十七条御仕置ニ成候者闕所之事であり、その第五項のもととなった法令である。「科条類典」はここでも「元文三年三月十四日弥此通定置云々」の欄を設けていない。しかし、「元文四未年三月差上、翌申五月十日緑色御書入御好之趣有之帳面之内」の欄は存し、ここに④の法令を掲載する。そして、この法令は掛紙による修正が施されている。⁽³⁸⁾「元文四未年御帳」は、「元文三年御帳」収載の法令を敷き写した上で、修正が必要な場合には掛紙をもって行うという編纂法を採っている。したがって、掛紙修正の存する法令は「元文三年御帳」以来のものということになる。

②⑤⑥は、「科条類典」が元文三年の欄にこれらの法令を引用するのを怠ったと考えられるものである。②は同下巻第三十一条質地小作取捌之事の第五項但書および第八項のもととなった評定所一座の覚書、⑤は同下巻第四十七条隠売女御仕置之事の第十一項のもととなった伺書、⑥は同下巻第十四条寺社方訴訟人取捌之事の第四項のもと

となった伺書である。これら各条の「科条類典」の該当箇所を参照すると、元文三年の欄は存するもののこれらの法令を掲載していない。元文四年の欄にのみ掲載し、しかも何れの法令についても、掛紙をもって修正を加えている（もつとも、⑤に関する懸紙は空白であり文字が記されていない⁽³⁹⁾）。つまり②⑤⑥はいずれも「元文三年御帳」以来の法令であり、「科条類典」は何らかの理由でこれらを引用しなかったのである。⁽⁴⁰⁾①もまた元文四年の欄にのみ引用される。「科条類典」の不備と断定する徴証を欠くが、②③⑥の事例から考えるにその可能性は少なくないと思われる。⁽⁴²⁾

以上、元文三年三月十四日より後の日付をもつ法令二、および「科条類典」に引用のみられない法令二三について検討を加えた。その考証が的を射ているならば、「公規矩之書」という写本は「元文三年御帳」の姿をつたえる伝本であると言いうことができよう。⁽⁴³⁾

四 「公事方御定書并伺之上被仰渡書付」（関西学院大学基礎法学研究室収集古文書）について

林紀昭氏が翻刻紹介された「公事方御定書并伺之上被仰渡書付」（以下、関学本と言う）は上下の二冊本であり（上六五丁、下八〇丁）、目録と本文とから成る。林論文によると、関学本は以下のような内容である。表題は表紙中央に貼った紙に「公事方御定書并伺之上被仰渡書付 上（下）」と記される。また、内表紙裏には、

弥此通定置、追て被 仰出等此帳ニ可記儀ハ書記可申候、
其節々其趣書付可差出旨、被仰聞承知仕候、

元文三年三月十四日

評定所一座

という文言が見られ、関学本が「元文三年御帳」と関連する内容をもつ写本であることを語っている。関学本は上に四七条、下に七九条（内一条脱落と推測）の法令を収載する。これらの法令の内、一七箇条を除くすべては「元文三年御帳」と同じ法令である。一方、「科条類典」から判明する「元文三年御帳」の法令数は一二五条に達し、そのうち一九条は関学本に見出されない。その他、関学本には「元文三年御帳」に記入の「青紙附札」等の一部掲げること、「元文三年御帳」に存した「黄紙懸紙」「御附札」が関学本に存しないこと、「元文四年御帳」に記載の「懸紙」の記入がまったく存しないことなどを確認した上、「関学本は元文四年帳の影響をうけない、元文三年帳と緊密な関係にある法令集」であるとの結論を導き出している。また、法令数の少ないことから、次の三通りの可能性を指摘しておられる。(1)本来三冊本であり、中冊が欠けている。(2)「完成した元文三年帳ではなく、それ以前の編纂状況を反映した書と考えることも出来よう」。(3)「単に元文三年帳から何らかの理由で必要な法令を摘出しただけかもしれない」⁽⁴⁴⁾。

次に、「公規矩之書」と関学本とを比較してみよう。「公規矩之書」は、関学本に収載の法令をすべて含んでいる。転写の際に生じた脱文、脱字、誤字などを除き、両者の法令は同文である。「公規矩之書」は関学本よりも多くの法令を収載しており、⁽⁴⁵⁾関学本は左の二一の法令を収載していない。そのうち、「評定所法式并公事訴訟取捌之部」の法令が一六の多数を占める。

い 評定所法式并公事訴訟取捌之部

第一条 評定所始り并看板之面

第二条 日本橋 浅草橋 常盤橋 芝車町 筋違橋 麴町 高札

第三条 此高札ハ^{十月}三月迄^ル日本橋え相建候 火附訴人之事高札

第四条 此高札ハ日本橋計え相建候 諸国新田取立高札之事

第五条 此高札ハ日本橋計ニ相建候 博奕之儀ニ付高札

第十六条 享保十一年十一月御書付 新規之神事仏事執行異説等之事

第十七条 諸国浦高札

第十八条 浦々添高札

第十九条 享保五子年 浦賀え湊替被 仰付候節之御書付

第二十条 享保五年子十二月 唐船持渡之諸色抜荷買取 御制禁之御書付

第二十一条 出売出買之儀触書

第二十二条 正徳五末年 公事訴訟人^ノ音物贈り候儀ニ付御書付

第二十四条 享保六丑年 評定所前訴状箱ニ有之文言

第二十五条 評定所(前)箱之際建札

第二十八条 享保六丑年御書付 公事出入訴下役所等ニて滞セ候事

第二十九条 享保六丑年(伺書) 公事吟味銘々宅ニて仕候儀伺之事

を 闕所并過料等之部

第八十六条 享保七寅年一座申合 身代限り申付方之事

わ 変死病人片付并溜預ヶ等之部

第九十一条 享保七寅年被 仰渡 溜預ヶ之事

第九十二条 元文三年五月十二日中務大輔殿被仰渡候 一ヶ年切御仕置もの等向後可書出旨一座え被 仰聞候寛

書

た 男女申合相果候者 御仕置部
隠遊女差置候者

第九十九条 享保七寅年御書付 男女申合相果候者之事

の 巧事かたり事御仕置之部

第四百四十四条 享保六丑年御書付 重科人死骸塩詰之覚

「公規矩之書」は一四四の法令を二六部に部類分けする。関学本も同様に部類分けするが二一部を存するに過ぎず（「い 評定所法式并公事訴訟取捌之部」「ろ 論所取捌之部」「に 借金銀家質地代滞等之部」「ぬ 亂氣^{乱氣ニて人殺}御仕置之部」「た 男女申合相果候者 御仕置部」を欠く、部類分けそのものが不徹底である。不徹底の一部をあげるならば、「追放御仕置之部」が重複しており、したがってそこに分類される「追放御仕置之事」という法令を重複収載すること（下二十三・下七十三）、「無宿并奴女片付之部」を設けながら、奴女に関する法令（下五・下六）をここに配置していないこと、「酒狂人御仕置之部」を設けながら酒狂に関する法令（下七・下八）をここに配置していないこと、「欠落者尋之部」を設けながら「欠落尋もの之事」という法令（下十）をここに配置していないことなどである。とりわけ上冊、下冊とも冒頭部分が整備されていない。「公規矩之書」と比較すると、上下冊の冒頭部分は共に部類分けの表題をもたず、上冊冒頭においては多数の法令を収載しておらず、下冊冒頭は様々に分類されるべき法令を混在させている。また、関学本と「公規矩之書」とは収載する法令自体は同じであるが、配列が大きく異なっている。このような未整備な様相や配列の差異から推察するに、——元文三年三月十四日付の評定所一座の請書が存すけれど——関学本は「元文三年御帳」起草過程のある段階の姿を示す伝本と言えるのではなからうか。すくなく

とも、関学本が「公規矩之書」よりも時間的に前の段階にあるのは間違いないであろう。「関学本は元文四年帳の影響をうけない、元文三年帳と緊密な関係にある法令集」であるという林論文の結論には疑問の余地はなく、三通りの可能性のうち、(2)の「完成した元文三年帳ではなく、それ以前の編纂状況を反映した書」というのが的を射ているように思う。

五 「評定所一座大概之記」(明治大学博物館所蔵)について

荃田佳寿子氏の紹介された「評定所一座大概之記」(以下、明大本と言う)は、卷之一、卷之二の二冊本であり、明治大学博物館所蔵である(架号、F五八)。打付書の外題に「評定所一座大概」、内題に「評定所一座大概之記」とある。卷之一は四二丁、卷之二は七一丁、半丁に二行で書写する。卷之二の奥書に、「文久二^壬戊 閏八月朔日 発筆、同廿日写了」とあり、書写年代は幕末である。なお、明大本には、「弥此通定置、追て被 仰出等此帳ニ可記儀ハ書記可申候、其節々其趣書付可差出旨、被仰聞承知仕候」という評定所一座の請書が見当たらない。

荃田著書の述べるところを要約すると、次のごとくである。明大本は二九部にわかれて法令を集録しており、そのうち「男女申合相果候もの隠遊女差置候もの之部」「乱気ニて人殺理不尽もの御仕置之部」「無宿并奴女片付之部」が「科条類典」に引用する部類別の名称と一致し、「町方取計之部」「死罪除日并御仕置者書上之部」を除く二七部の法令は、何らかの形で「元文三年御帳」に載録されている。また、明大本は「科条類典」に引用されていない法令を多数含んでいるが、「科条類典」は一〇三条本を基準に編集した書であるから、「科条類典」に見えない法令が明大本に載録されていてもさしつかえない。

明大本は、「寺院什物建具等質入借金停止之御触書」「妻持参田畑之事」「寺社門前ニ隠遊女差置候義ニ付伺書」「出家追放申付候節触頭奥印為致候伺書」など、「元文四未年御帳」によつて新規に載録された法令を収載しており、また題号（法令の表題）が「元文三年御帳」に一致し、「元文四未年御帳」とは異なる場合が存する。その結果、明大本は「厳密な意味では「元文四未年御帳」ではない。しかし少なくとも「元文三年御帳」を底本とした「元文四未年御帳」成立直前のものといえる」、「元文四未年御帳」書上直前の法令集であると理解して誤りはない」という結論に達したのである。⁽⁴⁶⁾ 茎田著書はまた、明大本の目録部分と奥書とを翻刻紹介し、その解題として「元文三・四年御帳の痕跡を残した法令集である」、「なお見極めえないが、「元文四年御帳」にもっとも近い法令集であると考えられる」とも記す。⁽⁴⁷⁾

片や林論文は、関学本と明大本とを詳細に比較した上で、明大本について次のような見解を表明している。⁽⁴⁸⁾「三年帳を…底本としたことは認められても、三年帳に存する附札など（『科条類典』上四〇・下一・六・五八・七八など）が一切記入されていないことは、三年帳成立への公的な最終段階の編纂活動には直接には関与していない者の所持していた元文三年帳関係史料が底本となったことが推測される」と指摘し、明大本は「元文三年帳の一史料ではあるが、その後の追補の内容に元文四年帳の公的な作成過程が反映されているか疑問であり、三年帳の編纂過程から派生した一本と評価するのが穏当であろう」と結論づけた。また、「成立時期の不確定や独自な二部を含むこと…などを考えると、明大本の構成をもつて直ちに元文三年帳のそれと同一視するにはいまだ史料不足であり、構成原理を見出そうとする試みも慎重さが要求されよう」とも述べる。⁽⁴⁹⁾

明大本の理解について、茎田著書と林論文との間には少なからぬ相違が存する。そこで、「公規矩之書」と明大本とを比較することにより、明大本をどのように理解すべきなのか、改めて検討しよう。明大本の法令数は、二九

部一八三条である。⁽⁵⁰⁾ 一方、「公規矩之書」の法令数は二六部一四四条である。⁽⁵¹⁾ 明大本は「公規矩之書」の法令をすべて収載し、かつ「公規矩之書」に存しない法令を三九収載する。明大本の部類立てとその配列、ならびに部類だての中の法令の配列は、「公規矩之書」のそれと基本的に同じである。但し、次の三点が「公規矩之書」と相違する。その第一は、第五番目の「町方取計之部」および第二十九番目「死罪除日并御仕置書上之部」が、「公規矩之書」に存しないこと。第二は、明大本は、「旧悪御仕置之事」という法令を「旧悪御仕置之部」を立ててここに収めるが、「公規矩之書」はこの法令を「怪我ニて人を殺候者御仕置之部」の末尾に置き、「旧悪御仕置之部」をたてていないこと。第三は、法令の配列の異同が、冒頭の「評定所法式并公事訴訟取捌之部」においてのみ認められること。すなわち、「公規矩之書」の第二条と第五条が、明大本の第十三条と第十四条の間に入り込んでいるのである。その他、明大本独自の法令については、それが各部の途中に入り込んでいる場合がある。

明大本と「公規矩之書」とが一致する一四三の法令は、とりもなおさず「元文三年御帳」の法令であるということである。勿論、転写の際に生じた誤字脱字や脱文を原因とする差異は枚挙に遑がない。しかし、両者の法文には注意すべき差異が一点存する。「元文三年御帳」には、「誤証文取間數旨之御書付」および「乱氣ニて人殺之事」の但書の二箇所に、御定掛三奉行の施した黄紙懸紙による修正が存する。⁽⁵²⁾ 明大本はこの修正を盛り込んでいのである。「乱氣ニて人殺之事」の但書を例にあげれば、この法令は、「公規矩之書」の第七十八条に、

但、主殺親殺或ハ火附等たり(と)いふとも、乱氣ニ候ハ、死罪一通リニ可被相心得候、

右之通ニ候間、致自滅候ハ、死骸不及塩詰、取捨ニ可仕候、乱心ニて火を附候時、もへ立不申、外ニ子細も無之、乱心ニ紛無之候ハ、遠島ニも可相伺候、

とあり、この但書は明大本の第九十八条には左のごとく記される。

但、主殺親殺たりといふ共、乱心ニ紛無之候ハ、死罪一ト通ニ可被相心得候、

右之通ニ候間、致自害候ハ、^(滅)死骸不及塩詰ニ、取捨ニ可仕候、火を附候節、^(時)乱氣之証拠不分明ニ候ハ、死罪たるへし、乱氣ニ紛無之ニおゐては、^(常之)乱心之通可申付候、

右に見る法文の差異は、明大本が黄紙懸紙による修正を採り入れたために生じたのである。なお、吉宗は「元文三年御帳」の一三箇所について修正の指示を出した。「公規矩之書」にこれが反映されていないことは前述したが、明大本も同様である。

次に、明大本独自の法令三九についてながめてみよう。その法令は、「町方取計之部」に五箇条、「死罪除日并御仕置書上之部」に九箇条が存し、残りの二五箇条は各部に散在する。これらの法令の大部分は享保年間における書付、町触、申合事項などであり、年号を明記する法令中もつとも新しいのは、元文三年四月の「京大坂町奉行ニて公事訴訟裁許之事」および「寺院什物建具等質入借金停止之御触書」である。三九の法令は、一部の例外を除いて、「元文三年御帳」をはじめ、「元文四末年御帳」および寛保二年成立の「公事方御定書」に見出すことができる。このことは林論文の「関字本・明大本・類典中元文三年帳等対照表」にも明示されている。一部の例外とは、「借金銀家質地代滞之部」の末尾に置かれた「寺院什物建具等質入借金停止之御触書」と「追放御仕置之部」の末尾に置かれた「重中軽追放之事」、および「評定所法式并公事訴訟取捌之部」に収載された「御家人評定所箱え書附入候義ニ付御書付」とである。前二者は「元文四末年御帳」にて新規に起案された法令であり、後者は「寛保二戊午上り帳」に登載され、「公事方御定書」上巻第十一条として定着した法令である。⁽⁵⁵⁾

右に確認した事実から、明大本を次のように位置づけることが出来よう。明大本は基本的には「元文三年御帳」そのものであるが、それに享保・元文年間の書付、触書、申合事項などから関連法令を追補した法令集であ

る。御定書掛三奉行による黄紙懸紙の修正を盛り込んでいるので、その成立時期は「公規矩之書」よりも後、少なくとも元文三年四月からさほど時間をおかない頃と思われる。追補した関連法令は二つの例外を除いて、「元文四年御帳」に載録されていない。このことから、「元文四年帳の公的な作成過程が反映されているか疑問」という林論文の指摘は、傾聴に値するよう思うのである。明大本の作成者は、「元文三年御帳」を披見することが可能であり、かつ右の幕府法令を採録しえる部署に配属された幕府役人であったと考えられる。

なお、「口論所取捌之部」という明大本の二番目の部類立ての名称に関連して一言しておこう。この部名冒頭の「口」字は、そもそものは片仮名の「ロ」であろう。前述したように、「公規矩之書」は各部に朱字の「いろは」を冠して分類記号としており、「論所取捌之部」には「ろ」が冠されている。それ故、明大本のもととなった写本もまた、「公規矩之書」に同じく、「いろは」もしくは「イロハ」の文字を各部に冠していたと推定されるのである。

むすび

「公事方御定書」編纂の下命は、元文二年（一七三七）閏十一月九日のことであり、そのことが「大岡忠相日記」の同日条に、

一 今日評定所臨時之寄合ニ付て四時出宅、評定所へ罷出、前々被仰出又は伺之上相極候御仕置申付候御定書共帳面仕立上候様ニ被仰出、依之今日寄合申候、右御用懸り牧野越中守、松波筑後守、杉岡佐渡守え左近殿被仰渡候、

と記されている。⁽⁵⁶⁾ 御定書掛三奉行も同時に任命された。編纂すべき内容は、「前々被仰出」および「伺之上相極

候御仕置申付候御定書」であり、これらを帳面に仕立てることである。その結果出来上がったのが「元文三年御帳」である。「御定書出来候節之書物取調候趣」が朱書として載せる記事は、「元文三年御帳」を左のように説明する。⁽⁵⁷⁾

此御帳ハ御仕置附モ有之候得共、多分ハ御書付御触書等書載、御勘定奉行杉岡佐渡守え被仰付、出来之御帳と相見、其頃佐渡守一名にて一座え之相談書扣有之候、

つまり「元文三年御帳」は、「御仕置附」も載せるが多くの書付、触書等を採録した書なのである。「元文三年御帳」に関するこれらの説明を、「公規矩之書」にあてはめても何ら齟齬しない。「御仕置附」というのは、ここではおそらく判例を指すのであろう。「公規矩之書」は具体的事案を示した九箇条の判例を収載する。第五十七条第六十七条、第一百七条、第一百一十一条、第一百十二条、第一百十三条、第一百六条、第一百八条、第一百九条の各条である。これらの判例の多くは、「大岡忠相日記」にいう「伺之上相極候御仕置」である。残る大多数の条文が、書付、触書、伺書、覚書などの法令つまり「大岡忠相日記」にいう「前々被仰出」で構成される。すでに考証したように、「公規矩之書」収載の個々の法令についても、その法文は——追記と見られる二つの法令を除くならば——「科条類典」が「元文三年三月十四日弥此通定置云々」の欄に引用するのに一致する。こうしたことから、「公規矩之書」は「元文三年御帳」の伝本であると考えるのである。

寛保二年二月成立時の「公事方御定書」は、上巻に七八通の法令を収め、下巻の条文数は九〇箇条であった。「公規矩之書」は、それらの条文の原案となった法文（書付、触書、伺書、評定所一座の申合、覚書、判例などから成る）を多数収載するのだが、その数は上巻に関しては四七箇条、下巻に関しては五〇箇条⁽⁵⁸⁾に達する。すなわち「元文三年御帳」は、「公事方御定書」上下巻の条文数の六割弱について、原案となった法文を収載するのである。

「元文三千年御帳」は同時に、寛保二年二月までに削除された法文も収載しており、その数は一六箇条である。

「公規矩之書」は一冊本である。これに対し、関学本は上下の二冊、明大本は卷之一・卷之二の二冊に分かれている。「元文三千年御帳」は果たして二分冊であったのだろうか。関学本を観察すると、「元文三千年御帳」の編纂を進める過程においては二分冊とした時期があったという可能性を考えるべきなのかも知れない。一方の明大本は、上下ではなく、卷之一・卷之二に分冊するから、紙数の関係で便宜的に分冊したと考えられる。後掲する「御定書出来候節之書物取調候趣」の記事によると、「公事方御定書」草案が上下に分かれたのは、「元文四未年御帳」からである。「御定書出来候節之書物取調候趣」の記事の多くは、草案の实物を手にとることのできる御定書御用を勤める評定所留役あるいは支配勘定等が記したのであろうから、その記事はもともと信を置くべき史料である。その記事に依拠した先学の解釈を是とすべきであろう。しかもそれを裏付けるかのように、上下に分かたない「元文三千年御帳」の伝本が出現したのである。前稿において、「公事方御定書」草案が上下に分かれたのは「元文三千年御帳」の当初からであると述べたが、ここに訂正する。⁵⁹⁾

御定書掛三奉行は「元文三千年御帳」に基づきつつ、さらに編纂を進めて翌元文四年（一七三九）三月二十二日、草案を吉宗に提出した。これが「元文四未年御帳」である。「御定書出来候節之書物取調候趣」は、「元文四未年御帳」について、

御仕置相定り候分ハ、下卷ニ書載、評定所始之事卷頭ニテ、都て被仰出候御書付御触書等上卷ニ認、同四未年三月廿二日御帳案差上、御好有之、同五申年五月十日御下ケ被成、

と記し、朱書はこの記事を説明して、

此未年之御帳は、一座掛りニテ出来と相見へ、申五月十日寺社奉行牧野越中守、町奉行石河土佐守、御勘定奉

行水野対馬守掛り被仰付候趣、書留有之候、

と記す。⁽⁶⁰⁾「元文三年御帳」起草を担った勘定奉行杉岡佐渡守は、元文三年七月二日、在職のまま逝去する。そのため、吉宗は同年九月九日、新しい御定書掛三奉行（寺社奉行牧野越中守、町奉行石河土佐守、勘定奉行水野対馬守）に対し、改めて「公事方御定書」編纂を命じた。この時の吉宗の指示は、「公事方定書之事、畢竟大意計之儀候間、附札之趣ニ所々直之、其外ニも右附札ニ准シ、可改分ハ改之、下番ニて可被差出候」というものである。⁽⁶¹⁾その後、半年ばかりの日時を要して提出したのが「元文四年御帳」である。それ故、この草案は、「一座掛りニて出来」したのであり、上下巻に分かれていた。上巻に「評定所始之事巻頭ニて、都て被仰出候御書付御触書等」、下巻に「御仕置相定り候分」を収載したのである。御定書掛三奉行が総掛かりで編纂を担当したこと、草案を上下巻に編成したことは、「元文三年御帳」と異なるところである。したがって、部類分けもおそらくこれを廃し、条文の配列にも異同が生じたことと思われる。条文配列は、伝本を通じてはじめて判明するのであり、伝本の出現が鶴首されるところである。⁽⁶²⁾

前述したように、吉宗は「元文三年御帳」に対して一三箇所に修正指示を出している。「公規矩之書」はこの修正を反映しておらず、明大本も同様である。一方、御定書掛三奉行の「黄紙懸紙」による修正は、明大本のみがこれを反映している。吉宗の修正指示が御定書掛三奉行の修正よりも後であったと考えるならば、「元文三年御帳」が御定書掛三奉行に下げ渡された元文三年三月十四日の時点においては、吉宗の修正指示が存しなかったということになる。⁽⁶³⁾この点も史料の発掘によつて解明すべき問題である。

ともかくも、編纂の起点となった「元文三年御帳」の伝本が出現したのであるから、編纂過程をはじめとして「公事方御定書」を考察するための大きな手懸りを得たことになる。

- (1) 高塩博「公事方御定書」の編纂過程と「元文五年草案」について『國學院法學』四八巻四号、平成二十三年（以下、前稿と
言う）。
 - (2) 「御定書出来候節之書物取調候趣」『徳川禁令考』後集第一、提要三三頁。
 - (3) 荻田佳寿子「江戸幕府法の研究」二三六～二四三、二九七、四七六～四八三頁、昭和五十五年、巖南堂書店（以下、荻田著書
と言う）。
- 関西学院大学日本法史研究会「元文三年之御帳」の一史料(一)(二)——「公事方御定書并伺之上被仰渡書付」——『関西学院
大学「法と政治」三六巻二・三号、昭和六十年（執筆者は林紀昭氏。以下、林論文と言う）。
- (4) 平松義郎「徳川禁令考」・「公事方御定書」小考(二)『創文』一八七号、二三頁、昭和五十四年（以下、平松論文と言う）。
 - (5) 平松論文(一)『創文』一八六号、一九頁。
 - (6) 本稿が利用する「科条類典」は、『徳川禁令考』後集（司法省蔵版・法制史学会編、石井良助校訂、平成二年第五刷、創文社
刊）に収録のそれである。
 - (7) 『徳川禁令考』後集第一、一八一頁。
 - (8) 『徳川禁令考』後集第一、一八二頁。
 - (9) 『徳川禁令考』後集第一、一八〇頁。
 - (10) 前稿においては、「忝之御案文」から「四之御案文」までが「巳年差上候御定書」（元文二年草案）に対する修正指示であるこ
とを明確に認識できなかった。その故に、「御定書掛三奉行が「元文三年帳」の原案を吉宗に提出した日付は、目下知られていな
い。吉宗は「元文三年帳」原案の提出される以前、四つの法文について修正案を提示した」という記述となった（二六頁）。より
正確な表現とするため、この記述の「元文三年帳」原案の提出される以前、四つの法文」の部分で、「元文三年帳」原案の提出
される以前すなわち「巳年差上候御定書」（元文二年草案）の四つの法文」と訂正する。
 - (11) 『徳川禁令考』後集第一、三〇〇～三〇一・三〇八～三〇九頁。
 - (12) 『徳川禁令考』後集第四、六一～六二頁。
 - (13) 『徳川禁令考』後集第三、二八四頁。
 - (14) 『徳川禁令考』後集第一、提要二八～三四頁。

- (15) 大岡家文書刊行会編『大岡越前守忠相日記』上巻一六七頁、昭和四十七年、三一書房。
- (16) 神保文夫「宝永期における幕府判例集編纂の一斑——「旧憲類書」について——」名古屋大学『法政論集』一四七号、四九九頁、平成五年。
- (17) 評定所におけるこれら法律書の作成について、神保氏は、「公事方御定書」編纂のための前提ないし補助作業の一つであったと位置づけることができよう」と指摘された(「宝永期における幕府判例集編纂の一斑」前掲誌五〇〇頁)。
- (18) 『徳川禁令考』後集第一、提要二八・二九頁。
- (19) 平松氏の「元文二年の「巳年差上候御定書」および「元文三年之御帳」が勘定奉行・評定所系の御書付中心の草案であり」という指摘は、当を得ていると思う。平松氏は一方、「元文二巳年御定書」について、「その成立、原形ははなはだ判然としない」としつつも、「あるいは庁政談の原本たりうるのではないか、と憶測を廻らすのである」と述べておられる。このような憶測をしたくなるのは、「庁政談」という法律書が、「元文二年巳十一月三奉行同之上評定所之御定書」だからである。「元文二巳年御定書」が吉宗に提出される頃、評定所では「庁政談」を編纂していたのである。「庁政談」は、「重科人之悴親類等御仕置之事」、および「悪党者訴人之事」に関する法文を収載するが、それは「元文三年御帳」に同じ法文である(第二百九十一・二百九十九条。つまり、「元文二巳年御定書」の法文に対する吉宗の修正を採用しているのである。「庁政談」は一方、「乱気ニて人殺之事」に関わる法文を収載していない。この事実をもって、「庁政談」と「巳年差上候御定書」との関係をどのように考えるべきか、考えあぐねているところである。
- (20) この脱落が、本書書写の際の写し落としなのか、親本がすでに脱落させていたのかは不明である。本書には、これ以外にも転写の際の脱文をいくつか指摘することができる。しかし、この場合も、親本においてすでに脱落していたのか、本書書写の際の脱落なのかは、これを判別することができない。
- (21) 『徳川禁令考』後集第一、一七九頁。「公事方御定書」上巻第四十条は、「元文三年御帳」において本文が定まり、条文の表題(題号)は「寛保二戌年三月上り候帳面」において定まった(同書一八〇頁)。
- (22) 「公規矩之書」第三十条 享保廿一辰年御書付 諸役人非分私曲有之裁許・重キ御役人領地出入取計・裁許仕置等之事、同第七十八条 享保六丑年御書付 乱気ニて人殺之事、同第三百七十七条 火附并盜賊等訴人之事。
- (23) 『徳川禁令考』後集第二、九二頁。

- (24) 『徳川禁令考』後集第二、九二頁。
- (25) 『徳川禁令考』後集第四、五頁。
- (26) 『徳川禁令考』後集第四、五〇六頁。
- (27) 前稿二七〇二八、五一〇五二頁。
- (28) 『公事方御定書』下巻第十六条〔『徳川禁令考』後集第一、四二五頁〕。
- (29) 『公事方御定書』下巻第七十八條〔『徳川禁令考』後集第四、六二頁〕。
- (30) 前稿一一五頁。
- (31) 『徳川禁令考』後集第一、一八七頁。『科条類典』は、「寛保二戌年上り帳」が年中御仕置并在年人数書付可差出事という法令をはじめで登載したように記す。しかし実際は、「元文五年草案」にすでに収載されているのであるから、「科条類典」に不備が存するかもしれない。
- (32) 前稿四二頁。
- (33) 「公規矩之書」の①第十九条 享保五子年 浦賀え湊替被 仰付候節之御書付は、「元文五年草案」上二十一の「浦賀え湊替之事」に同じであり、②第八十三條 享保七寅年同書 取上田畑之事は「元文五年草案」下二十一、③第九十五條 享保七寅年 猪鹿おどし鉄炮願之儀ニ付御書付は「元文五年草案」上二十四にそれぞれ同文である。
- (34) 「過料申付方之事」という条文は、寛保二年成立の「公事方御定書」には、下巻第二十九條に置かれている（荻田著書五七九頁、薮利和「公事方御定書」の原テキストについて）大竹秀男・服藤弘司編『幕藩国家の法と支配』八五・一〇六頁、昭和五十九年、有斐閣）。
- (35) 「過料申付方之事」は、寛保三年、延享元年の「公事方御定書」においても、下巻第二十九條に置かれている（高塩博「寛保三年増修の「公事方御定書」下巻について」『國學院大學日本文化研究所紀要』九五輯五五頁、平成十七年、同「延享元年増修の「公事方御定書」下巻について——史料編——」同誌九七輯二六頁、平成十八年）。
- (36) 薮利和氏は、「科条類典」が「決して完璧なものではなく、その編纂当時（明和四（一七六七）年）すでに重要な史料が失われているか、もしくはその旨を記述した箇所がある」ことを夙に指摘し、それらの箇所を列挙しておられる（「公事方御定書」の原テキストについて）前掲書九六〇九八頁）。

(37) この点につき、藪氏の前掲論文がすでに指摘する(九六頁)。「徳川禁令考」後集第二、八五頁。

(38) 『徳川禁令考』後集第二、九三頁。

(39) ②は『徳川禁令考』後集第二、一五七〜一六〇頁、⑤は同書第三、九〜一頁、⑥は同書第一、四二〜四一三頁を参照。なお、⑤の同書は、元文四年の修正を経て「元文五年草案」下の第三十三條隠し遊女差置候者御仕置之事の第三項となっている(前稿一六頁参照)。それによれば、元文四年の懸紙修正は、同書の内容を変更せずに、簡潔な法文に改めることであった。

(40) ⑤の同下巻第四十七條隠売女御仕置之事に関しては、藪氏の前掲論文が同条第一項、第四項についての改正に関する史料が「科条類典」に欠落することを指摘する(九七頁)。

(41) 『徳川禁令考』後集第一、二頁。

(42) 荃田著書は④⑤⑥について、「元文四未年御帳」がこれらを新規に載録したと解釈するが(二三八頁)、林論文は③を除く五つの法令について、「科条類典」がこれらを脱落させた可能性をすでに指摘している(林論文(二)、一七三頁)。

なお、「公規矩之書」と、「元文三年三月十四日弥此通定置云々」として引用する「科条類典」の法文とを比較すると、「公規矩之書」の法令には「科条類典」に見えない文言を含む場合がある。以下の通りである。

①第十條 享保十八丑年 目安裏書初判之儀書付の第一項但書「但、関八州之外も御料之分、御勘定奉行え願出、初判仕候、」が「科条類典」に見えない(『徳川禁令考』後集第一、二五三頁)。

②第十三條 正徳六申年御書付 評定一座可相心得条々の第二項但書「但、享保二年辰年伺之上 兩日借金公事承候筈ニ相極り候、毎月 四日 廿一日」が「科条類典」に見えない(『徳川禁令考』後集第一、四二頁)。

③第五十三條 (享保四亥年) 諸奉公人出入之儀ニ付町触の第二項「是ハ享保十一年改り、当時ハ下請人え懸り願出候得は、下請人え三十日切ニ申付候」が「科条類典」に見えない(『徳川禁令考』後集第一、二二六頁、同第二、四二五頁)。

④第六十二條 享保四亥年 御代官え不相届訴訟ニ出候者之儀ニ付御書付の末尾「右之通、御代官所村々え相触候事、」が「科条類典」に見えない(『徳川禁令考』後集第一、一六三頁)。

⑤第六十八條 無宿并入墨敲ニ成候者之事の第二項の傍線部「行倒又ハ紛者ニテ科無之類ハ、在所ニても科無之分ハ」の傍線部が「科条類典」に見えない(『徳川禁令考』後集第四、一七〇頁)。

「公事方御定書」と「元文三年御帳」とで法文に差異のない場合、「科条類典」は「右同文言」と注記することで、法文の引用

を省略することがある。②③④はまさにそれに該当し、法文の引用が省略されている。しかし、「元文三年御帳」は本来、右の文言を備えていたと思われるのである。「厳密な語句の比較を行わずに同文」とする危険性のあることは、林論文がつとに指摘するところでもある(林論文(一)、一五六頁)。

①⑤は、「科条類典」が法文を引用する際、あるいは「科条類典」を転写する際などに脱落させたものであろう。その傍証として、「元文三年御帳」の法令を取載する「公事方御定書并伺之上被仰渡書付」(後述の関字本)にもこれらの文言が存することを指摘しておこう(林論文(一)、一七八頁、同(二)、二〇二頁参照)。又、⑤の傍線部は、「元文四未年三月差上云々」の欄に引用する同条にもこれを存する(『徳川禁令考』後集第四、一七一頁)。

(43) 前述したように、本書は丁寧に書写された写本ではあるが、いくつかの脱文と脱字とが存する。以下に主なものを列挙する。

①第六条 享保五子年御書付 式日老中出座之事の第四項

一 公事出入等難決類、入組候品ハ、向後式日老中出座之節、差出候様ニ可仕事、

②第二十二條 正徳五未年 公事訴訟人ノ音物贈り候儀ニ付御書付の末尾

右今度如此被仰出旨、よろしく可相心得候、以上、

③第四十四條 質地出入一座申合覧の第三項

享保十一年午七月

一 評定所一座其外重キ御役人知行所等出入之儀ハ、伺之上裁許申付候得共、質地出入ハ裁許之筋兼て相極り有之事ニ候間、右之衆中知行百姓等ニても、不及伺可致裁許事、

④第八十條 享保十一年御書付 親類主人等々尋申付方之事の本文および第八十一條、欠落もの尋之事の表題

科有之、逐電、欠落等いたし候もの尋申付候儀、主人を家来ニ、親を子ニ、且又兄を弟ニ、伯父を甥に尋候様ニ申付候事ハ有之間敷儀ニ候間、向後其心得ニて可有作略候、以上

午十一月

享保五子年

欠落もの尋之事

⑤第八十七條 享保八年卯九月被 仰渡候 二重ニ御仕置申付候事の第二項

一入墨之上敲、或ハ追放等ニモ、其品ニより可申付事、

⑥ 第一百条 享保十四酉年 寺社門前ニ隱遊女差置候儀ニ付同書の第一項傍線部

百姓同前ニ地頭之寺社ニ年貢寺役等相勤申候、隱遊女差置候ハ、屋敷主之町人不届ニ御座候間、通例之町方之通、家屋敷不
残取上、

⑦ 第一百三條 享保十七年子十月 弟子を致折鑑相果^(鑑)を隱置候者御仕置之例の末尾

右之通、伺之上相済候、以上

⑧ 第一百四條 享保十九寅年十二月 科無之趣ニ候処推量ニて御仕置伺之儀ニ付被仰渡の第一項から二項にかけての傍線部

一稲子村源助相果候儀ニ付、御勘定奉行懸リニて吟味候得とも、難決ニ付、一座え吟味被 仰付候処、殺候者無之、源左衛
門と与四兵衛^(儀)に科無之趣ニ候間、吟味一件之者共出牢申付、指免可申候、

一御勘定奉行吟味決不申候付、一座えも吟味被 仰付候処、源左衛門・与四兵衛儀も科無之趣ニ候処、云々

⑨ 第一百十八條 享保十七子年御書付 鉄炮あた落ニて人殺之事の傍線部

三之丞と申者え中リ、其疵ニて三之丞相果候由、右之通ニ候得は、万右衛門下手人たるへく候得共、三之丞存命之内、万右
衛門親類、其上常々意趣等無之、不慮之怪我ニ候間、相果候共、下手人之御仕置御免被下候様ニと相願、三之丞親兄弟迄も
同様ニ願候、三之丞親兄弟右之通相願候条、云々

⑩ 第一百三十三條 盜ニ逢其盜人を捕召連来候者之事の末尾

右之通、伺之上相極候、以上、

その他、第五十三條、第九十六條、第二百一十一條、第二百二十七條、第四百三十三條の各条においては、法文の年号肩書を脱落させている。転写を重ねることに生じたのであろうが、誤写は写本の宿命である。翻刻にあたっては丸括弧をもって補った。その他の誤字、脱字、衍字の類は、「科条類典」および後述の「公事方御定書并伺之上被仰渡書付」「評定所一座大概之記」等と校合し、これまた丸括弧で示した。

(44) 林論文(一)、一五七〜一五八、一七二〜一七四頁。

(45) 収載の法令数は、「公規矩之書」が四四(内、追記一箇条)、関学本二二六である。しかし、両者には法令の数え方に差異がある。「公規矩之書」の第四十四条を関学本は上二十二〜上二十六の五箇条と数え、「公規矩之書」第四十五・六十八・七十四条の

法令について、関学本はこれに番号を与えていない。「公規矩之書」第四十五条は関学本においては上二十六の次、同第六十八条は関学本においては下六十五の次、同第七十四条は関学本においては六十六の次にそれぞれ配置されている。

関学本は上下各冊の法令に番号を付している。しかし、下冊の三十四が目録、本文共に欠番であり、林論文はこの一箇条が脱落であると推定した。この欠番は「死罪并下手人不及下手人部」中に存する。「公規矩之書」と比較するに、関学本は「公規矩之書」の「死罪并下手人不及下手人部」中の法令すべてを収載する。このことから考えるに、欠番は法令を脱落させたのではなく、書写者の不注意によって番号を抜かしたという可能性が大きい。

(46) 荃田著書二二六～二三九頁。

(47) 荃田著書二九七頁。

(48) 林論文は、「関学本・明大本・類典中元文三年帳等対照表」を作成し、明大本の法令が関学本のどこに配置されているのか、その法令が「公事方御定書」のどの条文の草案なのか、またその法令が「科条類典」中の「元文三年御帳」「元文四末年御帳」のどこに見出されるのかを注記する(林論文(一)、一五九～一七二頁)。明大本を理解する上にきわめて有益な対照表である。

(49) 林論文(一)、一五七～一五八頁。

(50) 明大本の法令数一八三は、次のように数えた。すなわち、諸国浦高札之事と浦、添高札を併せて一箇条と数え、過怠鷹番之事と野廻引替之覚とを併せて一箇条と数えた。

(51) 「公規矩之書」の法令数一四四は、次のように数えた。すなわち、諸国浦高札之事と浦、添高札を各一箇条と数え、評定所始并看板之事と当時御文言とを併せて一箇条と数えた。

(52) ただし、明大本は「公規矩之書」の法令中、追記とみなされる法令すなわち第三十条諸役人非分私曲有之裁許重キ御役人領地出入取計裁許仕置等之事の末尾に附載された重キ御役人知行所之趣相同候儀ニ付、申上候書付を載せていない。追記と見なすべきもう一つの第九十二条一ヶ年切御仕置もの等向後可書出旨一座え被 仰聞候覚書は、明大本が第百十二条に御仕置并牢舎人数書上之事という条文名で収載する。

(53) 『徳川禁令考』後集第一、四二五頁、同後集第四、六二頁。

(54) 『徳川禁令考』後集第一、一七九頁、同後集第四、二六四頁。

(55) 『徳川禁令考』後集第一、七六頁。

(56) 大岡家文書刊行会編『大岡越前守忠相日記』上巻一六七頁、昭和四十七年、三一書房。

(57) 『徳川禁令考』後集第一、提要二八頁。

(58) 五〇箇条のなかには、寛保二年成立時において独立条文であった三箇条(二重御仕置申付候事、妻持参金田畑家屋敷闕所之事、過料申付方之事)の原案(第八十五、八十六、八十七条)を含んでいる。

(59) 前稿二五・四四〜四五・四七〜四八頁。

(60) 『徳川禁令考』後集第一、提要三二・三三頁。

(61) 石井良助編『享保撰要類集』第一、被仰出御書附之部、御定書直シ可申御書付之事、三三頁、昭和十九年、弘文堂書房。

(62) 前稿において「元文五年草案」の法文名一覽を作成した際、寺附之品え書入之義ニ付触書(上五十四)、追放御構之場所之事(下三十六)の二箇条について、それが「元文三年御帳」以来の法文なのか、あるいは「元文四未年御帳」において起案されたのか不明であるとした(五九・六六・七三頁)。しかし、このたびの「公規矩之書」の出現により、この二箇条が「元文四未年御帳」起案の法文であることが判明した。したがって「科条類典」のこの両条についての記事の正確であることが証明されるのである。

(63) 元文三年三月十四日、吉宗は「元文三年御帳」を御定書掛三奉行に下げ渡すのだが、このことにつき、「大岡忠相日記」の同日条は、

左近将監殿、我等筑後守佐渡守え被仰聞候ハ、先日上候御仕置御定書帳面之通ニて、弥能可相極候承書仕上可申候、此已後被仰出候御書付、此帳面之未え段、書加可然候、左候ハ、御書付出候度、左近殿えも上ヶ可申候旨被仰聞、帳面御扣御渡し云々と記す(上巻二二九頁)。この記事によるに、「元文三年御帳」を提出したのは「先日」なのであり、この通りに編纂を進めるようにとの指示をもって返却された。提出日は三月十四日とさほど時をへだてていないかような書きぶりである。この時点において吉宗は、一三箇所の修正指示をまだ出していなかったのかも知れない。

「公規矩之書」条文一覽

- ・はじめに「公規矩之書」の部名と条文名を掲げる。漢数字の条文番号は著者が与えたものである。見やすくするため部名をゴチックで表記した。関学本（「公事方御定書并伺之上被仰渡書付」上下二冊）の該当条文を注記した。
- ・ついで、「科条類典」が「元文三年三月十四日弥此通定置、追て被仰出等此帳ニ可記儀ハ書記可申候、其節々其趣書付可差出旨、評定所一座え被仰聞候帳面之内」としてその条文を引用する箇所を示した。
- ・★印をもって参考事項を記した。

「い」評定所法式并公事訴訟等之取捌之部…関学本になし

- 一 評定所始り并看板之面…関学本になし
 - ・上巻第一条 評定所始之事（『徳川禁令考』後集第一一二頁以下、第一一二頁のように略記する）
 - ・上巻第二条 評定所掛看板之事（第一一三頁）
- 二 日本橋 浅草橋 常盤橋 芝車町 筋違橋 麴町 高札…関学本になし
 - ・上巻第十三条 同条（第一一八四頁）
- 三 此高札ハ十月迄日本橋え相建候 火附訴人之事高札…関学本になし
 - ・上巻第十四条 同条（第一一三頁）
- 四 此高札ハ日本橋計え相建候 諸国新田取立高札之事…関学本になし

・上巻第十五条 諸国新田取立高札（第一一一六頁）

五 此高札ハ日本橋計ニ相建候 博奕之儀ニ付高札：関学本になし

・上巻第十六条 同条（第一一二二頁）

六 享保五子年御書付 式日老中出座之事：関学本の上一

・上巻第五条 享保五子年 式日え御老中出座之儀ニ付御書付（第一一四五頁）

★本条に脱文あり（第四項）

七 享保四亥年御書付 式日立会え御目付出座之事：関学本の上二

・上巻第六条 享保四亥年 式日立会え御目付出座之儀ニ付御書付（第一一五〇頁）

八 正徳六申年 忌有之者立合内寄合え出座之事：関学本の上三

・上巻第七条 同条（第一一五一頁）

九 享保四亥年書付 評定所古来之事：関学本の上四

・上巻第一条 評定所始之事

★「科条類典」はこの法令を元文四年の欄（第一一二頁）に掲載（元文三年の記事を脱落させるか）

十 享保十八丑年 目安裏書初判之儀書付：関学本の上五

・下巻第一条 目安裏書初判之事（第一一二五三頁）

十一 享保六丑年 町方出入差紙等之事：関学本の上六・七

・下巻第一条 目安裏書初判之事（第一一二五四頁）

十二 正徳二辰年御書付 評定所之面々え被仰渡之事：関学本の上三十四

・上巻第三条 評定所之面々被仰渡候書付(第一一三七頁)

十三 正徳六申年御書付 評定一座可相心得条々：関学本の上八

・上巻第四条 正徳六申年 評定一座可相心得旨之儀ニ付御書付(第一一四一頁)

十四 享保七寅年 誤証文取間敷旨之御書付：関学本の上三十五

・下巻第十六条 誤証文押て取間敷事(第一一四二五頁)

★黄紙掛紙による修正指示および吉宗の修正指示をもとに反映せず

十五 御仕置筋取計專要之由にて御渡候御書付：関学本の上三十六

・上巻第二十一条 御仕置筋取計專要之儀ニ付御書付(第一一三五頁)

★吉宗の修正指示を反映せず

十六 享保十一午十一月御書付 新規之神事仏事執行異説等之事：関学本になし

・上巻第三十七条 享保十二末年 新規之神事仏事等之儀ニ付御触書(第一一七〇頁)

十七 諸国浦高札：関学本になし

・上巻第十七条 同条(第一一二五頁)

十八 浦々添高札：関学本になし

・上巻第十八条 正徳二辰年 浦々添高札(第一一二七頁)

十九 享保五子年 浦賀え湊替被 仰付候節之御書付：関学本になし

★「科条類典」に見えず、「元文五年草案」上三十一の「浦賀え湊替之事」に同じ

二十 唐船持渡之諸色拔荷買取 御制禁之御書付：関学本になし

・上巻第十九条 享保三戌年 唐船抜荷物買取候儀御制禁之儀ニ付御書付（第一―一三〇頁）

二十一 出売出買之儀触書：関学本になし

・上巻第二十条 享保六丑年 出売出買之儀ニ付町触（第一―一三四頁）

二十二 正徳五未年 公事訴訟人^も音物贈り候儀ニ付御書付：関学本になし

・上巻第二十二條 正徳五未年 公事訴訟人^も音物贈り候儀御制禁之儀ニ付御書付（第一―一四八頁）

★本条の末尾に脱文あり

二十三 享保六丑年御書付 御料并（一）地頭地頭違之出入之事：関学本の上三十七

・下巻第三条 御料一地頭地頭違出入并跡式出入取捌之事（第一―二六二頁）

二十四 享保六丑年 評定所前訴状箱ニ有之文言：関学本になし

・上巻第八条 享保六丑年 評定所前訴状箱有之文言之事（第一―一六八頁）

二十五 評定所（前）箱之際建札：関学本になし

・上巻第九条 享保七寅年 評定所前箱之際建札（第一―一七三頁）

二十六 訴状箱え書付入候儀ニ付触書：関学本の上三十八

・上巻第十条 享保七寅年 評定所前箱え書付入候儀ニ付御触書（第一―一七四頁）

二十七 享保十七子年 評定所（前）箱訴状宿書^{（附）}之儀御書付：関学本の上九

・上巻第十二條 享保十七子年 評定所前箱訴状宿付之儀ニ付御書付（第一―一七六頁）

二十八 享保六丑年御書付 公事出入訴下役所等ニて滞セ候事：関学本になし

・上巻第二十四條 享保六丑年 公事出入訴下役所等ニて滞候儀ニ付御書付（第一―一五二頁）

二十九 享保六丑年(伺書) 公事吟味銘々宅ニて仕候儀伺之事…関学本になし

・下巻第七条 公事吟味物銘々宅ニて仕候事(第一一三〇五頁)

「ろ」論所取捌之部…関学本になし

三十 享保廿一辰年御書付 諸役人非分私曲有之裁許

重キ御役人領地^(知)出入取計 等之事…関学本の上下
裁許仕置

・下巻第六条 諸役人非分私曲有之旨訴并裁許仕直等之事(第一一三〇〇頁)

・下巻第八条 重キ御役人評定所一座領知出入取計之事(第一一三〇八頁)

★下ヶ札による追記の法令(元文四未年八月の評定所一座伺)あり、「壹之御案文」による吉宗の修正指示を反映

三十一 享保十八年丑九月御書付 論所吟味評議等入念可申旨之事…関学本の上一

・上巻第二十三条 享保十八丑年 論所吟味評議等入念可申旨之儀ニ付御書付(第一一四九頁)

三十二 享保五子年御書付 双方相對之上新田(新)堤取立候事…関学本の上一

・下巻第十条 用水悪水并新田新堤川除等出入之事(第一一三一八頁)

三十三 享保十四酉年御触書 用水論其外無筋出入訴出候事…関学本の上一

・下巻第十条 用水悪水并新田新堤川除等出入之事(第一一三一八頁)

三十四 元文二巳年御書付 御料私領入相之論所郡境等ニても不入組儀ハ最初御番衆御代官見分ニ不遣事…関学本の

上十四

・下巻第十一条 論所見分并地改遣候事(第一一三五〇頁)

三十五 享保十一年午御書付 論所見分伺帳ニ反歩証跡注候事：関学本の上十五

・下巻第十二条 論所見分伺書絵図等ニ書載候品之事（第一一三六四頁）

★吉宗の修正指示を反映せず

三十六 享保十一年午御書付 論所見分伺書絵図等ニ書載候品々（之）事：関学本の上十六

・下巻第十二条 論所見分伺書絵図等ニ書載候品之事（第一一三六四頁）

三十七 享保十六亥年 縁起讓状古証文等を以裁許之儀ニ付伺書：関学本の上十七

・下巻第十三条 裁許可取用証拠書物之事（第一一三七〇頁）

「は」田畑永代売質地取捌之部

三十八 田畑永代売質御仕置覚（書）：関学本の上三十九

・下巻第三十条 田畑永代売質并隠地いたし候もの御仕置之事（第二一一三〇頁）

★吉宗の修正指示を反映せず

三十九 貞享四卯年御書付 田畑頼納売并永代売質御制禁之事：関学本の上四十

・下巻第三十条 田畑永代売質并隠地いたし候もの御仕置之事（第二一一三〇頁）

四十 延宝三卯年 御朱印地質地取間敷旨申渡候覚：関学本の上十八

・下巻第三十一条 質地小作取捌之事（第二一一五七頁）

四十一 享保五子午御触書 質田畑倍金手形停止之事：関学本の上十九

・下巻第三十九条 倍金并白紙手形にて金銀貸借いたし候もの御仕置之事（第二一三九八頁）

四十二 享保八卯年御書付 質地裁判之事：関学本の上二十

★「科条類典」に見えず、「元文五年草案」にも存せず

四十三 元文二巳年 質地之儀ニ付触書：関学本の上二十一

・下卷第三十一条 質地小作取捌之事（第二一五七頁）

四十四 質地出入一座申合覚：関学本の上二十二～二十六

・下卷第三十一条 質地小作取捌之事

★「科条類典」はこの法令を元文四年の欄（第二一五九頁）に掲載（元文三年の記事を脱落させるか）、本条に脱文あり
（第三項）

四十五 質地滞金日限之定：関学本の上二十六

・下卷第三十二条 質地滞米金日限定（第二一九六頁）

四十六 享保二十卯年 知行所え用金申付候儀ニ付触書：関学本の上二十七

・上卷第五十六条 同条（第一一九六頁）

「に」借金銀家質地代滞等之部：関学本になし

四十七 借金銀裁許申合之事：関学本の上二十八

・下卷第三十三条 借金銀取捌之事（第二二〇五頁）

四十八 享保十四酉年御書付 借金銀利分之事：関学本の上二十九

★「科条類典」に見えず、「元文五年草案」にも存せず

四十九 享保子年伺之上相定 家質濟方日切之事：関学本の上三十

・下卷第三十六条 家質并船床髪結床書入証文取捌之事（第二一三五七頁）

五十 享保五子正月 讓屋敷名前之儀ニ付町触：関学本の上三十一

・上巻第五十八条 享保五子年 讓屋鋪之儀ニ付町触（第一一二〇一頁）

五十一 享保三年戌閏十月 白紙手形ニて金子借候者之儀ニ付被 仰出之書付：関学本の上三十二

・下巻第三十九条 倍金并白紙手形ニて金銀貸借いたし候もの御仕置之事（第二一三九八頁）

★吉宗の修正指示を反映せず

「ほ」諸奉公人出入取捌之部

五十二 奉公人年季之事：関学本の上四十一

・上巻第七十二条 元禄十一寅年 奉公人年季之儀ニ付御書付（第一一二二四頁）

五十三 （享保四亥年） 諸奉公人出入之儀ニ付町触：関学本の上四十二

・上巻第七十三条 同条（第一一二二六頁）

・下巻第四十二条 奉公人請人御仕置之事（第二一四二五頁）

五十四 享保四亥年伺書 取逃引負欠落之者請人咎之事：関学本の上四十三

・下巻第四十二条 奉公人請人御仕置之事（第二一四二七頁）

★吉宗の修正指示を反映せず

五十五 享保六丑年伺書 引負之者之事：関学本の上四十四

・下巻第四十三条 欠落奉公人御仕置之事（第二一四六八頁）

★吉宗の修正指示を反映せず

五十六 享保十一年年 奉公人給金出入人主え濟方申付候儀ニ付伺書：関学本の上三十三

・上巻第七十四条 享保十一年三月被仰渡 奉公人給金出入人主え濟方申付候事 (第一一二二八頁)

・下巻第四十二条 奉公人請人御仕置之事 (第二一四二七頁)

五十七 享保七寅年伺 主人が暇出候処屋敷之内不立去もの咎之事：関学本の上四十五

★「科条類典」に見えず、「元文五年草案」にも存せず

五十八 享保二十一年辰年御書付 使ニ遣候者為持遣候品致取逃候御仕置之事：関学本の上四十六

・下巻第四十三条 欠落奉公人御仕置之事 (第二一四六四頁)

五十九 享保六丑年伺書 奉公人之(請人)出入有之家主引請之事：関学本の上四十七

・下巻第四十二条 奉公人請人御仕置之事 (第二一四二八頁)

「へ」諸願訴訟無取上之部

六十 享保五子年御書付 無取上願再訴并筋違願咎之事：関学本の下六十

・下巻第四条 無取上願再訴并筋違願之事 (第一一二八四頁)

六十一 奉行所え(不訴出)直ニ評定所へ訴出候者并当人之外が願出候ものゝこと：関学本の下六十一

・下巻第四条 無取上願再訴并筋違願之事 (第一一二八七頁)

六十二 享保四亥年 御代官え不相届訴訟ニ出候者之儀ニ付御書付：関学本の下二

・上巻第三十一条 享保四亥年 御代官え不相届訴訟ニ出候者之儀ニ付御触書 (第一一六三頁)

六十三 享保六丑年伺書 寺社訴訟人本寺触頭え不届願ニ出候類之事：関学本の下六十二

・下巻第十四条 寺社方訴訟人取捌之事 (第一一四一二頁)

六十四 享保十八丑年 養娘遊女奉公ニ出実方が訴出候共品ニより取上間敷旨御書付：関学本の下二

・下巻第四十六条 養娘遊女奉公に出シ候もの之事（第二一四九四頁）

「と」入墨并所払戸ノ等之部

六十五 享保五子年御書付 入墨之事：関学本の下六十三

・下巻第百三条 御仕置仕形之事（第四一二六七頁）

六十六 享保六丑年伺書 科人為立退住居を隠候者之事：関学本の下六十四
（所）

・下巻第八十条 科人為立退并住所を隠候者之事（第四一八二頁）

「ち」無宿并奴女片付之部

六十七 享保六丑年 輕料之無宿領主え引渡之儀御書付：関学本の下六十五

・下巻第八十九条 無宿片付之事（第四一六九頁）

六十八 無宿并入墨敲ニ成候者之事：関学本の下六十五

・下巻第八十九条 無宿片付之事（第四一七〇頁）

六十九 享保十九寅年 捨子貰候儀ニ付御書付：関学本の下三

・上巻第六十三条 享保十九寅年 捨子貰候者之儀ニ付御書付（第一一二〇八頁）

七十 元禄十五年 捨子御制禁之儀御書付：関学本の下四

・上巻第六十二条 元禄三年 捨子御制禁之儀ニ付御触書（第一一二〇七頁）

七十一 享保十三申年御書付 奴女片付之事：関学本の下五

・上巻第五十四条 享保十三申年 奴女片附之儀ニ付御書付（第一一九四頁）

七十二 享保十三申年伺書 奴女牢内ニ差置候儀書付：関学本の下六

★「科条類典」に見えず、「元文五年草案」は削除法文七として採録

「り」酒狂人御仕置之部

七十三 享保七寅年伺書 酒狂致シ刀脇差ニて人ニ疵附候者之事…関学本の下六十六

・下卷第四十二条 奉公人請人御仕置之事 (第二一四二八頁)

・下卷第七十七条 酒狂人御仕置之事 (第四一五一頁)

七十四 酒狂ニて人を打擲致候者之事…関学本の下六十六

・下卷第四十二条 奉公人請人御仕置之事 (第二一四二八頁)

・下卷第七十七条 酒狂人御仕置之事 (第四一五一頁)

七十五 酒狂ニて諸道具損さし候者之事…関学本の下七

・下卷第四十二条 奉公人請人御仕置之事 (第二一四二八頁)

・下卷第七十七条 酒狂人御仕置之事 (第四一五一頁)

七十六 享保十六亥年御書付 酒狂ニて人を殺候者之事…関学本の下八

・下卷第七十七条 酒狂人御仕置之事 (第四一五二頁)

七十七 享保五子年御書付 酒狂人主人え引渡之事…関学本の下六十六

・下卷第七十七条 酒狂人御仕置之事 (第四一五二頁)

「ぬ」乱氣ニて人殺
理不尽者 御仕置之部…関学本になし

七十八 享保六丑年御書付 乱氣ニて人殺之事…関学本の下六十七

・下卷第七十八条 同条 (第四一六一頁)

★「二之御案文」による吉宗の修正指示を反映

七十九 享保二十卯年御書付 相手理無^(不)尽之仕形ニて下手人ニ不成事…関学本の下九

・下巻第七十二条 相手理不尽之仕形ニて下手人ニ不成御仕置之事（第四一二頁）

「る」欠落者尋之部

八十 享保十一午年御書付 親類主人等え尋申付方之事…関学本の下六十八

・下巻第八十二条 科人欠落尋之事（第四一〇四頁）

★本条の本文および次条の表題が脱落

八十一 （享保五子年 欠落もの尋之事）…関学本の下十

・下巻第八十二条 科人欠落尋之事（第四一〇四頁）

「を」闕所并過料等之部

八十二 享保十八丑年申合書付 欠所田畑家屋敷家財之事…関学本の下十一

・下巻第二十七条 御仕置ニ成候者闕所之事

★「科条類典」に見えず（「本文極候節之伺書扣、不相見」の注記あり）

八十三 享保七寅年伺書 取上田畑之事…関学本の下六十九

★「科条類典」に見えず、「元文五年草案」の下二十二に同じ

八十四 享保三年戌三月伺 私領百姓 公義御仕置ニ成候^(節)筈田畑欠所之事…関学本の下七十

・下巻第二十七条 御仕置ニ成候者闕所之事（第二一九二頁）

八十五 宝永三戌年 妻持参田地之事…関学本の下十二

・下巻第二十七条 御仕置ニ成候者闕所之事

★「科条類典」はこの法令を元文四年の欄(第二一九三頁)に掲載(元文三年の記事を脱落させるか)

八十六 享保七寅年一座申合 身代限り申付方之事…関学本になし

・下巻第二十九条 身躰限申付方之事(第二一二二頁)

八十七 享保八年卯九月被 仰渡候 二重ニ御仕置申付候事…関学本下十三

・下巻第百三条 御仕置仕形之事(第四一二六四頁)

★本条に脱文あり(第二項)

八十八 元文元辰年御書付 過料申付方之事…関学本の下十四

★「科条類典」に見えず、「元文五年草案」の下二十七に同じ

「わ」変死病人片付并溜預ケ等之部

八十九 享保十巳年御書付 科無之無宿非人之外之病人養生所え遣候事…関学本の下十五

・上巻第七十八条 享保十巳年 科無之無宿非人之外病人養生所え遣候儀ニ付御書付(第一一二四〇頁)

九十 享保十巳年 芝口町河岸建札之案…関学本の下十六

・上巻第八十条 芝口町河岸建札文言之事(第一一二四四頁)

九十一 享保七寅年被 仰渡 溜預ケ之事…関学本になし

・下巻第八十八条 同条(第四一六五頁)

九十二 元文三年五月十二日中務大輔殿被仰渡候 一ヶ年切御仕置もの等向後可書出旨一座え被 仰聞候覚書…関学本になし

・上巻第四十三条 元文三年五月被仰渡 年中御仕置并在牢人数書付可差出事（第一一八七頁）

★追記の法令か

「か」出火之部

九十三 享保二十卯年書上 出火之節咎之事：関学本の下二十二

・下巻第六十九条 出火ニ付て之咎之事（第三一三七九頁）

「よ」鉄炮打井捕候者訴人等之部

九十四 鉄炮御改之儀ニ付御書付：関学本の下十七

・上巻第二十八条 享保二酉年 鉄炮御改之儀ニ付御触書（第一一五五頁）

九十五 享保七寅年 猪鹿おどし鉄炮願之儀ニ付御書付：関学本の下十八

★「科条類典」に見えず、「元文五年草案」の上二十四に同じ

九十六 （享保十一年年）鉄炮打井（隠）鉄炮所持之儀ニ付御触書：関学本の下十九

・上巻第二十九条 同条（第一一五七頁）

・下巻第二十一条 隠鉄炮有之村方咎之事（第二一四四頁）

九十七 享保十一年年御書付 過怠鷹番之事・野廻り引替之覚：関学本の下二十

・下巻第二十一条 隠鉄炮有之村方咎之事（第二一四四頁）

九十八 享保六丑年御書付 鉄炮打井捕候者御褒美之事：関学本の下二十一

・下巻第二十一条 隠鉄炮有之村方咎之事（第二一四五頁）

「た」男女申合相果候者 隠遊女差置候者 御仕置部：関学本になし

九十九 享保七寅年御書付 男女申合相果候者之事：関学本になし

・下巻第五十条 同条（第三一八頁）

百 享保七寅年町触 隠遊女之事：関学本の下七十一

・下巻第四十七条 隠売女御仕置之事（第三一九頁）

百一 享保十四酉年 寺社門前ニ隠遊女差置候儀ニ付伺書：関学本の下七十二

・下巻第四十七条 隠売女御仕置之事

★「科条類典」はこの法令を元文四年の欄（第三一〇頁）に掲載（元文三年の記事を脱落させるか）、本条第一項中に文字の脱落あり

「れ」 追放御仕置之部

百二 享保七寅年御触書 科人追放之事：関学本の下二十三・下七十三（重複条文）

・上巻第五十二条 享保七寅年 追放之儀ニ付御触書（第一一九三頁）

百三 出家追放申付候節触頭奥印為致候伺書：関学本の下二十四

・下巻第十四条 寺社方訴訟人取捌之事

★「科条類典」はこの法令を元文四年の欄（第一一四一三頁）に掲載（元文三年の記事を脱落させるか）

百四 享保七寅年御書付 追放赦免之事：関学本の下二十五

★「科条類典」に見えず、「元文五年草案」は削除法文十三として採録

「そ」 遠島御仕置之部

百五 享保十六亥年御書付 遠島者減方之事：関学本の下二十六

・上巻第四十八条 享保十六亥年 遠島もの減方之儀ニ付御書付（第一―一九〇頁）

百六 享保九辰年御書付 遠島死罪者之伺之事：関学本の下二十七

・上巻第四十九条 元文五申年 死罪遠島重キ追放之外不及伺旨之儀ニ付御書付（第一―一九〇頁）

百七 享保十七子年御書付 奉行所ニテ法外いたし候者之事：関学本の下二十八

★「科条類典」に見えず、「元文五年草案」にも存せず

百八 牢拔并手鎖外御構之地え立帰候者之事：関学本の下二十九

・下巻第八十五条 牢拔手鎖外シ御構之地え立帰候もの御仕置之事（第四―一三五頁）

★吉宗の修正指示を反映せず

「つ」死罪并下手人不及下手人二部^{（マ）}

百九 享保廿卯年御書付 死罪ニ可伺者之事：関学本の下三十

★「科条類典」に見えず、「元文五年草案」にも存せず

百十 享保十三申年 御扶持人死罪遠島ニ成候一件之内町人百姓有之節、科無之候共品ニより咎メ可有之旨被仰渡候

事：関学本の下三十一

★「科条類典」に見えず、「元文五年草案」は削除法文十として採録

百十一 享保廿卯年御書付 死罪可成者遠島ニ成候事：関学本の下三十二

★「科条類典」に見えず、「元文五年草案」の削除法文十二と表題を同じくするが、法文に大きな差異を存する

百十二 享保十三申二月 召仕を折檻ニテ殺候者之事：関学本の下三十四

★「科条類典」に見えず、「元文五年草案」は削除法文十一として採録

百十三 享保十七年子十月 弟子を致折^(鑑)鑑相果を隠置候者御仕置之例：関学本の下三十五

★「科条類典」に見えず、「元文五年草案」は削除法文八として採録、本条末尾に脱文あり

百十四 享保十九寅年十二月 科無之趣ニ候処推量ニて御仕置伺之儀ニ付被仰渡：関学本の下三十六

★「科条類典」に見えず、「元文五年草案」にも存せず、本条第一項から第二項にかけて文字の脱落あり

百十五 被疵付候者外之痛^(痛)ニて相果疵付候者御仕置之事：関学本の下三十七

・下巻第七十三条 疵被附候者外之病ニて相果疵附候もの之事（第四一五頁）

★吉宗の修正指示を反映せず

百十六 口論ニて摺合候上相手相果候得共頓死と相見疵無之ニ付不及下手人ニ事：関学本の下三十八

★「科条類典」に見えず、「元文五年草案」は削除法文十四として採録

「ね」怪我ニて人を殺候者御仕置之部

百十七 享保七寅年町触 車荷附馬等ニて為致怪我候者之事：関学本の下七十四

・上巻第六十三条 享保十三申年 車荷附馬等之儀ニ付御触書（第一一二一〇頁）

百十八 享保十七子年御書付 鉄炮あた落ニて人殺之事：関学本の下三十九

・下巻第七十四条 怪我にて相果候もの相手御仕置之事（第四一五頁）

★本条に文字の脱落（二箇所）あり

百十九 子共怪我ニて相果下手人ニ不及事：関学本の下四十

・下巻第七十四条 怪我にて相果候もの相手御仕置之事（第四一六頁）

百二十 旧惡御仕置之事：関学本の下四十一

・下巻第十八条 同条（第二一六頁）

「な」科人之悴親類等御仕置之部

百二十一（享保六丑年御書付）重科人之悴親類等御仕置之事：関学本の下七十五

・上巻第四十条 元文二巳年 重科人之悴親類等御仕置之儀ニ付御書付（第一一一八〇頁）

★「四之御案文」による吉宗の修正指示を反映

百二十二 享保三戌年 類族之者之儀ニ付御書付：関学本の下四十二

・上巻第五十条 同条（第一一一九一頁）

「ら」詮議もの拷問之部

百二十三 享保五子年 不及伺拷問可申付旨御書付：関学本の下四十三

・上巻四二条 享保十七子年 御仕置伺書ニ入牢之月日可認旨之儀ニ付御書付（第一一一八六頁）

★吉宗の修正指示を反映せず

百二十四 享保七寅年御書付 拷問可申付品之事：関学本の下四十四

・下巻第八十三条 同条（第四一一一二頁）

百二十五 享保七寅年 筋違之者拷問申付候儀ニ付御書付：関学本の下四十五

・下巻第八十三条 拷問可申付品之事（第四一一一二頁）

★黄紙張紙による修正指示を反映せず

「む」博奕御仕置并訴人等部

百二十六 享保十巳年伺書 諸博奕頭取金元宿句拾ひ等并訴人之事：関学本の下四十六

・下巻第五十五条 三笠附博奕打取退無尽御仕置之事 (第三一四六頁)

百二十七 (享保十六多年御書付) 三笠附博奕頭取遠島赦ニ可書出旨并取上ニ成候家屋敷返可被下由之事…関学本の下
四十七

・上巻第六十八条 享保十六多年 三笠附博奕頭取遠島赦ニ可書出旨并取上ニ成候家屋敷返可被下旨之御書付 (第一一二一
五頁)

百二十八 元文元辰年伺 三笠博奕有之村名主組頭咎之事…関学本の下四十八

・下巻第五十五条 三笠附博奕打取退無尽御仕置之事 (第三一四七頁)

百二十九 享保十一年御書付 武士屋敷ニて家来博奕いたし候者御仕置…関学本の下四十九

・上巻第六十七条 享保十一年 武士屋鋪ニて家来致博奕候者御仕置之儀ニ付御書付 (第一一二三頁)

・下巻第五十五条 三笠附博奕打取退無尽御仕置之事 (第三一四八頁)

「う」盗人御仕置之部

百三十 享保七寅年御書付 盗ニ入家内之者え疵附候者御仕置…関学本の下五十

・下巻第五十六条 盗人御仕置之事 (第三一二〇四頁)

百三十一 享保五子年御書付 盗人御仕置軽重之事…関学本の下七十六

・下巻第四十三条 欠落奉公人御仕置之事 (第二一四六三頁)

・下巻第五十六条 盗人御仕置之事 (第三一二〇四頁)

百三十二 享保六丑十一月伺 盗物と不存買取候ニ相決候者之事…関学本の下七十七

・下巻第五十六条 盗人御仕置之事 (第三一二〇五頁)

・下巻第五十七条 盗物質ニ取又ハ買取候者御仕置之事（第三一二六七頁）

★吉宗の修正指示を反映せず

百三十三 盗ニ逢其盗人を捕召連来候者之事…関学本の下七十八

・下巻第五十六条 盗人御仕置之事（第三一二〇五頁）

★本条末尾に脱文あり

百三十四 享保八卯年 紛失物吟味之儀自今ハ相改組合申付候間左之趣相心得吟味可仕候…関学本の下五十一

・上巻第七十一条 享保八卯年 紛失物吟味仕形之儀ニ付町触（第一一二二二頁）

百三十五 享保六丑年 金子其外反物類拾ひ候節之事…関学本の下五十二

・下巻第六十条 拾ひ物取計之事（第三一二九三頁）

★吉宗の修正指示を反映せず

「る」火附御仕置之部

百三十六 享保三戌年覚書 火附之儀訴其筋之奉行ニて詮議之事…関学本の下五十三

・下巻第十七条 盗賊火附詮議致方之事（第一一四二七頁）

百三十七 火附并盗賊等訴人之事…関学本の下五十四

・下巻第五十八条 悪党者訴人之事（第三一二八四頁）

★「三之御案文」による吉宗の修正指示を反映

百三十八 享保五子年御書付 火札之事…関学本の下七十九

・上巻第六十条 享保五子年 火札并張札等取計之儀ニ付御書付（第一一二〇六頁）

百三十九 享保八卯年伺物取ニテ無之火附ハ五カ所札不立例：関学本の下五十五

- ・下巻第七十条 火附御仕置之事（第三一三九七頁）

「の」巧事かたり事御仕置之部

百四十 享保八卯年被仰渡 巧事語り事御仕置軽重之事：関学本の下五十六

- ・下巻第六十四条 巧事かたり事重キねたり事いたし候もの御仕置之事（第三一三二八頁）

百四十一 享保二十（卯）年 巧を以度々金子語り取候盗より品重キ旨之御書付：関学本の下五十七

- ・下巻第六十四条 巧事かたり事重キねたり事いたし候もの御仕置之事（第三一三二九頁）

百四十二 享保十七子年御書付 重キ巧事：関学本の下五十八

- ・下巻第六十四条 巧事かたり事重キねたり事いたし候もの御仕置之事（第三一三二九頁）

★吉宗の修正指示を反映せず

百四十三（享保十七子年） 偽と之事乍存金銀致貸借候（もの）御仕置并同罪之儀御書付：関学本の下五十九

- ・下巻第四十条 偽之証文を以金銀貸借いたし候もの御仕置之事（第二一四〇五頁）

百四十四 享保六丑年御書付 重科人死骸塩詰之覚：関学本になし

- ・下巻第八十七条 重科人死骸塩詰之事（第四一六三頁）

〔史料翻刻〕

凡 例

- 一 本稿は、拙稿「公事方御定書」の元文三年草案について―「元文三年御帳」の伝本紹介―の史料として「公規矩之書」一冊（著者所蔵）を翻刻するものである。
- 一 「公規矩之書」は、豎二三・八糎、横一七・〇糎の袋綴の筆写本である。表題は、表紙への打付書である。墨付は一〇丁（内題二丁、目録九丁、本文一〇〇丁）であり、半丁に一一行を基本とする。
- 一 翻刻にあたっては原文の体裁に忠実を旨としたが、印刷の都合上、体裁に若干の変更の生じた箇所が存する。判読に便ならしめるため、原文に説点、並列点をほどこした。
- 一 『徳川禁令考』後集（司法省蔵版・法制史学会編、平成二年第五刷、創文社）所収の「科条類典」ならびに「公事方御定書并伺之上被仰渡書付」上下二冊（関西学院大学日本法史研究会「元文三年之御帳」の一史料（一）（二）―「公事方御定書并伺之上被仰渡書付」―）関西学院大学『法と政治』三六卷二・三号、昭和六十年）をもって校訂を施し、（ ）を以て示した。
- 一 朱書の文字はゴシックとし、「」をもって示した。
- 一 ゴシックの漢数字は、翻刻者があたえた条文番号である。

公規矩之書 (表紙打付書)

(第一丁表)

公事方

御定書并窺之上被 仰渡候書付

弥此通定置、追て被 仰出等此帳ニ可記儀ハ
書記可申候、其節々其趣書付可差出旨
被仰聞承知仕候、

午三月十四日

評定所一座

目録

「い」評定所法式并公事訴訟等之取捌之部

- 一 評定所始并掛看板之年号、同當時御文言
- 一 六カ所高札文言
- 一 式日え老中出座之事御書付
- 一 式日立会え御目付出座之事御書付
- 一 忌中之者立合内寄合出座之事被仰渡覚書
- 一 評定所古来之訳書付
- 一 目安裏書初判之儀并町方出入差紙等之儀伺書
- 一 正徳二辰年、評定所之面々被仰渡御書付
- 一 正徳六申年、評定所一座え可相心得条々御書付
- 一 誤証文之儀ニ付御書付
- 一 御仕置筋取計專要之事之由ニて御渡候御書付
- 一 新規之神事仏事異説等申触シ候儀ニ付御書付
- 一 諸国浦高札、同添高札文言
- 一 浦賀え湊替被 仰付候節之御書付
- 一 唐船拔荷物御制禁之御書付
- 一 出売出買之儀触書
- 一 正徳五末年、公事訴訟人々音物贈候儀ニ付御書付
- 一 御料并一地頭地頭違之出入取計之儀御書付

一 訴状箱ニ有之文言建札文言

一 同書付入候儀ニ付触書并訴状宿附有無之儀ニ付御書付

一 公事訴訟下役所等ニて尋滯候事御書付

一 公事吟味銘々宅ニて仕候儀伺書

「ろ」論所取捌之部

一 諸役人非分私曲有之旨訴重キ御役人領知出入取計等之儀ニ付御書付裁許仕置

一 論所吟味評議等入念可申旨并例書等之儀ニ付御書付

一 双方相對之上新田堤取立之事御書付

一 用水論其外無筋出入訴出候儀御触書

一 御料私領入会之論所郡境等ニても不入組儀ハ最初より御番衆御代官見分不遣事

一 論所見分伺書ニ反歩証跡注候事并絵図ニ書載候品御書付

一 縁紀^(起)讓状古証文等以裁許之儀ニ付伺書

「は」田畑永代売質地取捌之部

一 寛永二十末年、田畑永代売買御仕置覚書并貞享四卯年御書付

一 延宝三卯年、御朱印地質地ニ取間敷旨申渡覚書

一 倍金手形ニて質地取候儀ニ付触書

一 質地裁判之儀御書付并裁許之儀触書

一 質地出入一座申合并質地日限申付方覚書

一 知行百姓之田畑質地為致金子借候儀触書

「に」借金銀家質地代滯等之部

一 借金銀出入裁許之儀申合書付

一 借金銀利分之儀御触書

一 家質濟方日限之事覚書

一 譲り屋敷之儀町触

一 白紙手形ニて金子借御書付

「ほ」諸奉公人出入取捌之部

一 元禄十一寅年、奉公人年季之事御書付

一 諸奉公人出入之儀町触

一 取逃引負欠落者之儀伺書

一 奉公人給金人主え濟方申付候儀ニ付伺書

一 主人^ゝ暇出候処屋敷之内不立去もの咎之事伺書

一 使ニ遣候者ニ為持遣候品を致取逃候もの御仕置御書付

一 奉公人之請ニ立候者出入家主引請候事

「へ」諸願訴訟無取上部

一 無取上願再訴并筋違之願咎之事御書付

一 奉行所え不出直ニ評定所え訴出候者并当人之外よりの訴訟無取上申合書付

一 御代官え不届訴訟ニ出候者之儀御書付

一 寺社訴訟人本寺触頭え不届願ニ出候類伺書

一 養子娘を遊女奉公ニ出実方より訴出ル共品により取上問敷旨御書付

「と」入墨并所払戸^へ等之部

一 輕キ科之者入墨可申付旨御書付

一 科人之住所を隠或ハ立退セ候者之事

「ち」無宿奴女片付之部

一 輕キ科之無宿領主え引渡之儀御書付

一 無宿行倒之類片(付)方之儀并入墨敲門前払ニ成り候上悪事有之節ハ死罪之儀伺書

一 捨子を貰ひ又外之者え遣候儀停止之事并捨子御制禁之御書付

一 奴女武士町方望之者え引渡之儀御書付

一 奴女牢内ニ差置候儀伺書

「り」酒狂人御仕置之部

一 酒狂いたし候者御仕置申付方之儀伺書

一 酒狂ニて人を殺し候者下手人之事御書付

一 酒狂人主人え引渡之儀御書付

「ぬ」^{乱氣ニて人殺}理不尽者御仕置之部

一 乱気ニて人を殺し候共下手人ニ成候儀御書付

一 相手理不尽之仕形ニて下手人ニ不成事

「る」科有之者欠落者尋之部

一 親類主人等え尋申付方之儀御書付

一 尋之者之儀ニ付御書付

「を」欠所并過料等之部

一 闕所申付方申合留

一 田畑取上之儀ニ付伺書

一 私領百姓 公儀御仕置ニ成候節田畑欠所之事伺書

一 妻持参之田畑欠所ニ成候事

一 身代限り申付様之事一座申合覚書

一 二重御仕置申付候儀書付被仰渡留

一 過料申付方之儀御書付

「わ」変死病人片付并溜預ケ等之部

一 科無之者無宿非人之外は病人養生所え遣候儀御書付

一 変死病人等芝口建札之文言

一 溜預ケ者之儀ニ付被仰渡覚書

一 一ヶ年切御仕置者向後可書出旨一座え被仰聞候覚書

「か」出火之部

一 平日之出火又ハ大火之節并 御成之節出火咎之事

「よ」鉄炮打御仕置并捕候者訴人等之部

一 鉄炮御改之儀ニ付御書付

一 猪鹿おとし鉄炮願ニ付御書付

一 鉄炮打候者并隠鉄炮所持之儀ニ付御触書

一 隠鉄炮有之村方過怠鷹番并野廻引替之儀ニ付御書付

一 鉄炮打捕候者訴人等御褒美之儀御書付

「た」男女申合相果候者并隠遊女御仕置部

一 男女申合相果候者之儀御書付

一 隠遊女差置候者之儀町触

一 寺社門前隠遊女差置候儀ニ付伺書

「れ」追放御仕置之部

- 一 追放猥ニ申付間敷旨御書付
- 一 出家追放之節触頭奥印為致候儀伺書
- 一 追放赦免之儀ニ付御書付

「そ」遠島御仕置之部

- 一 遠島者減方之儀ニ付御書付
- 一 死罪遠島追放より輕キ御仕置之分ハ伺に不及旨之御書付

- 一 法外者遠島ニ成候御書付

- 一 牢拔ケ手鎖外并御構之地え立帰候者御仕置

「つ」死罪并下手人不及下手人之部

- 一 死罪ニ可伺者之儀ニ付御書付
- 一 御扶持人死罪遠島ニ成候者一件之内町人百姓有之節御咎之事

- 一 死罪ニ可成者遠島ニ成候儀御書付
- 一 召仕を折鑑(鑑)ニて殺候者御仕置

一 弟子を折檻ニて殺隠置候者御仕置

- 一 科無(之)趣ニ候処推量ニて御仕置伺候儀ニ付被仰渡
- 一 手負候者外病ニて相果疵附候者遠島ニ成候例
- 一 口論ニて摺合候上相手相果候得共頓死と相見え候ニ付追放ニ成候例

「ね」怪我ニて人を殺候者御仕置之部

- 一 車荷附馬ニて怪我為致候者之儀町触
- 一 鉄炮あた落ニて人殺御仕置御書付
- 一 子共持候小刀ニて同年齡之子共ニ当り怪我ニて相果候者不及下手人例
- 一 旧惡御仕置之事

「な」科人之悴親類等御仕置之部

- 一 重科人之悴親類等御仕置之儀ニ付御書付
- 一 類族之者之儀ニ付御書付

「ら」詮議者拷問之部

一 不及伺拷問可申付旨御書付

一 拷問可申付品、御書付

一 筋違之者拷問申付候儀ニ付御書付

「む」博奕御仕置并訴人等之部

一 諸博奕頭取金元宿句拾ひ等之儀并遠島ニ成り候者赦

ニ可書出旨取上家屋敷返被下儀御書付并伺書

一 博奕三笠附有之候村方名主組頭御咎之儀伺書

一 武士屋敷ニて家来致博奕候者御仕置御書付

「う」盗人御仕置之部

一 盗ニ入家内之者え疵附候者御仕置御書付

一 盗人御仕置輕重之儀御書付

一 盗物と不存買取候者并盗人召捕来候節之儀ニ付伺書

一 紛失物吟味仕形定書

一 金子其外反物類拾ひ取候節之定書

「ゐ」火附御仕置之部

一 火附之事訴出候ハ、其筋之奉行所ニて詮議之事被仰

渡覚書

一 火附盜賊之訴人ニ出候者之事御書付

一 町方火札張札等有之候共不及申出名主共焼捨可申旨

御書付

一 火罪之者さらし候儀伺書

「の」巧事かたり事御仕置之部

一 巧事かたり事御仕置輕重之儀御書付

一 巧を以金子等かたり取候ハ盗人より却て品重ク候儀

御書付

一 重キ巧事之類御仕置之儀御書付

一 偽との事乍存金銀貸借いたし候もの御仕置同罪之儀

御書付

一 重科人死骸塩詰之儀御書付

以上

「い」評定所法式并公事訴訟取捌之部

一 評定所始り并看板之面

一 寛永十二年乙亥十一月十日、評定衆被相定、同年十

二月十二日ろ寄合始ル

一看板之面、寛永十二年亥十二月二日、

讃岐守
大炊頭

右看板當時之御文言

定

一 寄合之式日毎月二日・十一日・廿一日、諸奉行之立

合四日・十三日・廿五日、但、公儀之御用於有之ハ

可為延引事、

一 寄合所え評定衆卯刻半時致出座、御用隙次第可有退

散事、

但、此出座刻限之儀、式日ハ前々之通御座候、立

合刻限は享保七寅年伺之上、辰刻半時揃ニ寄合候

筈相極り候、

一 評定所え役人之外一切不可參、勿論音信停止事、

一 公事人にかへそへハ老人若輩并病者之外停止事、

一 公事訴訟に罷出候もの、たとへ御直參之輩たりとい

ふ共、刀脇差を帶へからさる事、

一 公事人雖為親類縁者智音之好身、寄合場等おゐて評
定衆取持へからさる事、

一 遠国より來ル公事人ハ、在江戸久しき次第第二可承

之、当地之公事人ハ其日之帳面之先次第可承之、

但、不承して不叶儀か、又ハ急用は格別之事、

一 公事人え不審申かくる儀、其筋之役人可勤之、勿論

惣座中ろも遠慮なく存寄之通可申事、

一 公事之裁許以後、其筋之役人裁断之始末、可被致留

書事、

一 公事其日に落着無之儀ハ、重て被致寄合、其上ニて

不相濟儀は、相談之上可致言上事、

一 役人宅ニて承之公事訴訟、評定所え可出儀於有之

ハ、証文証跡相揃、寄合所え出之無滞様ニ可被致之

事、

一 預もの長々不差置之、急度遂穿鑿可濟事、

一 裏判并召状を請、遅參之者ハ、其所之遠近を考へ日

数を積り、輕重ニ応、可為過料事、

右之条々可被相守之者也、

年号月

老中

二

日本橋 浅草橋 常盤橋
芝草町 筋違橋 麴町 高札

定

一 親子兄弟夫婦を始、親類にしたしく、下人等に至る
までこれをあはれむへし、主人ある輩ハ各其奉公に
精を出すへき事、

一 家業を専にし、懈る事なく、万事其分限にすくへか
らざる事、

一 いつわりをなし、又は無理をいひ、惣して人の害に
なるへき事をすへからざる事、

一 博奕の類、一切に禁制之事、

一 喧嘩口論をつゝしめ、若其事ある時みたりに出合へ
からず、手負たるもの隠し置へからざる事、

一 鉄炮猥に打へからず、若違犯の者あらハ申出へし、
隠置他所よりあらハるゝにおゐてハ、其罪おもかる

へき事、

一 盜賊悪党の類あらハ申出へし、急度御ほうひ下さる
へき事、

一 死罪に行はるゝ者ある時、馳集まるへからざる事、
一人売買かたく停止す、但、男女の下人、或ハ永年
季、或ハ譜代に召置事ハ、相對に任すへき事、

附、譜代之下人、又ハ其所に往来輩、他所え罷越、
妻子をもち有付候もの、呼返へからず、但、罪
科ある者ハ、制外之事、

右之条々可相守之、若於相背ハ可被行罪科者也、

正徳元年五月日

奉行

定

一 毒藥并似せ藥種売買の事禁制す、若違犯の者あら
ハ、其罪重かるへし、たとひ同類といふとも、申出
におゐてハ其罪をゆるされ、急度御褒美下さるへき
事、

一 似せ金銀売買一切に停止す、若似せ金銀あらハ、金

座銀座え遣し相改むへし、はづしの金銀も是又金座銀座えつかわし、相改むへき事、

附、惣て似せ物すへからさる事、

一寛永の新銭、金子壹両に四貫文、壹歩に壹貫文たるへし、御料私領共に年貢収納等ニも、御定のことくたるへき事、

一新銭の事、錢座の外一切鑄出すへからさる事、

一新作の慥ならさる書物、商売すへからさる事、

一諸職人いひ合、作料手間賃等高直にすへからす、諸商売物、或ハ一所に買置しめうりし、或ハいひ合て高直にすへからさる事、

一何事によらず、誓約をなし、徒党をむすふへからさる事、

右条々可相守之、若於相背は可被行罪科者也、

正徳元年五月日

奉行

定

一駄賃并人足荷物次第

御伝馬并駄賃の荷物壹駄

重サ

四拾貫目

歩持の荷物壹人

重サ

五貫目

長持壹丁

重サ

三拾貫目

但、人足壹人物^持重サ五貫目の積り、三拾貫目の

荷物ハ六人して持へし、それより輕き荷物ハ貫目にしたかひて人数減へし、此外いつれの荷物も是に准すへし、

乗物壹丁

次人足六人

山乗物壹丁

次人足四人

一御朱印伝馬人足之數、御書付之外ニ多出すへからさる事、

一道中人足次馬之數、たとひ国持大名たりといふとも、其家中共ニ、東海道は一日に五拾人五拾疋に過へからす、此外之伝馬道ハ貳拾五人貳拾五疋ニ限へし、但、江戸・京・大坂之外、道中におゐて人馬共に追通すへからさる事、

一御伝馬駄賃の荷物ハ、其町之馬残らす出すへし、若駄賃馬多く入時ハ、在所々やとひ、たとひ風雨

之節といふ共、荷物遅々なき様ニ相はからふへき事、

一人馬の賃、御定の外増銭を取におゐてハ牢舎せしめ、其町の問屋年寄ハ過料として鳥目五貫文ツ、人馬役の者ハ、家老軒より百文ツ、出すへき事、

附、往還之輩、理不尽の儀申かけ、又は往還之者ニ

対し、非分の事あるへからさる事、

右条々可相守之、若於相背ハ可為曲事者也、

正徳元年五月日

奉行

一江戸よりの駄賃并人足賃銭

品川迄

荷物老駄

九拾四文

乗掛荷人共

同断

から尻馬老足

六拾老文

附、あふつけハから尻に同じ、それより重キ

荷物ハ、本駄賃銭に同じかるへし、

人足老人

四拾七文

千住迄

荷物老駄

九拾老文

から尻(馬)老足

六拾文

乗掛荷人共

九拾老文

人足老人

四拾六文

川口迄

荷物老駄

百四拾文

乗掛荷人共

同断

から尻馬老足

九拾文

人足老人

六拾七文

板橋迄

荷物老駄

九拾四文

乗掛荷人共

同断

から尻馬老足

六拾老文

人足老人

四拾七文

上高井戸迄

荷物老駄

百六拾老文

乗掛荷人共

同断

から尻馬壹疋

百八文

人足壹人

七拾九文

下高井戸迄

荷物壹駄

百四拾九文

乗掛荷人共

同断

から尻馬壹疋

百文

人足壹人

七拾三文

泊りゝにて木錢^(實錢)賃

主人壹人

三拾五文

召仕壹人

十七文

馬壹匹

三拾五文

右之通可取之、若於相背は可為曲事者也、

享保三年十月日

奉行

定

一きりしたん宗門ハ累年御制禁たり、自然不審成者こ

れあらハ、申出へし、御褒美として

はてれんの訴人

銀五百枚

いるまんの訴人

銀三百枚

立かへり者の訴人

同断

同宿并宗門の訴人

銀百枚

右之通下さるへく、たとひ同宿宗門之内たりといふ共、申出る品により銀五百枚下さるへし、隠し置、他所よりあらハるゝにおゐてハ其所の名主并五人組迄一類共に可被行罪科者也、

正徳元年五月日

奉行

定

在ゝにて若鉄炮打候もの有之候ハ、申出へし、并御留場之内にて鳥を取申もの捕候か、見出し候ハ、早々申出へし、急度御褒美可被下置者也、

享保六年二月

定

一火を付る者をしらハ早々申出へし、若かくし置におゐてハ、其罪おもかるへし、たとひ同類たりといふ

共、申出におゐてハ、其罪をゆるされ、急度御褒美下さるへき事、

一火を付る者を見付は、これを捕、早々申出へし、みのかしにすへか（ら）さる事、

附、怪敷ものあらハ、せんさくをとけて、早々奉行

所え召連来るへき事、

一火事出来之時、みたりニ馳集るへからす、但、役人差図之ものハ、格別たるへき事、

一火事場え早々相越、理不尽に通るにおゐてハ、御法度之旨申きかセ通すへからす、承引なきものハ、搦捕へし、万一異儀に及ハ、討捨てたるへき事、

一火事場其外いつれの所ニても、金銀諸色拾ひとらハ、奉行所迄持参すへし、若隠し置、他所よりあらハるゝにおゐてハ、其罪重かるへし、たとひ同類たりといふとも、申出る輩ハ、其罪をゆるされ、御褒美下さるへき事、

一火事之節、地車大八車にて荷物をつみ、のくへからす、鎗・長刀・刀・脇差等ぬき身にすへからさる

事、

一車長持停止す、たとひあつらへ候もの有とも、造るへからす、一切に商売すへからさる事、

右条々可相守之、若於相背ハ可被行罪科者也、

正徳元年五月日

奉行

三 此高札ハ十月^六迄日本橋え相建候
火附訴人之事高札

覚

一火を付るもの召捕、奉行所え可来事、

一火を付る者の在り所をしらハ、早速可訴出事、

右之品々有之ハ、御褒美として此銀子三拾枚下さるへし、たとひ同類たりといふ共、其科をゆるし、此御褒美下さるへし、怪敷ものハ、不慥候とも召連来るへし、若火を付る者を見のかし聞のかしに仕り、追て相知候ハ、其科おもかるへき者也、

寅十月日

奉行

四 此高札ハ日本橋計ニ相建候
諸国新田取立高札之事

覚

一 諸国御料所又ハ私領と入組候場所ニても、新田ニ可成場所於有之ハ、其所之御代官地頭并百姓申談、何も得心之上、新田取立候仕形、委細絵圖書付ニしるし、五畿内ハ京都町奉行(所)、西国中国筋ハ大坂町奉行所、北国筋関八州ハ江戸町奉行所ニ可願出候、願人或ハ百姓をたまし、或ハ金元のものえ巧を以勸、金銀(等)をむさほり取候儀を專一ニ存、偽を以申出るものあらハ、吟味之上とかむるにて可有之事、

一 惣て御代官申付候筋之儀ニ付、納方之益ニも不相成、下ニ却て致難儀候事有之ハ可申出之、併申立へき謂も無之、自分勝手よろしき儀計願出るにおゐてハ取上無之候事、

寅七月廿六日

奉行

五 此高札ハ日本橋計ニ相建候
博奕之儀ニ付高札

覚

一 三笠附点者金元并致宿候者句拾ひ等

一 博奕打頭取并博奕宿致候者

右之族、当正月ノ相止候ものハ可差免候間、弥此已後急度相慎可申候、若不相止者ハ当人ハ流罪、或ハ其品ニより死罪可申付候、句拾ひ等ハ身躰取上、非人の手下え可差遣候事、

一 右之通候間、当正月以前之旧悪ハ可差免候、正月以後迄も不相止族於有之は、何者にても町奉行所え密ニ可訴出候、急度御褒美金可被下候事、

但、同類之内たりといふとも、訴出、勿論自分之旧悪をも、自今於相改ハ、其科を免シ、是又御褒美下さるへき事、

一 如此申付候上ハ、都て家主并名主五人組之者共申合セ、常々心懸ケ致吟味、疑敷もの於有之ハ、早々可訴出、外ニ訴人有之、博奕頭取三笠附点者金元并右

宿致候者召捕候ハ、其屋敷取上、家主有之ハ、家主家財取上、百日之手鎖かけ、両隣并五人組家財取上、名主町内え急度過料可申付事、

右之趣可相心得、万一科なきもの意趣を以申出におゐてハ、吟味之上急度可申付者也、

享保十一年午正月

六 享保五子午御書付
式日老中出座之事

覚

一 評定所式日寄合之節、老中出座之儀、向後一月に一度宛出座之筈ニ候、刻限も五時罷出、奉行中公事取捌見分之為ニ候（条）、当日之公事不相済内にも登城可申候、時により從 御城相越候儀も可有之候、左様之節ハ前日可申達候事、

一 公事訴訟、何によらず立合公事を可差出候、式日公事として撰出し候儀、堅無用ニ候事、
一式日（ハ）十一日ニ出座可有（之）候、若差合候節ハ、

廿一日ニ可有出座事、
（一 公事出入等難決類、入組候品ハ、向後式日老中出座之節、差出候様ニ可仕事、）

以上

子八月

七 享保四亥年御書付
式日立会え御目付出座之事

覚

一 評定所式日ニ御目付一人、立合日兩人代ルゝ只今迄罷出候得共、向後一人宛一ヶ月切ニ人を相定罷出、奉行役人之公事訴訟（裁許）、其外諸事取捌之次第委細見聞置、御尋之節、具ニ申上候様可心得候、若公事訴訟之訳見聞候迄ニて、奉行役人之取捌委細難相知儀は、目安訴訟等奉行中え申達、とくと逐一覧、出入之訳奉行中えも、其子細具ニ承届可申候、
一 非番之御目付之内、隙ニ有之者、立合日ニハ一人宛相加り可罷出候、然共、病人差合等有之、難出節ハ

不及其儀候、

一御徒目付向後式日立合共ニ、一人宛罷出候様可致候、尤御小人目付も、右ニ准シ相減可申候、

以上

亥十二月

八 正徳六申年
忌有之者立合内寄合え出座之事

一忌中之時立合内寄合え出座之儀、父母之外之忌中ハ日柄立候ハ、可致出座候、たとへハ廿日之忌中ハ七日立候ハ、致出座候様ニ可相心得旨、伺之上相極候事、

正徳六申二月

九 享保四亥年書付
評定所古來之事

覚

一明暦三年之頃迄ハ、評定所立合え老中出座有之候

処、稲葉美濃守老中之節、向後立合え奉行中計出座有之、寺社奉行をおもにいたし詮議有之様ニ申渡候由、

一立合え老中出座有之時分、登城杯は無之、此時分ハ評定所え上使等有之候由、

一公事之内入組候て伺ニも可成儀は、式日毎ニ老中銘々一通聞届、其上ニて落着無之儀ハ、伺ニ成候も有之候由、

一元和年中之節ハ、公事訴訟酒井雅楽頭宅ニて裁断有之由、明暦三年大火ニて雅楽頭宅類焼之節、龍之口伝奏屋敷之内仕切、公事訴訟老中・寺社奉行・大目付・町奉行・御勘定奉行出座ニて裁断、毎月六日宛有之候、寛文之頃より式日立合と分、式日え老中一人宛出座有之、内寄合毎月三日宛奉行宅ニて公事訴訟承之候、其頃ハ評定所と申ならハし候由、

右は評定所一座え相尋候処、睨と書留等は無之、書面之通承伝候由之事、

十 享保十八^丑年
目安裏書初判之儀書付

覚

一 関八州へ申出候公事、御料私領共、御勘定奉行月番え願出、初判仕、評定所え罷出候、

但、関八州之外も御料之分、御勘定奉行え願出、初判仕候、

下ヶ札

此内大岡越前守支配之分へ、越前守方え願出、

評定所え差出候儀、同前ニ御座候、

一 関八州之外私領之分、寺社奉行月番え願出初判仕、評定所え罷出候、

但、関八州之内ニても寺社領分へ、寺社奉行え願出申候、此外五畿内・近江・丹波・播磨、此分京大坂町奉行え訴出申候、

右之通、初判之者掛りニて、於評定所一座相談之上、裁許相極申候、

丑九月

十一 享保六^丑年
町方出入差紙等之事

覚

自今訴訟人罷出候へ、其訴訟人之家主名主五人組、右相手并家主名主五人組立合、来ル幾日迄之内可相済候、若不埒明候へ、幾日双方召連可罷出由、差紙遣可申候、

一 惣躰之願之事へ、願人罷出候へ、其支配名主え差紙願人ニ為持遣可申候、右文言ニ如此願出候、町中ニて障之有無遂吟味、大勢之者難儀不仕儀ニ候へ、来ル幾日願人召連可罷出旨、差紙遣可申候、

但、町中障り無之旨ニて、名主附添罷出候共、願之品ニより、猶又町年寄えも申付、吟味為仕可申候、

右之通、伺之上相極候、以上、

丑六月

享保六^丑年
一 右之通伺相済候、夫ニ付、江戸之内寺社奉行支配之

者、町奉行支配之者え掛り候出入ハ勿論、江戸町はつれ御勘定奉行、初判出候近在、江戸者え掛り候出入共、自今ハ裏判出ニ不及、双方家主名主組頭五人組立合、(来ル)幾日迄之内可相済、若不埒明候ハ、幾日双方召連、誰方え可罷出旨、月番、裏書遣、内証にて不相済、差日ニ罷出候ハ、遂吟味、其上にて評定所え差出可致裁許之事、

但、此日数之儀、伺済候通、六日之内ニ不済候ハ、七日めニ訴出候様可仕候、

右之通、三奉行相談相極、

丑五月

正徳二辰年御書付
十二 評定所之面、え被仰渡之事

一寛永之以後、御代、被仰出候評定所法式、評定衆、卯之半刻、会合候て申之刻退出し、其日決難き事候ハ、翌日再会候て、猶決断及難き事ハ、老中ニ申、言上すへき由ニ候、近年公事訴訟其数多成

り来り候処、評定所之面、事ニ馴れ功を積ミ、裁断之次第滞所もなく候歟、会合之間もなく退出候様ニ相聞候、若毎年其大法ニ任せて、其道理を尽に及はすして裁断ニ至り候ハ、尤以不可然事に被思召候事、

一評定所并諸奉行ニおゐて、沙汰之次第專其証状を拠として、道理のある所をは推尋す、其本旨をすて、枝葉の事をは穿鑿し候由風聞候、証状のごときハ、其拠とすへき事勿論ニ候といへとも、すへて公儀之証にも引用ゆへき物に大法に背き候事ハ、しるさしむへからず、又事の末なる所に付て其本旨を知るへき事勿論に候(と)いへ共、枝葉の事を論して多事(に)わたらハ、本旨を失ふ事あるへし、然ハ必らず其証を拠とし難く、末を逐ひ難し、就中論地等之事、古来多くハ評定所にて詮議之上を以、事決候処ニ、近年之例、御代官(所)ニ申付、検使ヲ以裁断し候故に、不可然事共有之由相聞候、すへて此等之類、諸事に付て其心得可有之事ニ被思召候事、

附、近年以来罪惡極重之ともからをたすけ置、目明し

口問など、名付候て、罪の疑きもの出来候時ハ、

奉行中彼輩に申付、或ハ搜求め糺明せしめ、事の

実否、罪の有無を決断有之由、たとひ彼輩の申所

其事をあやまらずとも、力を借り用ひ候て、天下

の御政事を取沙汰候ワん事、甚以不可然候、況又

彼輩の申所、或ハ遺恨ニより或ハ賄賂によつて、

事の躰引ちかへ理を非となるの類、種々有之由風

聞候、よろしく早く彼輩の本罪をたし、自今以

後此等不可然事共、停廃あるへき事に被 思召候

事、

一評定所之法、公事訴訟の事、其筋之役人問難有之候

て一座之面々存寄も候得は、其存寄候処を残さず申

出すへき由に候処、近年以来大かたハ詮議にも及は

ず、最初申出し候輩の沙汰に任て事を決し候様ニ相

聞候、もし其事実ニ有之候ハ、評定の面々其人數

多といへとも、忝人（之）沙汰に事決候上ハ、古より

詮議と申、評定と申事ハ、其本儀を相失ひ候、自今

以後ハ各其心力を尽し、詮議之上に評定し候様ニ可

仕由被 思召候事、

一評定所之法、遠国より訴来候輩、其滞留之日久しか

らさず候様ニと有之由ニ候、然るに近年以来ハ、評

定所并諸奉行所におゐて公事訴訟決難く、年月を経

候て滞留之輩有之由相聞候、輕賤の者共、其業を抛

ちて在所を離れ、滞留の日久しく候てハ、たとひ其

本意のことく事済候共、其費用之失脚すくなかるへ

からず、況又申所かなひ難きものにおゐてハ、猶々

迷惑に及ふへき事、尤以て不便之事ニ候、自今以後

は、奉行之面々此等之処をおもひめくらし、沙汰の

次第可有之由被 思召候事、

附、老中に申達 言上（候）事には再三思慮をも用ひ

候故か、毎年^{（事）}遲滞之事も有之、御尋之旨有之時

節、申所其儀わかれざる事も有之候、すへての

事滞なく申所明らかなる心得可有之事に被 思

召候事、

一凡公事訴訟之事ハ、或ハ権勢の所縁有之候輩、或ハ

賄賂を用ひ行ひ候輩の類ハ、其志を得候て、其望を達し候もの共有之由、世上に沙汰し候処、すてに年久しく候を以、御代始の時、御条目にしるし出され候といへ共、其旧弊今に相改さる由、猶其間候、もし風聞のことくに候におゐてハ、御政事のよりにてやふれ候処に候へハ、(此上ハ)其沙汰に及はるへき御事ニ候、奉行の面々其家中の輩ハいふに及す、支配の者(共)に至るまで、よろしく其戒め可有事に被 思召候事、

附、牢屋之役人といへ共、種々(一)私法をたて、牢舎の輩の賄賂をむさほり候次第等相聞候、此等之事共、奉行中ハいまた承りも伝へず候故、制禁にハ及す候歟、尤以て不可然事ニ候、すへて如此の事等、急度嚴禁あるへき事、

右条々、よろしく承知せしむへく候、諸奉行所之事におゐてハ、天下御政事の出る所ニ候上ハ、万事の理非ハ此所に相定る事共ニ候、然るに只今のことに有之候てハ、其奉行の越度と申計にてハ無之、すなハち御

政事の明らかならずして、民の安かざる所に候間、各其心得を以て沙汰の次第可有之由被 仰出者也、

正徳二年辰九月五日

評定所一座
奉行中

正徳六申年御書付
十三 評定一座可相心得条々

一公事訴訟人、遠国より罷越候ものハ申ニ不及、当地のものも、裁断遅滞に及候てハ、本人ともの外、其所の輩迄も、内外の物入も日を逐ひ候てハ多く、是に付てハ内縁秘計を廻し其事を取持者なとも出来、種々不宜沙汰も有之候、又ハ此等之物入をいと候ものハ、おのづから公事訴訟もなり難く、道理有之ものも非道の事におしかすめられ、迷惑し候者も可有之候、すへて如此の事ハ、御仕置のために甚不可然候、然とも其事によりて理非疑敷、又ハ一座の評議もまち／＼にて、事決かたき裁断延引(一)候事も可有之候、自今以後ハ、公事訴訟等、百日ニ過候て

事決しかたく候をは、其事の始^(マ)分明に書記、何も存寄之処をハ二筋ニも三筋にも付札にしるし可差出候事、

一評定所え召出借金公事人、年々^(ママ)に其数多く候故に、此外之公事訴訟を僉義^(ママ)せられ候ために、事ノ妨ニ成来候、自今以後ハ式日三日之内ニて二日^(ママ)、立合三日之内ニて一日、凡一ト月に二日宛、借金公事人召出し候日を相定め、其余ハ此外之公事訴訟等召出し、其理非分明に僉議之上、裁断ニ及はるへく候事、但、享保二年辰年伺之上、両日借金公事承候筈ニ相極り候、

毎月 四日 廿一日

一諸奉行所々牢に入置候ものゝ事、只今迄ハさして事むつかしからず候事に、五年も拾年も事を決せず候ゆへに、牢内にて死し候もの年々^(ママ)に多く、又ハ火事等の節にけ失セ候者も有之、本罪ハ軽く候も、大犯の罪ニ入候ものも出来、又ハ相手も有之、同類も有之候事ニ、其相手同類等死し失候て、或は僉議の手

懸りもなくして事決かたく、或ハ存生之もの計相当之刑罪に行はれ候て、片落なる事に似より候事も出来り、すへて此等之類ハ御仕置のために甚不可然事ニ候、自今以後ハ牢に入置キ、百日に過候ても決かたく候事は、是又其事の始末分明に書しるし、何も存寄の所を二筋にも三筋にも付札にしるし、可被差出候事、

附、古来より牢舎又ハ過怠なと申、其罪科を決断し、牢え入置候事ハ、御仕置之一筋になり候所に近来其罪科もいまた決せず候に、僉議の間、先牢え入置候者共多くなり来候歟、是又不可然事ニ候、人をも殺害し盜賊等之罪犯有之者、又ハ其身を預くへき所も無之者、又ハ本主人に預置候てハ不可然子細も有之ものゝ類ハ、僉議之間牢え入置候事も可有之候、此等之外預置へき所も有之候者を、罪科いまた決せず候内に、先ツ牢え入置候事ハよろしく思慮あるへき事、

右条々、評定所奉行所之事ハ、天下の理非之相定所に

て、其上又世之人の安堵し候も迷惑し候も、公事訴訟の裁断に相掛り候、たとへ一旦ハ其時の奉行の沙汰ニ候故、理を以て非とせられ、非を以て理とせられ候とも、違背に及はす候といへ共、年月を経候後に至て、其事破れ(候)てハ最初裁断之時、一座之衆中のために不可然事に候、すへて此等之理非ハ不及申候得とも、御仕置ため大切之御事に候を以て相達し候間、能く被存其旨候、以上、

正徳六年申四月日

享保七寅年
十四 誤証文取間敷旨之御書付

三年前子七月、大御番稻垣長門守元与力隠居江町源里儀、質之致取扱、中壳などの様成儀いたし候故、侍ニ不似合仕形と申候て、源里追放之節、誤証文申付候処、追て吟味之品有之節、源里誤無之品ニ相成候、就夫畢竟吟味能詰り候得は、証文ニかゝわらざる儀ニ候との御事ニ候(て)、左之通三奉行え申

渡、

向後誤証文取申間敷候、若御代官などの類、其外支配方より出候誤証文にもたれ不申候様ニ出候ても見不申、理非次第に候、文言の末ニハ有之候共、(誤)証文ハ取申間敷候、其段御代官などへも知らせ候様ニとの御事ニ候、

右之通、向後被相心得、誤証文取申間敷候、以上、

寅二月

十五 御仕置筋取計專要之由にて御渡候御書付

覚

一米穀之類損耗無之、能出来候様常々無油断可申付事、

一有来田畑損耗無之様ニ、常々心かけ、普請申付之、又ハ川除等之悪敷成たる所ハ、能いたさせ候儀專要之事、

一新田出来候儀ハ、宣事ニ候得共、外之害にならざる所ハ申付可然候、大概古田畑或ハ秣場等之障りにな

り候事、度々有之事ニ候条、左様成所ハ可為無用事、

一 差当り入用等も無之に、山林を伐出し、交易いたし候儀、堅く可為無用事、

一 食物ハ勿論、其外諸色潤沢ニ候共、猥ニつかい捨不申様、酒菓子類むさと多く作り出し候わぬ様ニ可相心得事、

一 当時売買之諸色、別て不足なると申物も無之処、此上数多仕出し候とて、人々分限を越て物を遣候ヘハ、事足不申、畢竟国の裏裏となり、無益の事ニ候、米穀并藥種之外ハ、金銀衣類諸道具類に至迄、新規之品ハ勿論、有来物ニても相増し仕出し候儀、猥ニ申付間敷事、

一 有来外遊所物見セ并売買等ニて、人多集候様に致候儀、其所之にきわひを申立といふとも、猥ニ申付間敷事、

一 故なくして商物俄に高直ニ売出し候ハ、過分之利得をむさぼり候ての儀ニ候条、遂吟味、致させ申間敷

事、

但、商物一所に請込、下直ニ売出すへき抔と申といふとも、是又取上申間敷事、

一 国々所々より出し候諸色、運送不自由ニ候歟、又ハ途中の煩にて、損失無之様ニ心を附可申事、

前条ニも有之通、諸人一同之御救ニハ、米穀能出来候儀を、人々分限を守り、費不致様之御仕置を専要ニ可申付候、此外之儀は、其事を取扱候者之利得にハ可成候得共、諸人え行わたり、命をつなき候事ニハ不相成、却て悪敷事ともハ出来可申候条、件之趣共能々相考可申付旨被 仰渡候、以上、

享保六丑六月

右御書付ニ被 仰出候趣

奉行共え御書付相渡候付、口上ニ可申間趣、願事ニ付、役人取扱の心得のため、去年以御書付被仰聞候趣有之候、夫ニ付右品々ハ惣躰御仕置の専要被 思召候間、役所なとにハ張置候程ニいたし、末々の役人迄も能相心得候様ニ可致との御事ニ

候、畢竟世上ニても、右之

思召引移候様ニ可仕儀ニ候、依之、御書付末の御
文言、去年被 仰聞候とハ替り、此度改メ被 仰
出候間、其旨承知仕取計可被申事ニ候、

享保十一年十一月御書付

十六 新規之神事仏事執行異説等之事

於在々所々神事仏事其外不依何事、新規之儀堅不可
取建、若無抛子細有之ハ、奉行所又ハ地頭え相達、
伺差図、たとへ有来儀ニても、例替りたる品ハ無油
断心付、為相止可申候事、

一 惣て異説等申触候事於有之ハ、急度遂吟味可申事、

十七 諸国浦高札

定

一 公儀之御船ハいふ(に)不及、諸廻船共ニ遭難風時
ハ、助船出し、船破損させざる様ニ成程精を出すへ
き事、

一 船破損之時、其所近キ浦之者精を出、荷物船具等取
揚へし、其取揚ル所之荷物之内、浮荷物ハ貳拾分
一、沈荷物ハ十分一、但、川船ハ浮物ハ三十分一、
沈物ハ貳拾分一、取揚ル者に可遣事、

一 沖ニて荷物はぬる時ハ、若船の湊ニおゐて其所之御
代官手代庄屋出合、遂穿鑿、船に相残ル荷物船具等
之分、可出証文事、

附、船頭浦々之者と申合、荷物ぬすみ取、はねたる
と偽申におゐてハ、後日ニ聞といふ共、船頭ハ
いふニ及ばず、申合輩に至まで其罪重かるへき
事、

一 湊に長々船を懸け置輩あらハ、其子細を所之者相
尋、日和次第早々出船いたすへし、其上ニても令難
渋ハ、何方之船と承届之、近辺ハ其地頭御代官、遠
方ハ御勘定奉行又ハ其辺の奉行所え急度可申達事、
一 御城米廻之剋、船具・水主不足之悪船ニ不可積之、
并日 and 能節、船於破損ハ船主船頭可為曲事、惣て理
不尽成義申懸之、又ハ私曲於有之ハ、可申出之、縦

雖同類其科をゆるされ、御褒美可被下之事、

一自然寄船并荷物於流来ハ、可揚置之、半年過迄荷主

無之におゐてハ、揚置之輩可取之、若右之日數過、

荷主雖為出来、不返之、雖然其所之地頭代官可請差

図事、

一博奕惣て賭之勝負、堅停止たるへき事、

右条々可相守之、若於相背は可被行罪科者也、

正徳元年五月日

十八 浦々添高札

前々より浦々高札相建、

公儀之船ハ不及申、諸廻船共猥成儀無之様に被仰

付候処、遭難風候節も、所之者共船之助ニハ不相

成、却て破船いたし候様ニ致かけ、荷物を刳させ、

或ハ上乘船頭と申合、不法之儀共有之様ニ相聞、不

届ニ候、御料ハ御代官、私領ハ地頭々常々遂吟味、

毛頭不埒不仕候様ニ、急度可被申付候、若此上不埒

之儀於有之ハ、後日相聞候共、其者ハいふに不及、

所之者迄可被行重科、其上其所之御代官地頭迄可為

越度事、

一御城米船、近年破船多候ニ付、今般諸事相改、別て

大切可仕旨申渡、船足之儀も深く不入様ニ、大坂船

ハ大坂奉行、其外国々之船ハ其所支配之御代官よ

り、船足定之所ニ極印を打、船頭水主之人数を不減

少様急度申付、令運漕^{ハツ}害ニ候、依之、湊え寄候船之

分ハ、船頭水主人数并船足極印之通無相違哉、送り

状ニ引合急度相改、帳面ニ記置、上乘船頭印形致さ

せ、右書物其所ニ留置、御料ハ御代官、私領ハ地頭

え差出之、御代官并地頭より御勘定奉行迄、可被差

出候、且又極印より船足深く入候船有之候ハ、積

候俵数委細に改之、御城米之外、船頭私之運賃を

取、他之米穀或ハ商売之荷物等積入候歟、又ハ水主

人数、定之内令減少候ハ、私に積入候荷物ハ、其

所え取揚置、水主人数不足之分ハ、其所ニて慥成水

主を雇せ、為致出船、其上ニて右之訳、早速御勘定

奉行え可訴之事、

一破船有之節、浦々の者出合、荷物船具等取揚候剋、盜ミ取候歟、又ハ不屈之仕形於有之ハ、船頭カ不隠置、有舛ニ早速可訴出事、

右之条々急度可相守、若違犯之輩於有之ハ、詮議之上可被行罪科、不吟味之子細も候ハ、其所支配之御代官又ハ地頭迄可為越度者也、

辰八月

享保五子年
十九 浦賀え湊替被

仰付候節之御書付

覚

一下田ハ湊口よろしからさるニ付、風破(ママ渡)之節難乗入、或ハ船破損ニ及、其上乗おとしの船も多く、旁諸廻船之者とも難儀仕候由相聞候ニ付、御吟味之上浦賀湊え御番所被 仰付候事、

一諸廻船之儀、米穀を始、其外炭薪材木等、滞留なく運送候様ニ被 仰出候儀ニ候間、向後植木庭石其外遊び道具之類、積廻不申筈ニ候条、此旨船持共え可

申付事、

右御番所替り候ニ付、判鑑等引替、其外之儀ニ付て浦賀奉行え可聞合候事、

享保五年子十二月

二十 唐船持渡之諸色拔荷買取 御制禁之御書付

一唐船持渡之諸色拔ヶ荷仕、売買之者、今以不相止不屈ニ候、向後買元不慥疑敷品有之候ハ、不可相求、於訴出ハ、詮議之上其荷物可被下之、尤拔荷物仕候もの有之由沙汰承候共、是又可訴出、縦同類たりといふ共、其科をゆるし御褒美被下、其上あたをなさゝる様ニ可申付候、若存ながら不申出もの有之、於令露頭ハ急度可被行罪科事、

一海上ニて唐船見掛候ハ、縦行違候共、唐船とはるかに間を隔て可相通、尤唐船かゝり有之、近辺同じやうに船かゝりいたし候ハ、遂詮議可行罪科旨、国々所々におゐて西国北国往來之船持候者共えハ、常々急度可申付候事、

右之趣、堅被申渡置、外より不相知以前、面々領地支配下タより相改出候様ニ、無油断可被申付候、若違犯之者有之時ハ、伺之上仕置可被申付候、已上、

享保三年戌六月

二十一 出売出買之儀触書

近年品川沖より湊内まで、諸廻船懸り居候所え町中の小船を数多乗出、中途ニて廻船乗組之水主と出買之者共馴合、不埒成商売物隱買仕候故、積荷物不足有之、船頭并問屋共難儀之由申出候、向後中途ニて万物堅買取申間敷候事、

一 右出買船之外ニ、小船ニ乗出売之者有之、此もの共儀、不埒成儀有之由ニ候、向後荷物瀬取之茶船并湯船水船之外、一切諸廻船之辺え乗参間敷候、若相背、出買出売之もの有之候ハ、召捕可訴出旨、廻船問屋共え申付置候間、此旨可相心得候、

正徳五末年 二十二 公事訴訟人の音物贈り候儀ニ付御書付

公事訴訟有之者共、奉行役人中并其家来之末々といふとも、内縁を求め、音物を相贈候儀、制禁ニ有之候、違犯之輩に至ては、たとひ理運之公事、其謂ある訴訟といふとも、一切に許容あるへからず、若又裁許之後、年月を過ぎ相聞候といふ共、急度其沙汰に及はれ、罪科に可行者也、

（右今度如此被仰出旨、よろしく可相心得候、以上、）

未七月

享保六丑年御書付 二十三 御料并（一）地頭地頭違之出入之事

一 地頭違又ハ一 地頭之百姓出入訴出候事、

是ハ両様共ニ地頭の断有之上にて、取上可申候、若地頭の断無之内、百姓訴出候ハ、取上申間敷候、且一 地頭之出入ハ、地頭之取捌にて事済可申儀ハ、其趣地頭え可申談候、其上ニても不相済候ハ、取

上可申事、

但、地頭ハ届ケ一通リニて出入之品を申立候儀にてハ無之事、

一御料所之百姓出入訴出候事、

但、是ハ其所之支配人之添状無之候ハ、取上申間敷事、

一御料所之百姓、其所之支配人え願候時、何之訳も不申間、久敷押置候敷、或ハ裁許之次第請かたく、再往願候ても取上無之節ハ、不得止事奉行所え訴出候事、

是ハ非分之品ニ候ハ、伺候て取計候筈、兼て被仰出候、左程ニハ無之、心得違之趣に相聞候ハ、支配人奉行申談、宜取計候様ニ可申付、其上ニても訴訟人不致得心候ハ、奉行所ニて裁許可申付事、

一私領之百姓、地頭え願候時、久敷取上不申、或ハ裁許之次第請かたく、再往願候ても取上無之節ハ、不得_{ヤむこと}レ已、奉行所え訴出候事、

是ハ地頭奉行申談、宜敷取計ハせ可申候、其上ニて(も)訴訟人不致得心、地頭よりも断有之におゐてハ、奉行所ニて裁許可申付候、但、格別地頭非分之申付ニ相聞候ハ、其品言上可致事、

右之通、向後可被相心得候、以上、

丑六月

享保六_丑年
二十四 評定所前訴状箱ニ有之文言

覚

一御仕置筋之儀ニ付、御為になるへき品々の事、
一諸役人をはしめ、私曲ひぶんこれある事、
一諸(訴)訟有之時、役人せんぎをとけす、永々捨置におゐてハ直訴すへき旨相断候上、出へき事、
右之類、直訴すへき事、
一自分為によろしき儀、あるひハ私のいこんを以、人の悪事申間敷事、
一何事によらず、自分慥ニしらさる儀を、人にたのみ

れ直訴致間敷事、

一訴訟等之儀、其筋の役所えいまた不申出うち、ある
ひハさいきよいまた不済内、此両様申出間敷事、

一惣てありてい不申、少ニても事を取りつくろい、き
よせつかきのセ申間敷事、

右之類ハ取上なし、かき物ハ則やきすつへし、尤たく
ミの事、品によりて罪科に行るへし、かきものはかた
く封し持来へし、訴人の名并宿書付無之ハ、是又取上
さる也、

丑八月

奉行

二十五 評定所(前)箱之際建札

毎月式日訴状箱出し置、書付入候筈之处、去月廿一日
箱出し不申前、此所え書付はり置候もの有之、不届ニ
付、向後右之通之儀有之候ハ、早速役人封之儘焼捨
可申者也、

寅二月

二十六 訴状箱え書付入候儀ニ付触書

訴状箱え書付入候事、右ハ御仕置筋之儀ニ付、御為
ニ可成品、并諸役人を始、私曲非分有之事可致直訴
候、且又訴訟有之時、役人不遂僉議永々捨置候
ハ、直訴可仕候由、其役所え相断候上ニて、直訴
致筈之段、去年日本橋え建置候御高札御文言之内ニ
有之候処、其筋之御役所え可願儀共(をも)、御役
所えは不申出、毎度訴状箱え書入候段、相違之事ニ
候故、為心得左ニ書付候、縦ハ

一町方其外ニても、御救ニ可罷成候間、何之品被 仰

付候様との類之事、

一公事合之事、

一自分願之事、

右此等之類は、其筋之御役所え訴出候得は、吟味有
之事ニ候処、一応も不申出、猥ニ箱え書付入候、就
夫御吟味可有之品ニても、御取上無之間、右之趣相
心得、其筋え可申出候、若滞儀も有之候ハ、相断
候上、直訴可仕候、依之猶又触知セ候者也、

享保七年寅四月

有之節ハ、其筋之役人、急度相糺可申事、
丑六月

享保十七子年
二十七 評定所(前)箱訴状宿書(附)之儀御書付

一評定所前箱え訴状入候者、江戸宿附無之候共、所附

有之候ハ、呼出申聞候儀、又ハ叱り可申事等有之

節、近郷ニて其日帰ニ罷出候程之所ハ呼出可申候、

夫より遠国ニ候は、御料は御代官、私領は地頭え申

達、於其所申聞、又ハ叱り候様ニ可仕候、

但、遠国ニ候共、品ニより其もの呼出し可取計儀

ハ、只今迄之通たるへき事、

(七月)

享保六丑年(伺書)
二十九 公事吟味銘々宅ニて仕候儀伺之事
(覚)

一公事吟味之儀、式日立合え差出、評定所ニて吟味仕

候ニ付、公事多時ハ銘々掛り之公事差出、順々致吟

味候故、公事数さしつとひ申候間、日数かゝり、百

姓長逗留致難儀ニ罷成候、

一右之通ニ付、入組候公事ハ、評定所ニて承候間々ニ

も、致吟味可然分ハ、面々宅ニて吟味并証文書物等

をも相しらへ、其上を評定所一座におゐて猶又遂吟

味候得は、吟味も一入詰り、日数もかゝり申間敷哉

と奉存候、(且又)相伺可申筋之分ハ、最初被仰聞候

趣を以、伺之上裁許可申付候、其外只今迄評定一座

ニて事済候分ハ、直ニ裁許申付候様ニ可仕候、勿論

銘々宅ニても、御代官手代をかけ申儀ニてハ無御座

享保六丑年御書付
二十八 公事出入訴下役所等ニて滞セ候事

一惣て下より訴出候儀、奉行所え早速可相達、下役所

或ハ其所支配の方にて滞セ候儀も有之候由ニ候条、

随分心を附可申候、若押置候故、越訴など致候もの

候、

右之通伺之上相極候事、

享保六丑十月

「ろ」論所取捌之部

享保廿一辰年御書付

諸役人非分私曲有之裁許

三十

重キ御役人領地出入取計等之事
裁許仕置

一諸役人を始其所之支配人、非分私曲等之儀有之旨訴
出候事、

右ハ訴出候節、先其旨相同、御差図次第取計、

（尤）裁許之儀ハ相同可申候、

一重キ御役人其外評定一座之面々、領知等之出入之
事、

右ハ訴出候節、伺不及取計、裁許之儀相同可申
候、

一於奉行所諸役所并私領、前々裁許有之て事済候儀

を、經年月、右裁許非分之由申立、再応吟味相願候
共、取上申間敷候、然共、訴訟方慥成証文等有之、
相手方ニハ証拠無之、先裁許必定過失と相見候
ハ、伺之上詮議取懸り可申候、若又双方証文有之
ニおゐてハ、再吟味無用之事、

但、相手方不尋して不叶儀カナハも候ハ、（各）相談
之上、其所支配人或ハ地頭（マ）え一通り相尋候ハ、不
苦候、猥ニ相手召寄申間敷事、

一再吟味之願、理分ニ相聞候共、双方対決之上ならて
ハ理非相決かたく、又ハ檢使差遣不申候てハ不分明
之儀ハ、慥成証拠無之故ニ候条、再吟味無用之事、

右ハ訴訟人之願に依て、再吟味之事ニ候、於奉
行所ニ評議之上、（前々）裁許改候儀ハ格別之
事、

以上

辰正月

是ハ下ケ札如此有之候得共、此所ニ記、
未八月十四日、中務大輔殿え進達、

重キ御役人知行所之趣相伺候儀ニ付申上候書付、

丸付候分ハ相除、書面之通可相心得旨被仰聞承知仕候、

未八月廿二日

評定一座

重キ御役人知行所之出入ハ、吟味之上、裁許之趣相伺可申旨、先年被 仰出候儀ニ付伺候、

一御老中 一所司代 一大坂御城代 一若年寄

一御側衆 一御留守居 一大目付 一御目付

一評定所一座

右之分、知行所出入、伺之上裁許仕候様、只今迄相心得罷在候得とも、御役名無之候ニ付、弥右之通相心得可申哉、奉伺候、以上、

享保十八年丑九月御書付

三十一 論所吟味評議等入念可申旨之事

論所裁許之伺書付差出候節、不及其儀事ニても、品を付候趣ニ付、御不審之上、無用之儀ニ相極り被除候事、近來間、有之候、先頃西広村大坪村野論出入

之儀ニ付、御尋ニ付て例書出候節、相応之近例有之処、初二書出候ハ、十七八年以前之例ニて候、惣て近例より遂吟味、相応之儀無之おゐてハ、遠例を可差出事ニ候処、吟味仕形未熟、其上評議之次第も厳密ニハ不被 思召候、向後急度入念可申旨被 仰出之候、

享保五子年御書付

三十二 双方相對之上新田(新)堤取立候事

私領ニて新田新堤取立候儀ハ、百姓之痛も無之様ニ、双方地頭相對之上、申合次第(ニて)濟候儀ニ候間、願出候共取上不及、双方之地頭相對之上、障無之様ニ可申合旨可申談候、子細有之、相對之申合ニて難濟儀ハ、奉行所え可差出事、

享保十四酉年御觸書

三十三 用水論其外無筋出入訴出候事

一在、用水懸引井路之儀、川中ニ井堰を立、水を引わ

け候処ニ、堰之仕方ニより川下之井水とら不足ニも
 無構、手前勝手宜様にのミ仕候故、及争論、或ハ両
 頬ニ井口有之場所、片頬之井口附替候時、双方不申
 合、一方之自由に任せ仕替候故にて、出訴候類有之
 候、自今右躰之儀、双方致相談、普請仕候節は立
 合、無障様ニ可致候、若滞儀有之か、又ハ不法之事
 仕候時ハ、其節ハ十二月を限、於訴之ハ可有裁斷、
 右期月過令訴候ハ、不取上候事、

一郡境村境山野之論、又ハ質田地等之儀、其外奉行所
 え訴出候事ニ付、証拠無之、非分之儀をも何角申紛
 かし、又証拠有之儀も、年経候得は、その事を申掠
 及出訴、相手村方之難儀ニ及せ、其上双方村々困窮
 之元ニ成、不届ニ候条、向後如此之筋不可訴出、若
 此類之事訴出、詮議之上巧のわけ相知におゐてハ、
 其咎可申付事、

辰閏四月

右之通、六年以前辰閏四月相触候得共、未行届所も有
 之様ニ相聞候ニ付、猶又此度相触候間、被存其旨、御

料は御代官、私領は地頭ハ村々名主百姓共え、右之趣
 相心得候様可被申付候、以上、

酉正月

元文二年御書付
 三十四 御料私領入相之論所郡境等ニても不入組儀

ハ最初ハ御番衆御代官見分ニ不遣事

私領論所事ハ只今之通たるべく候、御料計之内歟、
 又ハ御料私領入相之所ハ、入組不申論所ハ、郡境等
 ニても、先其辺之御代官ニ見分いたさせ、相済可然
 候、夫ニても難決時ハ、見分之者差遣候て可然候
 間、先此趣ニ相心得、尤從最初入組候て難分時ハ、
 見分可遣候、

右之趣、可被得其意候、以上、

丑十一月

享保十一年午御書付
 三十五 論所見分伺帳ニ反歩証跡注候事

向後国境郡境其外、論所見分罷越候者、見分之帳ニ町歩反別等之儀、書入可差出候、且又証拠ニ可成所於有之ハ、別絵図(ニ)注之、差出候様可被致候、以上、

午四月

享保十一年御書付

三十六 論所見分伺書絵図等ニ書載候品々(之)事

一 論所吟味之儀ニ付、見分裁許伺帳証文、又ハ古キ帳面を以、証拠ニ致候儀を、右之大意計書出し、肝要に引候其事之員数等之儀ハ、書載不申候、且又古キ絵図面ニて境を極候も、右之絵図出し不申候、就夫、自今ハ証拠ニ引候帳面証文之文言之内、其事之員数等書出し可申候、絵図面ニて極候儀ハ、右絵図入用之所計を小絵図ニ仕可差出候、

一只今迄ハ、論所之絵図ニ色紙を以(附札)調候ニ付、数々ニ成候てハ、色分ヶ紛敷候間、向後色紙ハ相止、白紙附札之肩、訴訟方相手方見分方なと、夫々

の題号を書付ケ可申事、

午五月

享保十六亥年

三十七 縁起讓狀古証文等を以裁許之儀ニ付伺書

一 寺社領爭論、縁起讓狀を以申出候時、

御朱印之面ニ寺社領縁起之通と有之歟、或ハ縁起讓狀、御国絵図ニ名所符合仕、書面(も)疑敷無之候得は、取用申候、

一 山論境目秣場出入并田畑論、先奉行裁許仕候書付、古水帳、是又古来御代官所之時、裁許仕候書付、或ハ地頭捌置候書付差出候節、吟味之上、御国絵図等ニ符合仕候歟、又ハ地所無(相)違候得は、取用申候、

一 寺院後住爭論ニ、先住遺狀(讓狀)慥成書面ニ候得は、取用候、將又百姓町人家督出入ニハ、讓狀正敷書面ニ候得は、取用之候、
一 惣て古キ書物差出候節、印形無之候ても、慥成書付

にて、水帳又ハ地面ニ符合候書面、將又扱証文山手証文名寄帳、印形有之年貢等納方相違無之ハ、取用

申候、

右、只今迄之通、向後共相心得可取計旨、伺之上被

仰渡候事、

亥七月

「は」田畑永代売質地取捌之部

三十八 田畑永代売買御仕置覚（書）

一 売主牢舎之上所追放、家財欠所之不（及）沙汰、本人

死候時は子同罪、

一 買主過怠牟、本人死候時ハ子同罪、

但、買候田畑ハ、売主之御代官又ハ地頭え可取上

之、

一 証人過怠牟、本人死候時ハ子ニ構無之、

一 質ニ取候ものハ作取ニして、質ニ置候ものより年貢

役勤候得は、永代売同前御仕置、

但、頼納売と云、

右之通、田畑永代之売買御停止之旨、寛永貳拾年未三月十一日被 仰出之、

但、百姓苗田畑山林等之外、開墾新田又ハ浪人侍

などの田地、売候儀無構、

貞享四年御書付

三十九 田畑頼納売并永代売買御制禁之事

一 質地取候者、年貢不出之、質地ニ遣置、無田地之者

方より年貢役等勤もの有之由相聞、不屈之至ニ候、

堅停止之事、

一 田畑永代売買、此以前被 仰出候通、弥以制禁之

事、

卯四月

延宝三卯年

四十 御朱印地質地取間敷旨申渡候覚

一 惣て御朱印之寺社領、田畑屋敷、外々者え相渡儀、^②

難成事ニ候間、質地ニ不取様ニ兼て百姓え申聞可置

旨、御代官え書付を以申渡候、

元申年以前之出入ハ訴出間敷事、

享保五子年御触書
四十一 質田畑倍金手形停止之事

一 田畑質ニ入候節、倍金手形ニて取やり仕候も有之

由、倍金手形為仕間敷旨、御代官え相触候事、

子八月

共、勝手次第之事、
右此旨を可相守者也、

享保八卯年八月

享保八卯年御書付
四十二 質地裁判之事

覚

一去々丑ノ冬中相触質地之類、流地ニ不成、裁判有之

候処、右之通ニても質地請返し候事も成兼、却て致

迷惑候もの有之、金銀之借^{マツ}シ借りも手支候由、就相

聞候、当卯九月(より)丑年以前之通取捌有之筈ニ候

事、

一金銀不致返弁、質地をも不相渡、及出入候時ハ、可

訴出儀勿論候得共、年久敷儀は取上無之候間、享保

元文二巳年
四十三 質地之儀ニ付触書

覚

一名主加判無之質地証文之事、

一名主置候質地ハ、相名主又ハ組頭等之役人加判無之

証文之事、

一拾ヶ年季を越候質地証文之事、

右三ヶ条之儀、并田畑永代(売買)又ハ地主より年貢諸

役を勤、金主ハ年貢諸役を不勤、質地之類ハ前々御

停止ニて、村方五人組帳ニ書記有之処、右之通之不埒

之証文を以訴出候も有之候、自今五人組帳、名主庄屋等より大小之百姓等（え）度々為読聞、不致亡却様可仕候、

一享保元申年以来、年季明候質地ハ、自今年季明拾ヶ年過、訴出候ハ、取上無之事、

一金子有合次第可請返ス旨証文有之質地ハ、質入之年拾ヶ年過、訴出候ハ、取上無之事、

右ニヶ条、自今拾ヶ年内訴出候ハ、取上裁断有之候、右年數過候分ハ、無取上之事、

右之通、村々にて可相心得者也、

二月

右之通、関八州并伊豆国村々え可被相触候、私領村々えは、其最寄之御代官より不洩様相通し可被申候、且又私領方にハ百姓五人組帳も無之村方も有之哉にて候間、是又最寄之御代官ハ其領主地頭え相通し、此度改帳面渡候様、是又可被申通候、以上、

巳二月

四十四 質地出入一座申合覚

享保十年巳八月

一質地（之）本証文取上無之分ハ、小作滞も取上申間敷事、

享保十一年午六月

一別小作人小作滞有之由訴出候時、日切済方申付候得共、日切にも不相済候得は、小作人身代限ニ申付、其者所持之田畑迄為相渡候処、自今ハ諸道具之分ハ不殘相渡、田畑（ハ）小作金之多少ニ応し、年數を限、金主方え為相渡、年數過候ハ、小作人え相返候様ニ可申付候、但、小作人所持之田畑質物（ニ）入置候分ハ、田畑持不申もの同前ニ、諸道具ハ不殘相渡させ、家屋敷ハ渡させ申間敷候、尤田畑不致所持ものハ、勿論諸道具計相渡させ可申候事、

（享保十一年午七月）

一評定所一座其外重キ御役人知行所等出入之儀ハ、伺之上裁許申付候得共、質地出入ハ裁許之筋兼て相極り有之事ニ候間、右之衆中知行百姓等ニても、不及

伺可致裁許事、)

享保十八年丑八月

一質地年季之内不請返候ハ、流地ニ可致之旨(之)文

言、証文ニ書入置、年季明程過請戻之儀、地主願出候共、取上申間敷候事、

元文元年辰九月

一享保十四酉年以来、質地証文、名主加印又ハ名所等

無之、質地難立分ハ、書入ニ准し候筈ニ候、然ハ質地証文年季カ、り候共、借金准し候上ハ、年季ニ無構、元利共三十日切ニ濟方可申付候、但、小作滞之儀ハ高利ニ当り候ハ、是又沓割半之利足ニ直可申付事、

右之通、評定一座評議之上相極ル、

四十五 質地滞金日限之定

(五兩以下)

三十日切

(五兩以上拾兩迄)

六十日切

(拾兩以上五拾兩迄)

百日切

(五拾兩以上百兩迄)

貳百五十日切

(百兩以上)

十ヶ月切

(貳百兩以上)

十三ヶ月切

卯十月二日

享保二十卯年

四十六 知行所え用金申付候儀ニ付触書

一知行所百姓ニ申付、田畑質地ニ入、金子借出させ候類有之候、ケ様之儀有之間敷事ニ候条、向後無用ニ可致候、右之外は只今迄之通たるへく候、

卯五月

「に」借金銀家質地代滞等之部

四十七 借金銀裁許申合之事

享保十四酉十二月

借金銀買懸り等之出(入)、享保十四酉年正月より如前

ゝ取上裁許可仕旨被 仰出候、

一右訴出候ハ、訴状ニ取扱之裏書遣シ、差日双方罷出候ハ、三十日切申付、日限度ニ切金ニ為差出、其上ニ出金之仕形不埒ニ候ハ、手鎖をかけ置、猶又滞候ハ、身代限り申付候、

右ハ町人百姓え申付方ニて候、武士方之儀、是又三十日切（ニ）申付、日切之度ニ切金可申付候、右何も先年之仕形ニ候間、弥右之通可申付候事、

一家質金質地金其外質物出入ハ、只今迄も申付来候間、酉正月以前之分も、弥只今迄之通可申付事、

但、右ニケ条、高利相見候ハ、可致吟味候、質地之儀ハ、小作之事ニ付、利分不及沙汰候、

一借金証文之内、本文之内ニ利金有之、高ニ結候は取上申付、末ニ有之書入候様成ルハ、吟味可有之事、

元文元年辰九月

一借金并書入金等利足之儀、式割高利之分、五分之利ニ直し、濟方申付候得共、自今ハ壹割半之利足ニ

改、裁許可申付事、

右之通、一座相談之上相極候事、

享保十四酉年御書付
四十八 借金銀利分之事

一元禄年中金銀吹替以来、米穀高直候処、近年下直ニ相成候、然ル処、借金銀并質物利足ハ前々之通ニて、諸人致難儀候由相聞候、依之元禄十五年以來之借金銀ハ、向後利金五分以下たるへし、今暮前、の借金銀を追越、手形を致直シ借用候も、是又利金同前之事、

一只今迄元利不相濟分ハ、今度利分減少之不及沙汰候事、右之趣、双方相違無之様、急度可相守、此上返并滞候ハ、借金主ニ奉行所え可相届候、若又右定ノ利金下ざるにおゐてハ、借り主可訴出事、
一新規之備金銀ハ、尤相对次第たるへし、猥ニ高利にすへからざる事、

右之通急度可相守者也、

西十月廿六日

享保子年伺之上相定
四十九 家質濟方日切之事

家質濟方出入之儀、金高ニ応し左之通可申付候、

一四五十兩 六十日切

一六七十兩 七八十日切

一百兩 百日切

但、百兩有余ハ、見合日限り可申付候、

一千兩以上 十二ヶ月切

右日限ニも不埒明候ハ、家屋敷相渡可申候、尤日

限り之内、利金も為差出可申候、

一惣鉢家質利金滞之儀、訴出候共、一二ヶ月滞候分

ハ、訴訟取上申間敷候、三ヶ月も滞候ハ、吟味之

上可申付候、

子十月

享保五子正月

五十 讓屋敷名前之儀ニ付町触

家屋敷他人ハ勿論、たとへ親類え讓渡候共、早速町

内ハ不及申、一類えも弘メ致し、帳面名も改可申候、讓り渡候迄^(儘)ニて致不念打捨置、重て及出入、僉議之上、証拠も無之におゐてハ、向後奉行所え取上ニ成候間、右之段町中え可相触者也、

享保三年戊閏十月

五十一 白紙手形ニて金子借候者之儀ニ付被仰出

之書付

白紙手形ニて借シ金等仕候者有之候節、証文ハ破り捨、過料三十兩、又ハ式拾兩出さセ可申候、尤右之員数ニ不限、其者之身上ニ応し、過料多少可有之事、

「ほ」諸奉公人出入取捌之部

五十二 奉公人年季之事

覚

奉公人年季、前々拾年を限り候処、向後八年季之限り無之、譜代ニ召仕候共、相对次第候間、其旨可

存候、以上、

元禄十一寅年十二月五日

（享保四年）

五十三 諸奉公人出入之儀ニ付町触

一 諸奉公人欠落之儀、主人断次第給金濟方之儀、請人え急度可申付事、

但、給金濟方請人え申付（候）以後、若滞候ハ、
請人身代限り可申付事、

一 取逃引負等之欠落者、主人断次第、請人三十日切之
尋申付、不尋出ニおゐてハ、過料可申付、若及数度
候ハ、曲事ニ可申付候、欠落者尋出候ハ、取逃
物売払候共、買主ゝ為戻可申候、金子など遣捨候事
分明ニ候ハ、すたりニ可致候、尤請人過料ハ差
免、給金計濟方可申付事、

但、請人奉公人之下請人取置候て、請人相弁候金
子、下請人え懸り度旨願候共、相对ハ格別、御役
所ゝハ申付間敷候事、

是ハ享保十一年改り、当時ハ下請人え懸り願出
候得は、下請人え三十日切ニ申付候、

一 惣て取逃引負之儀、若請人兼々存候様子ニ候ハ、
急度遂詮議、其上之落着次第請人御仕置可申付事、
一 町人之召仕、欠落取逃引負等之儀も、右之通可相心
得事、

一 右之類若請人致欠落候ても、請人欠落以前ニ、家主
え預ケ置、其品御役所へも断有之ハ、請人之可濟金
過料共ニ、家主え可申付事、

但、家主欠落もの、店請人え懸り度旨願出候共、
相对は格別、御役所ゝハ申付間敷候事、
一 欠落者有之、主人ゝ請人を預ケ候節ハ、家主（方）え
召連參、預ケ可申候、主人之方ゝ請人を呼寄候節、
及数度不罷越（儀も）候ハ、主人方ゝ奉行所え断次
第、吟味之上可申付候事、

一 奉公人出入ニ付、主人ゝ断有之候ハ、請人之家主
不及異儀、急度預ケ置可申候、但、借金筋に付て
ハ、店之者（を）預り申間敷候事、

一 請人欠落以後、主人^ハ断有之候共、取上申間敷事、

候事、

一 取逃引負之欠落者之請人、自然致欠落候ハ、主人見合ニ本人召連可来候、本人を尋出差出候ハ、取逃物ハ前条に有之通申付、右欠落者当宿在之店請人取置候ハ、不慥成もの^ハ請ニ立、差置候品を以、其店請人え過料可申付候、若又当宿之者、店請人も取置不申差置候ハ、尤当宿え過料可申付候、右取逃引負致候ものハ勿論、御仕置可申付候事、

一 請人欠落又ハ不屈有之、御仕置ニ成^レ候共、自今家主繼判致し候ニ不及、主人と奉公人相對ニ可仕候、此外奉公人給金借金等之儀ハ、^二付^一請人又ハ家主五人組などを屋敷え留置、濟方申付候事、堅く無之筈ニ候、請人於滯有之ハ、其主人^ハ御役所え断次第、不埒有之候ハ、吟味之上急度可申付候事、

一 諸借金買懸り出入之儀、訴出候ハ、日切又ハ其者之身代限ニも可申付候、証文ニ加判人有之ニおゐてハ、当人加判人兩方^ハ濟方可申付候事、

一 奉公人出入并諸借金買懸り等之儀ニ、本人滯候得ハ、家主又ハ店請人え、近来段々申付候得共、右条々之通、向後相極り候事、

但、当人加判人共致欠落候ハ、右出入ハすたり

亥八月

たるへし、右之出入、畢竟相對之儀ニ候間、御役所にて濟方申付候節、当人と加判人計え証文申付、家主不及加判候事、

享保四亥年伺書
五十四 取逃引負欠落之者請人咎之事

一 門前払之儀、只今之通可申付候、右門前払ニ成候当人、重て之住居見届、元家主出入相懸り候ハ、尤当人身代を限り可申付候、当家主えハ金子申付間敷

一 取逃引負之奉公人欠落者、請人え三十日切尋申付、於尋出ハ、其役人身代之様子ニ^二給^一、過料輕重相應ニ可申付候事、

但、打統過料差出候ハ、是又相応ニ可申付
(候)、

一欠落者六七度ニ及び、不尋出候請人ハ、牢舎申付、
其請人身代之様子次第見計、四五分又ハ二三分ニて
も、相応ニ為過料と、身軀取上可申候、若又奉公人
馴合、不尋出候ハ、訳吟味之上相決候ハ、其請
人ハ伺之上御仕置可申付候、
右之通、伺之上相極り候事、

亥八月

享保六丑年何書
五十五 引負之者之事

引負金いたし候者之儀、引負金百兩以上以下共、当
人并親類又ハ可弁筋之者、弁金申付、少々も相済申
候ハ、引負之当人ハ其分ニ差置、当人身上取立候
節、主人願出候様ニ申付置、身上取立候段主人願出
候ハ、其筋当人身軀限り弁させ、身上持候度、
幾度も弁させ可申候、兎角弁候儀と存候ハ、外は

見こりニも罷成、自然と引負筋無数可成儀と奉存
候、遠島追放ニ罷成候得は、若引負之内除金等致シ
置可申も難計候間、書面之通いつ迄も弁金為仕可申
候、

一引負之親類ニも弁金いたし候者無之、其外可弁筋之
もの無御座、当人も可済手立も無之ものハ、五十敲
(歟)百敲追放可申付事、

一致引負候者を請人え預ケ置、欠落致させ候ハ、其
請人之分限ニより、並より多過料為出可申候事、

右之通、伺相済候、以上、

丑五月

享保十午年
五十六 奉公人給金出入人主え済方申付候儀ニ付伺
書

(覚)

一奉公人給金出入之儀、前々請人計え申付、人主え
ハ不申付候、若請人欠落等致、不罷在節ハ、人主え

も申付候、自今請人人主兩人え申付、濟方不埒ニ候ハ、兩人共身軀限り可申付候、

一前々ハ主人方え請人ハ相濟候出入金、人主え相掛り度旨願出候得は、人主え申付候處、去亥年御定書出候以後、下請掛り之儀、相對ハ格別、御役所ニおゐてハ不申付候、向後前書之通罷出候ハ、主人方え請人濟候給金ハ、人ト主え懸り度旨願出候ハ、町方にて慥成人主を取置候分ハ可申付候、尤武家方奉公人杯人主ニ取置候分ハ、相懸らせ申間敷候、
(一)(二)
一右伺之通、向後可申付候、但、武家方奉公人杯人主ニ取置候分も、自今右之通可申付旨被 仰渡候事、
午三月

享保七寅年伺
五十七 主人ハ暇出候處屋敷之内不立去もの咎之事
覺

田安御用屋敷
長谷川吉右衛門元中間
鐵平
寅參十八歳

此者儀、主人より暇出候處、御屋敷之内不立去、紛罷在、不届ニ御座候間、牢内并牢屋圍之内掃除役申付、四ヶ月之内毎日為致掃除、其上ニて出牢可申付候、

右之通、伺之上申付候、向後書面之趣可相心得事、
享保七寅二月

享保二十一辰年御書付
五十八 使ニ遣候者為持遣候品致取逃候御仕置之事
一取逃之仕置ハ、只今迄之通可相心得事、
一主人ハ使申付、金銀等其外先々為持遣候道より取逃候ハ、宅ニ有之物を取逃候とハ違、其者を頼に致し為持遣候處、取逃候事、重科ニ候間、金壹両以上之盗物ハ、向後死罪に可申付候事、
右之通相心得、御仕置可相伺候、
辰三月

享保六^五年伺書
五十九 奉公人之（請人）出入有之家主引請之事

覚

奉公人之請ニ立候者之出入ハ、其家主引請相済、当人店立致シ、店請人え引渡、追て右店立替金相懸り度旨、当人住所見届、元家主願出候ハ、当人身軀限り可申付候、

一奉公人之請人、店請無之候得ハ、出入ハ其家主引請相済、当人ハ門前払ニ致シ、右立替金を追て当人相懸り願候節、相對にて請取候筋ニてハ、店請人と馴合、無店請ニ罷成、わざと門前払ニ成候様ニ相巧可申候間、是又身軀限可申付候、

一店賃相滞候者を家主店立致し、追て当人え店賃相掛り候儀、前条（二）立替金とハ訳違候間、弥御役所にて取扱ニ不及候、

右之通、伺相済候、

五月

「へ」諸願訴訟無取上之部

享保五^五年御書付
六十 無取上願再訴并筋違願咎之事

一諸願申出候内、吟味之上難相済願ハ、如斯之品にて不相調段、書付を以、訴訟人え可申聞候、証文致さセ候儀ハ無用ニ仕、重て罷出候ハ、過料可申付由申渡、其上ニて訴訟ニ罷出候ハ、過料可申付候、

一親子兄弟其外之親類ニても、御料御免之願、是又裁許之儀ニ付て之願、是ハ別段之事ニ候間、只今迄之通り可相心得候、

一奉行所にて不取上願、老中若年寄等え訴訟ニ罷出候節、奉行所へ罷出候哉と相尋、いまた不出由申候ハ、其筋之奉行所へ可出旨可申聞候、若奉行所へ出候得共、取上無之由申候ハ、訴訟取上、奉行中え可相渡条、其節相談之上、弥不取上願ニ候ハ、再過料可申付候、万一可相立品も候ハ、猶又吟味之上裁許可申付候、

一其所之奉行所、又ハ其筋え可願出儀を、無其儀筋

違え願出候ハ、戸_ノ等之咎可申付候、

六十一 奉行所え(不訴出)直ニ評定所へ訴出候者并

当人之外_ル願出候ものゝ事

享保十七年子正月

一三奉行所え不訴出、直ニ評定所へ訴訟ニ罷出候者ハ、跡_々取上無之候、向後(訴)出候者有之ハ、寺社町方地方、其筋_々之奉行所え罷出候様ニ申渡、月番之奉行所ニて訴訟之趣、委細致吟味、一座相談之上、其品ニ依て評定所へ差出候共、いつれニも落着可申付候事、

享保十一年午六月

一当人難願出障りも無之処、或ハ親類縁者之由ニて、訴状差出候へ共、当人ニ為願可申旨申渡し、取上申間敷事、
右之通、一座相談之上相極、

享保四_亥年
六十二 御代官え不相届訴訟ニ出候者之儀ニ付御書

付

惣て御代官所之百姓、公事訴訟等何事によらず、江戸え出候儀、御代官え不相伺候て、猥ニ江戸え出候百姓共之儀ハ、道中往来并江戸逗留中之宿払等之諸入用、不残右罷出候者之自分入用ニ申付候て、村中懸_レリ之割合ニ一切為致申間敷候、若右之通違背_付之族於有之ハ、可為曲事者也、

(ママ)
亥十月

右之通、御代官所村_々え相触候事、

享保六_丑年伺書
六十三 寺社訴訟人本寺触頭え不届願ニ出候類之事

覚

一寺社之訴訟人、可届所え不斷して願出候類ハ、取上不申候、強て相願候時ハ、否之儀本寺触頭え相尋、本寺触頭方ニて致吟味度と申筋ハ、触頭え吟味申

付、又ハ其品ニより本寺触頭え対し存寄有之、訴出候分ハ、直ニ奉行所ニて取上吟味致し候、

一本寺触頭え相願候得共、押置候故、不得已奉行所え願出候類、本寺触頭添翰無之共、取上吟味仕候、本寺触頭誤り有之候得は、其品軽重ニ随ひ答申付候、一本寺触頭之惡事訴出候歟、又ハ非分之申付等にて、再応願候ても不叶時、奉行所え願出候時ハ、本寺触頭え願之様子相尋、取上吟味之上、理非之裁許申付候、尤寺社領町人百姓共も、触頭え申付候通、其支配人主人え申付候、且又寺社領^{ノホカ}之外、訴訟之儀申出候得は、取上吟味仕、裁許申付候、地頭并御代官非分之申付有之段訴出候儀、只今迄無御座候、此上御座候ハ、可申上候、

右之趣宜候間、向後此通可被相心得候、以上、

丑六月

享保十八^丑年
六十四 養娘遊女奉公ニ出実方^ハ訴出候共品ニより

取上間敷旨御書付

輕キ者養ひ娘いたし、遊女奉公ニ出候儀、実方^ハ其段願（出）候共、娘貫候節証文無之分ハ勿論、証文有之候共、自今取上申間敷候、卑賤之者いわれも無之者之子を養ひ可申様無之、畢竟遊女等ニ遣し、自分之勝手に成候可為覚悟儀、実方^ハ其心得ならてハ、卑賤之者え養子ニ遣シ可申様無之候、実方^ハ訴出候類ハ、金銀所得之筋ニ付て之訴ニ候、左候得は願取上可申儀無之候間、此度右之通相定候事、

但、養ひ娘何とそ格別難儀ニあい候事を養父取計候ハ、吟味可有之儀ニ候、実子ニても親之仕形法外成儀有之節ハ、其分ニハ差置かたく候条、養父実父之無差別、遂吟味、相応之御仕置可有之事、

右之通、向後相定候間、被存其趣、可被取計候、以上、

丑正月

「と」入墨并所払戸ノ等之部

享保五子年御書付

六十五 入墨之事

耳鼻をそき候科之者、一等輕き品之者、向後腕ニ廻し幅三分程宛二筋、入墨致可申候、

子二月

享保六丑年何書

六十六 科人爲立退住居を隱候者之事

一 火附

一 盜賊之上ニて人を殺候もの

一 重キ盜賊

右之類、科人同類ニハ無之候共、其者ニ頼まれ、住所を隱シ或ハ立退セ候ものハ、家財取上、所払可申付候、

一 喧嘩口論当座之儀ニて、人を殺候もの

右之類、科人同類ニハ無之候共、其者ニ頼まれ、住所を隱シ或ハ立退セ候ものハ、戸ノ可申付候、

右之通、伺之上相極候事、

「ち」無宿并奴女片付之部

享保六丑年

六十七 輕科之無宿領主え引渡之儀御書付

土井甲斐守知行所

越後国織田村

無宿

長兵衛

此者儀、安部式部方ニて入墨可被申付候、其上ニて甲斐守方え科之様子申聞相渡、態と領地え差遣ニハ不及、家来之召仕ニ成共、道中往来之供ニ召連候共、又荷物等之持人ニ成共可仕候、当地ニても召仕候儀ハ勝手次第ニ候、其内欠落いたし候ても、其通之事ニ候、此旨可相達候、

右躰之者、地頭え直ニ渡し遣候てハ、地頭之難儀ニも可罷成候間、最前被 仰出候趣ハ相止、向後右之通可被致候、

丑七月

一惣て御当地無宿之者、領主え渡候節、在所追払か親類勘当、領主る構無之者、又ハ致欠落候もの之由、断有之候共、領主え相渡可申事、

但、御代官所并万石以下地頭え難渡儀有之候分ハ、其在所之親類呼出し相渡可申候、若親類無之候ハ、払遣可申候、

六十八 無宿并入墨敲ニ成候者之事

御当地出所之者無宿ニ罷成、引取人無之、又ハ入墨か敲に成候以後、渡方も無之者ハ、門前払ニ可申付候、若以後又々悪事仕候ハ、伺之上、死罪可申付候、

一遠国もの御当地え参、無宿ニ成、行倒又ハ紛者にて科無之類ハ、在所ニても科無之分ハ、其領主え（相）渡、在所え差越候共、江戸え差置候共、其段ハ無御構旨申達、相渡可申候、

右之通、伺之上相極候事、

享保九辰六月

享保十九寅年
六十九 捨子貫候儀ニ付御書付

捨子を貰ひ、又外之者え遣候儀、弥停止ニ候、（併）無掬子細も有之、外之者え遣候ハ、拾歳迄之内ハ、先達て貰候奉行所、又ハ貰候其屋敷え相届候上、差図次第ニ可遣候、

九月

元禄十五年
七十 捨子御制禁之儀御書付

捨子致候事、弥御制禁ニ候、養育難成訳有之候ハ、奉公人ハ其主人、御料ハ御代官手代、私領ハ其村之名主五人組、町方は其所之名主五人組え其品申出へし、はこくミ於難成ハ、其所ニて養育可仕候、此上捨子仕候ハ、急度曲事たるへき者也、

午十月

享保十三申年御書付
七十一 奴女片付之事

奴女有之節、御目付え申達 御殿詰合之面(ミ)え相達候様ニ可被致候、且又望之者有之候ハ、可被相渡候、

一町方ハ町年寄え申付、致世話もらい候者有之候ハ、相渡候様可被致候、町中え相触候ニハ不及候、

以上

三月

享保十三申年伺書
七十二 奴女牢内ニ差置候儀書付

奴女牢内ニ差置候儀了簡仕候処、昼之内ハ牢内築地之内えは勝手次第罷出、洗濯等仕、用事相達候様ニ致シ、晩方ニは牢内ニ入置候様ニ可仕候、

右之通、伺之上相極候事、

享保十三申二月

「り」酒狂人御仕置之部

享保七寅年伺書
七十三 酒狂致シ刀脇差にて人ニ疵附候者之事

一其主人え預置、疵被附候者平癒次第療治代出させ可申、療治代難出ものハ、刀脇差取上、酒狂人ハ主人え可相渡事、

但、取上候刀脇差ハ、疵被附候者えとらせ可申候、

一右療治代、疵之多少によらず、中小姓躰ニ候ハ、銀貳枚、徒士ハ(金)壹両、足輕中間ハ銀壹枚差出させ可申事、

七十四 酒狂にて人を打擲致候者之事

右同断、但、刀脇差取上ニ不及、身躰^上限り諸道具取上、打擲に逢候ものえとらせ可申事、

但、右酒狂者之儀、主人え断候節、欠落と申立候共、主人方を罷出三日の内ニ候ハ、欠落ニ相立申間敷候事、

右二ヶ条、町人ハ則牢舎申付次第、同断、但、主人無
 之ものハ、宿所え可帰遣事、

七十五 酒狂ニテ諸道具損さし候者之事

一過料出させ、損失之ものとらせ可申候、軽キ身上
 之ものハ、身上限りニ可申付事、

享保十六亥年御書付
 七十六 酒狂ニテ人を殺候者之事

一酒狂ニテ人を殺候共、可為下手人候、右殺候者之主
 人并親類等、下手人 御免之願申出候共、御免有
 之間敷候、ケ様之類、願ニ依て 御免有之候ハ、
 毎度願候様ニ相成り、其内ニハ賄賂等不宜筋ニテ願
 候も出来可申候条、願ひ取上申間敷事、

右之通、可被相心得候、以上、

亥四月

享保五子午御書付
 七十七 酒狂人主人え引渡之事

一今度松平甲斐守家来牛窪清藏と申者、千駄木御鷹部
 屋門前ニてあはれ候付、町奉行吟味之处、酒狂いた
 し、相手もなく自分ニ疵付候ニ紛無之候故、甲斐守
 方え相返し、向後酒狂一通にて、さしたる儀ニも無
 之候間、甲斐守方ニても、おもく申付候ニハ及間敷
 旨相達候、向後^{（も）}ハ

公儀御仕置ニ可成筋之ものハ格別、左も無之もの
 ハ、主人其外可相渡方有之候ハ、疵^{（付）}候とも不
 及養生、早速相渡候様ニ可被心得候、以上、

子九月

「ぬ」乱氣ニテ人殺 御仕置之部
 理不尽者

享保六丑年御書付
 七十八 乱氣ニテ人殺之事

一乱心ニテ人を殺候共、可為下手人候、然共、乱心之
 証拠慥ニ有之上、殺候者之主人并親類等、下手人

御免之願申ニおゐてハ、遂詮議可相同事、

但、主殺親殺或ハ火附等たり(と)いふとも、乱氣

ニ候ハ、死罪一通リニ可被相心得候、

右之通ニ候間、致自滅候ハ、死骸不及塩詰、取

捨ニ可仕候、乱心ニて火を附候時、もへ立不申、

外三子細も無之、乱心ニ紛無之候ハ、遠島ニも

可相伺候、

一 右御定書ハ、大概其人之格合ニ似寄候程之者殺害候

節之儀ニ候、其(以)後於三州岡崎宿ニ、尾張殿足輕

致乱心、駕籠舁人足切殺候、是ハ至て輕キ者ニ候

故、不及下手人、御構無之候、自今其心得可有之候

事、

寅三月

享保二十卯年御書付

七十九 相手理無^不尽之仕形ニて下手人ニ不成事

覚

一 百姓町人、口論之上、相手理不尽之仕形、不得止事

相手を殺候時、縦令刃傷ニて死候共、相手方之親類

并其所之名主年寄等、右切殺候^極もの、平日不法もの

ニて、殺され候ても申分無之候条、相手下手人御免

之儀願出候ハ、弥詮議をとけ、申所紛無之ニおゐ

てハ、下手人ニ不及、追放可申付事、

一 武士奉公人ハ、其主人願無之候ハ、差免候儀可為

無用候、

卯十一月

「る」 欠落者尋之部

享保十一年御書付

八十 親類主人等え尋申付方之事

(科有之、逐電、欠落等いたし候もの尋申付候儀、

主人を家来ニ、親を子ニ、且又兄を弟ニ、伯父を甥

に尋候様ニ申付候事ハ有之間敷儀ニ候間、向後其心

得ニて可有作略候、以上、

午十一月

)

（享保五子年）
八十一 欠落もの尋之事

欠落もの尋之儀、事を巧、人を殺候か、又ハ詔有之
ての事ニ候ヘハ、公義御仕置有之候儀ニ候間、尋
申付、不尋出候ハ、其品ニ、親類之内かゝるへ
きもの一兩人（も）入牢申付、残之者共え三十日五十
日百日とか日限り申付、夫ニても不尋出候ハ、重
軽重ニより、かゝるへきもの追放、又ハ過料等申
付、事済し可申候、尤欠落候者見出し次第召捕、可
訴出候、若外見出候ハ、猶又急度可申付旨可被
申渡候、

一 御仕置者一件之内、欠落者なと有之、其者尋申付、
不尋出候得は、落者難成とて、其一件御仕置差延置
候に付、構無之者之難儀ニ及候事ニ候間、欠落者尋
之内、六ヶ月を限り不尋出におゐてハ、其旨被相
伺、残り之もの、それハ相応ニ御仕置可被申付候、
尋之者ハ追て出次第、其節相応ニ御仕置可申付候、
伺ニ不及御仕置申付候も、右同断ニ可被相心得候、

惣て欠落者不尋出候とて、一件之者とも之儀、延々
二いたし年月を経候儀不宜候、以上、

子八月

「を」 闕所并過料等之部

享保十八丑年申合書付
八十二 欠所田畑家屋敷家財之事

重キ追放 御扶持人ハ御扶持上り、家屋敷家財共

欠所
在方 町方 田畑家屋敷家財共欠所

改易
中追放 御扶持人ハ御扶持家屋敷上り、家財無構
輕 在方 町方 田畑家屋敷上り、家財無構

右は前々より右之格ニ申付候得共、猶又今日申
合、弥相極候、

享保十八年丑六月十一日

享保七寅年伺書
八十三 取上田畑之事

一 田畑取上候者之儀、科重く候ハ、田畑并居屋敷共取上可申候、科輕く候ハ、田畑計取上ケ、屋敷取上ニ不及候事、

但、居所ハ無構候、

一 屋敷計持、田畑無之候故、重キ過料申付候者共^(も)、右同断之事、

享保三年戊三月伺
八十四 私領百姓 公義御仕置ニ成候筈田畑欠所之^(節)

事

覚

今度八王子千人組同心之内、追放ニ罷成候者共、田地不殘欠所ニ上り候、右田地之内、私領方之地致所持候者御座候、只今迄は私領之百姓、公義御仕置ニ罷成候得は、家財ハ
公義欠所ニ成、田畑ハ地頭方ニて欠所ニ申付候、御

仕置者之田地、地頭方欠所申付候儀、兩様ニて如何ニ候、向後私領之百姓、公義御仕置ニ成候ものハ、田畑も家財同前ニ欠所ニ仕、売払代金取上、田地買取候者方、有来通年貢相納候得は、地頭方相滞儀も無御座候、此度八王子同心欠所地之内、私領之分も御代官方ニて売払、代銀ハ欠所ニ取上、田畑買候ものより地頭え年貢納候様ニ可仕候、
右之通、伺之上相極候事、

宝永三戌年
八十五 妻持參田地之事

覚

一 御料私領共、娘并姉妹等縁付候節、田畑を^(附)遣、夫惡事有之、仕置ニ成候上、家財田地、右妻之持參候田畑共欠所ニ成、妻之親并兄弟諸親類等、迷惑之由訴出候共、夫と妻無別儀罷在候得は、妻之持參候田畑ハ、夫之田畑ニて候、金子ニて持參致候得は、当座ニ遣捨候間、夫仕置ニ成候上ハ、可戻様無之

候、是ニ准候得は、田畑も欠所ニ可成筋ニて、妻之方えは戻間敷儀故、向後此類願出候ハ、月番之奉行所ニて無取上之段申渡、初判不及出之、可相返、右品々之儀、御勘定奉行え堀七郎右衛門知行、下野国朝倉村次左衛門と申者訴出、裏判相願候間、今日一座相談之上相極之、但、江戸寺社門前町方ニて、家屋敷差添縁付候も、右同様之儀に候ハ、可准之事、但、妻之名附ニて有之分ハ、可為格別事、

戊三月十二日

享保七寅年一座申合
八十六 身代限り申付方之事

一身代限り之事、自分居宅并蔵家財共ニ可^不残取上可申候、

但、他所ニ家蔵有之候共、諸財物之分ハ取上可申候、家財之儀は構無之、

右之趣、一座相談相極候、

寅五月二日

享保八年卯九月被^{仰渡候}
八十七 二重ニ御仕置申付候事

一唯今迄ハ過料之上戸^ノと二重ニハ咎メ不申由ニ候得共、重キ科之時ハ、過料之上戸^ノ申付候様ニ可仕事、

（一入墨之上敲、或ハ追放等ニも、其品ニより可申付事）

元文元辰年御書付
八十八 過料申付方之事

一向後過料申付候員数増減之儀、例ニカゝわり不申、其者身軀と科之輕重ニ応し、過料可申付候、

但、至て輕キものにて、過料差出候儀難成者ハ、手鎖可申付候、

辰八月

「わ」変死病人片付并溜預ケ等之部

享保十巳年御書付
八十九 科無之無宿非人之外之病人養生所え遣候事

今度聖堂前堀え、八兵衛と申者、老女を突落し候之
処ニ止り居、声立候ニ付、辻番人引上、養育致し
置、御目付え相達候、右老女町奉行え相渡候処、病
氣故、溜え遣置候内相果候、向後三奉行懸り共ニ、
無宿非人之外、右類之病人等ハ、小石川養生所え
遣、療養為致筈ニ候間、可被得其意候、以上、

享保十巳十月

享保十巳年
九十 芝口町河岸建札之案

去ル幾日、何方ニ年頃何歳計、衣服ハ何着し

倒死

水死

異死 有之候、心あたり候ものハ誰方え

迷子 早々可申出候

首縊

自害

享保七寅年被 仰渡
九十一 溜預ケ之事

牢者申付候ものを最初溜え遣間敷候、乍然、行倒

ものなどの類ハ、格別ニ候事、

但、牢者申候者相煩、溜え遣候儀ハ格別ニ候、

享保七寅五月

元文三年五月十二日中務大輔殿被仰渡候
九十二 一ヶ年切御仕置もの等向後可書出旨一座え

被 仰聞候覚書

惣て年中御仕置ニ成候者之人数高書付、并牢舎之者

翌年え越候儀、何故二年を越候訳、一ヶ年切ニ可書

上旨被仰渡候事、

午五月十二日

「か」出火之部

享保二十卯年書上
九十三 出火之節咎之事

覚

一平日出火之節之咎 火元

出火類焼之多少ニより、三十日廿日十日押込メ
申付候、

一大火之節之咎

五十日手鎖 火元

屋敷沽券金十分之一之過料 火元之地主

三十日押込 火元之家主

過料 風上式町
風脇左右式町宛

六町

是ハ十五人宛之欠付人足遅参故、大火ニ罷成

ニ付、

一御成日之節出火之咎

五十日手鎖 火元

三十日手鎖 火元之家主

三十日押込 月行事

二十日押込 五人組

十日押込 名主

屋敷沽券金
十分之一過料 火元之地主

但、所之者早速消留候得は、咎は無御座、火

元之当人計五十日手鎖を懸置申候、

右之通御座候、以上、

卯八月

右之通候得共、寺社門前町屋等、其寺領^(社)えは過怠難申

付に付、其所買請、又ハ致借地町家^(屋)建置候ものえ過怠

申付候事、

「よ」鉄炮打并捕候者訴人等之部

九十四 鉄炮御改之儀ニ付御書付

覚

一鉄炮改之儀、向後関八州ハ貞享四年ニ被 仰出候趣

ニ相心得、鉄炮改役え相伺、可受差図事、

但、猪鹿多く出、田畑をあらし候節ハ、不及相

伺、御料私領寺社領共ニ、月切を極、玉込鉄炮ニ

てうたせ、其段早速鉄炮改役え可相届候、打仕廻

候ハ、鉄炮取上之、是又其趣改役え可相届候

事、

一江戸より十里四方ハ獵師たりといふとも、一切鉄炮取上可申事、

但、猪鹿多く出、田畑をあらし、人馬懸り、百姓及難儀候節ハ、鉄炮改役え相伺、可受差凶事、

一関八州之外之国々ハ、鉄炮改役え例年証文等差出候事、以来不及其儀候、尤猥に無之様ニ、御料私領寺社領共ニ、急度可申付候事、

右之趣、可被得其意候、以上、

享保二酉年五月

享保七寅年
九十五 猪鹿おどし鉄炮願之儀ニ付御書付

関八州猪鹿多く候由、おどし鉄炮願候去年御拳場之外ハ、捉飼場を始、四月朔日ヨリ七月晦日迄、玉込鉄炮御免ニ付、猪鹿狼等うちころし候筈ニ候、其段向々え相触候処、心得違候処も有之、夏中铁炮打セ不申趣ニ相聞候、且又冬にても捉飼場之外ハ、日数廿日之積り、是又鉄炮御免ニ候処ニ、今おどし鉄炮願

候ハ、去年御触書不致承知ものと相聞候、向後はいつれも玉込之筈ニ候、おどし鉄炮と申儀ハ無之候、此段弥無相違様ニ、夏中精入猪鹿狼可打殺旨、在々可(被)相触候、以上、

寅十二月

(享保十一年年)
九十六 鉄炮打并(隠)鉄炮所持之儀ニ付御触書

一今度武州多摩郡之内、御制禁之隠鉄炮致所持候者、又ハ打候もの有之、段々御詮議之上、武州所沢村名主耆人、同国上川口村名主耆人、同国国分寺村名の耆人、遠島被 仰付候、右悪事有之村々の名主ハ田畑取上、組頭并村中其外懸り合候もの迄、夫々ニ過料等申付候、若心得違にて、只今迄不相届、鉄炮致所持候者有之候ハ、御料ハ御代官、私領は地頭ヨリ相改、取上置候て、其段来未二月迄ニ鉄炮改え相届可申候、尤此度有躰ニ申出、鉄炮差出候ハ、御咎も無之候、来(未)二月迄之内ニ不差出候て、追て

相知候ハ、当人は勿論、名主組頭其村中迄御仕置
可被 仰付候事、

右之趣、関八州之内、御料は御代官、私領ハ頭々支配
より急度可被申渡候、

享保十一年御書付
九十七 過怠鷹番之事

一 隠し鉄炮有之、打候村え可申付候事、

一 其村の隠鉄炮ニてハ無之、外々参候て打候村えも可
申付事、

一 隠し鉄炮有之、打ハ不仕候得共、此度改出候村えも
可申付事、

一 隠鉄炮有之、打候ても又ハ打不申候ても、今度旧悪
と書上候村々ハ、無用可仕事、

野廻り引替之覚

一 野廻り預り場之内、隠鉄炮并鉄炮打有之候ハ、引
替可申事、

但、代り之野廻りハ、今度隠鉄炮有之近村辺より

可申付候、

享保六丑年御書付
九十八 鉄炮打捕候者御褒美之事

覚

一 鉄炮打捕候者、御褒美一人ニても何人ニても、人数
無差別、銀貳拾枚可被下候、

一 同訴人致し候者、御褒美銀五枚可被下候、
以上

丑十二月

「た」 男女申合相果候者 御仕置部
隠遊女差置候者

享保七寅年御書付
九十九 男女申合相果候者之事

一 男女申合ニて相果候者之儀、双方共ニ自今ハ死骸取
捨ニ可申付候、一方存命ニ候ハ、下手人ニ申付
候、且又此類絵草紙又ハかふき狂言などにも不為
致、尤死骸吊候事停止可申付候、
(申)

一 双方共ニ存命ニ候ハ、三日さらし、非人之手下ニ可申付候、

一 此度大坂ニて主人と下女申合相果候(もの)之儀、主人存命ニ候得共、下人之身として、主人え対し不屈ニ候間、不及下手人ニ、非人之手下ニ可申付候、惣て此類ハ、向後右之通可申付候、

以上

卯二月

享保七寅年町触
百 隠遊女之事

町中におゐて隠遊女御停止之旨、前々も相触候処、今以不相止、不屈至極候、自今召捕候ハ、左之通申付ルにて可有之候、

一 隠し遊女商売いたし候もの店ニ差置候ハ、其屋敷并家財家蔵共ニ 公儀え取上可申候、

但、遊女商売いたし候当人ハ、家財不残取上、百日之手鎖ニて所え預ケ置、隔日之封印改、

一地主ハ外ニ罷在、家主計差置候共、右同断、

但、家守ハ家財不残取上、百日之手鎖ニて所え預ケ置、隔日之封印改、

右、今日ヨ三十日過候ハ、役人并新吉原町之者相廻し、遊女商売致候者相改、召捕候ハ、右之通可申付候、然共、其節之品ニより、吟味之上、遊女持候当人ハ、死罪流罪にも申付、家主五人組ハ、是又其節之品により、右ニ准し重く申付ルにて可有之候間、其旨相心得、町中え可触知者也、

寅八月

享保十四酉年
百一 寺社門前ニ隠遊女差置候儀ニ付伺書

覚

寺社領門前町屋ニて、隠遊女捕候節之御定無御座候、御朱印地之寺社も有之、其外大小之寺社御座候、都て門前町屋之分ハ、町人面々屋敷ニ買請候て、百姓同前ニ地頭之寺社え年貢寺役等相勤申候、

（隠遊女差置候ハ、屋敷主之町人不届ニ御座候間）、
 通例之町方之通、家屋敷不残取上、屋敷ハ入札を以
 相払、代金 公儀え相納可申候、跡屋敷落札買主
 地頭之寺社えは、年貢寺役等相勤候へは、地頭ハ拝
 領地ニ離候事無御座候、

一右地頭之寺社ハ、門前町屋ニ隠遊女差置候を不相改
 候段、不念ニ候、乍然、寺社之儀、武士方町人共違
 ひ候間、寺社奉行ニて叱置、自分と致遠慮罷在候様
 ニ可仕候、

右之通、伺之上相極候、以上、

五月

「れ」追放御仕置之部

享保七寅年御触書
 百二 科人追放之事

右科之品ニ依て、扶持を召放候歟、或ハ家財欠所、
 又ハ其品輕くハ過料等、それ／＼に可被申付儀ハ勿
 論ニ候、件之惡事有之候者、領内に差置候を嫌ひ、

他所え放遣候儀ハ、有之間敷事ニ候、近年於 公義
 ハ、追放者先ハ無之様ニと被 仰付候間、於国々所
 々其旨（を）存、猥ニ追放有之間敷候、然共、喧嘩な
 とにて双方疵附候ものか、又ハ侍など品により追放
 被申付、却て可然趣も可有之候間、其段は格別之事
 ニ候、

右之通、可被相心得候、以上、

寅二月

百三 出家追放申付候節触頭奥印為致候伺書

一追放申付候出家、内寄（合）ニてハ、其科之趣申渡候
 節、触頭等召出、一同承知仕候旨、証文ニ奥印為仕
 候、然ル上ハ寺々共承知事ニ御座候、

一評定所ニて追放申付候節ハ、前々より触頭等も不罷
 出候、其人計証文ニ印形仕候迄ニて御座候、向後ハ
 評定所え触頭等召出、寄合之通、証文奥印申付可然
 奉存候、

四月

享保七寅年御書付
百四 追放赦免之事

追放赦免之願出候ハ、三奉行火附盜賊博奕改方ニ
て、老中え伺候ニ不及、可差免候、併何とそ格別之
品も有之、難(差)免存候者も有之候ハ、老中え可
申候、

一私領ニて追放申付候者、赦免之儀、奉行所え願出候
ハ、頭有之面々ハ其頭々え、障も無之候ハ、差
免候様ニ可仕旨可申通候、頭無之面々ハ、其地頭え
右之趣相通之可申候、

以上

享保七寅五月

「そ」遠島御仕置之部

享保十六亥年御書付
百五 遠島者減方之事

一大勢遠島者有之候てハ、如何ニ候間、向後死罪か遠
島かと存候程之者ハ、吟味之上、重キ追放ニ可申付

候、右之類、追放ニ成候とて、猥ニ追放申付候事ニ
ては無之候、唯今まで江戸払(所払等)ニ申付候もの
ハ、只今迄之通ニ可相心得候、
右之通、被 仰出候間、自今此趣を以、御仕置可被伺
候、以上、

亥三月

享保九辰年御書付
百六 遠島死罪者之伺之事

死罪、遠島、追放可申付右之儀ハ、前々之通可被相
伺候、右之外之御仕置之分ハ、伺ニハ不及候、然
共、死罪、遠島ニ成候者之一件之内ニ候ハ、輕キ
御仕置ニても相伺可申候、

但、輕キ御仕置之者ニても、奉行中ニて難決儀
ハ、可相伺候、

以上

享保九辰閏四月

享保十七年御書付
百七 奉行所にて法外いたし候者之事

大岡越前守掛り
本所松坂町式丁目
名主平内養母つや店
七左衛門方ニ居候
平右衛門

右之者御仕置之儀ニ付、評定所一座え御尋之处、死罪可然旨、書付被差出候、尤右之者、於番所ニあれば、法外成ル仕方ニ候得共、軽キものにて何之弁も無之躰ニ候得は、死罪ニは及間敷候、常躰之者慮外致候ハ、其様子ニより即座に切捨ニも可致義ニ候、番所え不屈者を呼出し吟味之節、致慮外候事ハ、却て深く貪着（二）及間敷儀ニ候得は、弥死罪ニは成間敷候間、遠島ニ申付之候、

但、刀をも帶候ものなど、此度平右衛門通之法外致し候ハ、是ハ弁も有之筈之者ニ候条、吟味次第死罪たるへき事、

右之趣、可被相心得候、以上、
十一月

百八 牢拔并手鎖^{はし}外御構之地え立帰候者之事

入牢之者、享保三戌年牢屋敷焼失之節、欠落致候、右ハ小盜致し候ものにて、右之類ハ、前々も遠島ニ成候に付、其旨相伺候处、向後此類死罪ニ可仕旨被仰出（候）、

一 牢拔出候ものも、右ニ准し可申付候、且又科無之類、吟味之内、牢拔（出）候ハ、可為遠島候、尤牢番人其外之者ハ、相当之御仕置可申付候、

一 手鎖外候もの之事、右ニ准し御仕置可申付候、

一 御構之地え立帰、致徘徊候迄にて、外ニ子細無之候ハ、前之科より一等重可申付候、悪事など仕候ハ、勿論其科可申付候事、

「つ」死罪并下手人不及下手人^{（ママ）}二部

享保廿卯年御書付
百九 死罪ニ可伺者之事

一 下難田村弥平次儀、死罪可然者ニ候得共、先達て同村長十郎儀、同科にて遠島成候間、弥平次儀も今度

遠島ニ申付候、自今ヶ様之類、品ニより死罪又ハ遠島ニも可成候間、左様相心得、今度遠島之例ハ用被申間敷候、

名主 六左衛門

百十 享保十三申年 御扶持人死罪遠島ニ成候一件之内町人百姓有

之節、科無之候共品ニより咎メ可有之旨被仰渡候事

御家人御科有之、知行御切米等被 召上候程之一件之内、町人百姓有之、吟味之上科無之ニ相決候共、御家人御科之品ニより、其者其通ニは難成可有之候間、相当之咎有之可然候、向後其心得を以御仕置相伺可申候、

享保十三申年五月

百十一 享保廿卯年御書付 死罪可成者遠島ニ成候事

武州横見郡万光寺村

一 荒川通武州荒子村堤之儀ハ、郡中え懸り候大切之場所に候処、普請不丈夫之由申募り、右普請入札之者より馴合金差出候旨申候、且常々六左衛門心に応之百姓えは難題申懸ケ、或ハ損失有之様ニいたし、或ハ打擲等仕、其一村難儀之段、惣百姓共申出ニ付、此度遂吟味候処、普請不丈夫ニ無之、馴合金入札之者ゝ差出候儀も無之、惣一村之百姓共致難儀段無紛候、畢竟普請不丈夫、馴合金差出候之由申段、是以人々可及難儀を巧、剩私用之由にて江戸ニ罷在、普請中一度も其場え不罷出旨不屈ニ候、先年も度々不法之儀申出し、及出入候得共、其事済候得共、^(は)前々之御代官、其儘名主役申付置、御勘定奉行も其段承り(なから)、其通ニ差置候趣、不埒之至ニ候、六左衛門名主役ニ付て之御仕置ハ、死罪相当ニ候、然共、元来名主可仕者に無之処、其儘勤さセ候ハ、其時之御勘定奉行(并)御代官不調法ニ候之条、此度ハ、其品を以、平百姓相当之御仕置遠島申付

候、伊奈半左衛門支配下ニ候処、只今迄六左衛門不
埒之行跡不存段、油断ニ候、向後右躰之者、名主勤
させ（置）候ハ、御代官御咎可有之候、右之段半左
衛門并其外御代官（とも）え可申聞候、

享保十三申二月
百十二 召仕を折檻ニて殺候者之事

増上寺領巢鴨村善左衛門地借
才兵衛店請酒屋市郎兵衛女房
なつ

右なつ儀、召仕権八と申拾四歳ニ成候もの、酒代并
見世ニ置売物盜候ニ付、折檻致し候処、あたり中所惡敷、
其痛募り候哉、翌朝相果候、権八儀常々不屈者と相
聞候間、折檻仕間敷ものニも無之候得共、夫留守之
儀、其上若輩者之儀ニ候へは、仕形も可有之処、折
檻甚敷候故相果、不埒之仕形ニ付、なつ儀手鎖を懸
ケ、夫市郎兵衛え百日預ケ、
右之通、伺之上相済候、以上、

享保十七年子十月

享保十七年子十月（鑑）
百十三 弟子を致折鑑相果を隱置候者御仕置之例

小石川下餌差町
知恩院末
源覚寺
懷 園 子六十

右懷園儀、円岩・円達と申弟子旦那（方）え相廻し候
処、芝居見物いたし候由にて、夜ニ入帰候故、兩人
共致折檻候上、裸ニ致し食をも不写（与）
得共、翌日円達相果候処、密ニ下人ニ申付、死骸為
埋、欠落分に致候依科、遠島申付候、

（右之通、伺之上相済候、以上、）

享保十九寅年十二月
百十四 科無之趣ニ候処推量ニて御仕置伺之儀ニ付

被仰渡

一稻子村源助相果候儀ニ付、御勘定奉行懸りにて吟味
候得とも、難決ニ付、一座え吟味被 仰付候処、殺
候者無之、源左衛門と与四兵衛に（科無之趣ニ候間、
吟味一件之者共出牢申付、指免可申候、）

(一)御勘定奉行吟味決不申候付、一座えも吟味被

付候処、源左衛門・与四兵衛儀も科無之趣ニ候処、

与四兵衛を推量ニて重キ追放にも可被 仰付哉と相

伺候儀、相当不仕事之由、御沙汰ニ候、

百十五 被疵付候者外之痛^(病)ニて相果疵付候者御仕置

之事

覚

手疵被為負候者、吟味之内、其疵段々癒より、又ハ

癒不申内ニても、其もの余病ニて相果、疵故相果候

にてハ無之段分明ニ候ハ、疵為負(候)相手下手人

ニ不及候得共、元来疵故余病発り、或ハ相手理不尽

之仕方、其外誤有之て之事ニ候ハ、其者相当之御

仕置可申付事、

百十六 口論ニて摺合候上相手相果候得共頓死と相

見疵無之ニ付不及下手人ニ事

三田式丁目十郎兵衛店

勘七出居衆

五兵衛

右五兵衛、白銀臺町孫四郎と申ものと、当座之儀ニ

て口論仕出し、摺合候処、近所之もの支人ニ入、双

方引分ヶ候以後、無間も孫四郎相果候ニ付、遂吟味

候処、孫四郎惣身ニ疵も無之、病後ニて頓死ニ無紛

相聞、親類等も申分無之、下手人御免之儀相願候ニ

付、伺之上追放申付候事、

享保十八丑五月

「ね」怪我ニて人を殺候者御仕置之部

百十七 享保七寅年町触 車荷附馬等ニて為致怪我候者之事

覚

牛車大八車地車并荷附馬等引通り候儀、往来之障ニ

不罷成様、前々も(度々)相触候処、就中去ル寅年、

急度相触候処、近キ頃又候猥ニ相成、往来之人をよ

け不申、我儘に引通候に付、頃日も神田佐久間町壳

丁目久次郎店仁兵衛、神田相生町伝右衛門店清六と申者、兩人から車を引、牛込弘方町通候節、同町四兵衛悴新八と申者、十五歳ニ成候者え車を(引)懸、新八相果候、畢竟先年より度々触書之趣忘却いたし候故之儀、旁不届至極ニ付、仁兵衛死罪、清六ハ遠島被 仰付候、自今車引馬士等、此趣を急度相守可申候、此以後往来之者え我儘致し、怪我人(等於)有之ハ、当人(共)ハ重キ御仕置被 仰付、人々召仕候ハ、其主人并家主五人組名主迄、それ〳〵に御咎可被 仰付候、雇候もの方ニても念を入候様ニ、弥可申付候、鹿末之儀も候ハ、可為越度候、此段町中地借店借召仕等迄、委細可触知者也、

右之趣、町中え相触候様ニ、町奉行え申渡候間、面々家来下々等えも、弥急度可被申付置候、以上、

九月

享保十七年御書付
百十八 鉄炮あた落ニて人殺之事

後藤庄左衛門御代官所
武州秩父郡上吉田村

百姓 万右衛門

右猪狩ニ罷出、畑え猪負掛ケ候処、万右衛門持候鉄炮あた落いたし、近所之岩ニ中り、玉それ候て、三之丞と申者え中り、(其疵ニて三之丞相果候由、右之通ニ候得は、万右衛門下手人)たるへく候得共、三之丞存命之内、万右衛門親類、其上常々意趣等無之、不慮之怪我ニ候間、相果候共、下手人之御仕置御免被下候様ニと相願、三之丞親兄弟迄(も同様ニ願候、三之丞親兄弟)右之通相願候条、御構有之間敷候得共、鉄炮(を)打出候上ハ、筒先等心を付ケ、入念可取扱(儀)、極りたる事ニ候処、畢竟鹿末よりあた落もいたし候、依之追放申付之候、

右之通、可被申渡候、以上、

六月

百十九 子共怪我ニて相果下手人ニ不及事

伊奈半左衛門御代官所

武州東葛西領下鎌田村
百姓市郎右衛門子

半助
巳十三歳

右半助儀、同村百姓藤右衛門子十三歳ニ成候与助と申者と狂ひ遊び候上、いさかいなとても無之、半助持候小刀ニて与助ニ当り、怪我ニて疵負相果候、親藤右衛門も下手人御免之儀願出候、依之下手人ニ不及、親市郎右衛門方ニて、百日押込置候様、伺之上申渡候事、

享保十巳五月

百二十 旧悪御仕置之事

旧悪之儀、御法度を背候事ニ候間、御仕置可成候得共、重キ盜致シ、或ハ人を殺候品ならハ、たとへ相止候と申候ても、さかいも無之事ニ候、渡世のために悪事一ツ且ハ致候得共、其後不宜事と存相止候段、分明ニ付てハ、其品を被立、過料又ハ相当之咎可有之候事、

享保四亥九月

「な」科人之悴親類等御仕置之部

(享保六丑年御書付)
百二十一 重科人之悴親類等御仕置之事

一 主殺親殺之科人之子共ハ、伺之上可申付、親類ハ構無之候得共、所え預ケ置、本人落着之上、右悪事之企不存ニ相決候ハ、可差免之、此外火罪磔ニ成候者之子共、構無之事、

右は、町人百姓其外輕キ者共之事、

(四)
丑七月

享保三戌年

百二十二 類族之者之儀ニ付御書付

一 類族之者、只今迄追放ニ不罷成候得共、追放申付候ても不苦候事、

一 離別又ハ養子之儀絶ニて類族をはなれ候者、二季ニ兩判之証文を以可相届候、変死病死死罪欠落遁世等

ハ、二季ニ無判之書付を以可相届候事、

右之趣、向後可被相心得候、以上、

享保三年戌十一月

「ら」詮議もの拷問之部

享保五子年

百二十三 不及伺拷問可申付旨御書付

覚

一科人又ハ御仕置者伺書付被差出候節、右科人名書之

上ニ、何月幾日^入_{揚り座敷}と有之儀、書付可被差出候

事、

一詮議者有之節ハ、最前も相達候通、不致拷問候て難

決者ハ、伺に不及、可被申付候事、

右之通、向後可被相心得候、以上、

子二月

（覚）

一惣て拷問申付候儀、人数^殺、或ハ火附、或ハ盜賊、ケ

様之類、畢竟死罪ニ被行候科、未相決節之儀ニ候、

輕キ科人白状不致候とて、拷問ニ及間敷候、重キ科

人ニても、証拠無之、猥ニ拷問申付間敷候、依之拷

問申付へき品々、左之通ニ候、

一惡事致候証拠慥ニ候得共、白状不致もの之事、

一同類之者、白状致候得共、当人ハ白状不致者之事、

但、差口計ニて、証拠慥ニ無之ハ、拷問致間敷

事、

一詮議有之科ハ、未相決候得共、外ニ惡事有之、分明

ニ相知、其科（計）ニても可被行罪科者之事、

右之外ニても、事品ニより拷問申付可然趣も候ハ、

奉行中え相談之上、可被申付事、

以上

寅四月

享保七寅年御書付
百二十四 拷問可申付品之事

享保七寅年
百二十五 筋違之者拷問申付候儀ニ付御書付

一房州大里村藤七下人太兵衛儀、同国滑谷村弥太郎悻源内、丑六月四日之夜、藤七宅え忍入候節、追懸ヶ出、源内(ニ)手疵追セ、相果候儀ニ付、仕形怪敷候故を以て、太兵衛拷問申付候、右源内手疵負候節、忍入候様子、藤七下人共并泊合候者、又ハ藤七向隣其外近所之者共出合、大勢之証拠も有之、其上藤七下人庄三郎ハ源太郎從弟之由、此ものも右之通申候得は、旁証拠も有之候得は、拷問申付間敷処ニ、初発之存取、何も違候故に候、此上太兵衛出牢申付候時、拷問申付候事を可申聞品も有之間敷候、就夫、向後拷問申付候者之分、怪敷存候一通りにてハ、拷問申付間敷儀ニ候、詮議之上、其品糸口出候事、又ハ人殺等ニて其訳決候得共、右之詮議ニ付、外ニ盜などのこと疑敷儀候歟、并 公儀ニ対し不屈之儀在之品ハ、拷問申付へき事ニ候、

寅二月

「む」博奕御仕置并訴人等部

享保十巳年伺書
百二十六 諸博奕頭取金元宿句拾ひ等并訴人之事

(覺)

一三笠附点者・金元、同宿致候者、句拾ひ

一はくち打頭取并博奕(宿)致候者

右之族、正月迄之旧悪は被差免候間、自今心底を改、諸はくち可相止候、若不相止者ハ不屈至極ニ候間、当人ハ流罪或ハ死罪、句拾ひ等ハ身代取上、非人之手下ニ可差遣候事、

附札

此流罪死罪之儀、是程ニ不被 仰付候ては、諸博奕十ノ物一ツ二ツも減シ申間敷候、且又句拾ひ非人手下え相渡候ても、悪事ハ仕間敷候、若大勢ニ成り、其内無覺束儀も候ハ、彈左衛門方々訴出候様ニ可仕候、其節ハ去春之通、遠島被 仰付可然奉存候、畢竟句拾ひ御座候間、三笠(附)相止不申候、依之句拾ひ之儀ハ、札之面ニ書出申候、此外

博奕打と名付候は、輕重共ニ夥敷事ニ可有之候、非
人手下ニ遣候儀も難仕、遠島申付候も如何ニ御座候
間、はくち打之儀ハ、札之面ニ書出不申候、右博
奕打之分ハ、只今迄御定之通、身代限り家藏迄取
上可申候、家藏無之者ハ、右ニ准し過料可申付候、
一只今迄ハ、博奕打三笠附共、牢舎ハ不申付、頭取
等手鎖かけ置、可致吟味旨、先達て御定にて御座
候処、此已後牢舎不申付候てハ、有躰不申候間、
自今ハ品ニより牢舎申付、詮議仕度奉存候、

一 右之通候間、当正月以前之旧悪は差免候条、当正月
より以後、右躰之もの并句拾ひ博奕打有之ハ、何方
之者ニても、町奉行所え可訴出候、密ニ御褒美金急
度可被下候事、

但、其同類之内たり共、訴出ニおみてハ、即日迄
諸はくち致候悪事差免し、御褒美右之通密ニ是又
可被下候事、

附札
此ほうひ之儀、はくち打頭取、三笠附点者・金元、

致宿候者を訴出捕候ハ、右訴人え銀式拾枚可被
下候、

一句拾ひを訴出、其手筋にて博奕頭取、三笠附点者・
金元、致宿候者を捕候ハ、右訴人え金五両又ハ
三両御ほうひ可被下候、

一 如此申付候上ハ、都て家主五人組之者共申合、組合
切ニ吟味いたし、右躰之疑敷者、町内ニ差置へから
す候、若紛敷者有之ハ、早々可訴出候、外ハ訴人有
之、博奕頭取、三笠附点者・金元并右宿致候者召捕
候ハ、其屋敷取上、家守有之ハ、其家守家財取上
ケ、百日之手鎖かけ、両隣之者并五人組家財取上
ケ、町内えは急度過料可申付候、尤名主も越度可申
付候事、

右之趣可相心得、万一科なきもの意趣を以申出におゐ
てハ、吟味之上、急度可申付候、

午正月十六日

右之通御定ニ候得共、至て輕キもの稼に出候先など
にて当分之博奕筒取仕候類ハ、大博奕筒取とハ誤違

ひ、輕キ儀ニて、地主家主初メ、所々之者も不存儀
ニ候得は、地主家主御咎メ不及候、然共、家主儀は
心を付可申付儀ニ候之処、不念ニ候間、御定之通、
家財取上、百日手鎖可申付候、

但、博奕宿、三笠附宿、重キ博奕簡取仕候もの差
置候類ハ、去ル午年御定之通可申付候、

右之通、伺之上相極候事、

享保二十年卯閏三月

亥六月

元文元辰年伺
百二十八 三笠博奕有之村名主組頭咎之事

在方三笠博奕有之村名主組頭五人組御咎之儀、向後
ともニ過料可申付事、

右之通、伺之上相極候、以上、

元文元年辰十二月

(享保十六亥年御書付)
百二十七 三笠附博奕頭取遠島赦ニ可書出旨并取上

ニ成候家屋敷返可被下由之事

三笠附博奕頭取之もの、遠島之分、五ヶ年も過候

ハ、赦有之時分、赦ニ可(被)書出候、尤奉行心得

迄之儀ニ候之間、可被得其意候事、

一外ハ訴人有之、博奕頭取、三笠附点者、金元并右宿

致し候もの召捕候ハ、其屋敷取上、五ヶ年過候

ハ、返し可被下候事、

享保十一午年御書付
百二十九 武士屋敷ニて家来博奕いたし候者御仕置

向後武士屋敷ニて家来博奕いたし候ものも遠島之筈

ニ候間、可被得其意候、以上、

午十二月

「う」盗人御仕置之部

享保七寅年御書
百三十 盗ニ入家内之者ハ疵附候者御仕置

一盗ニ入、刃物ニて家内之者ニ疵付候者之儀ハ、家内之者可切殺心底ニ候間、疵之多少ニよらず、此類ハ獄門、

一盗ニ入、刃物ニてハ無之、何品ニて成共、家内之ものえ疵附候類ハ、死罪、

右同様共ニ、盗取候雜物ハ、持主え取返し候共、右之通可申付候、

享保五子午御書付
百三十一 盗人御仕置輕重之事

覚

一盗人御仕置之儀、大概死罪ニ成候得共、向後ハ人之家え忍入、或ハ土藏などを破、致盜候類ハ、巧候て之儀ニ付、盗取候金高雜物之輕重多少ニ不依、可為死罪、

但、忍入候共、巧候儀ニても無之、其品輕キハ、入墨之上重く敲^{タ、キ}可申付候、

一手元ニ有之品を巧候事も無之、不斗少分之類^(物)盜取候

類、縦ハ金拾五兩位^(マ)、雜物ならハ直段積り、右ニ准し、都て此類、自今ハ重く百敲、此御定書ハ輕キ者ハ五拾敲可申付候、尤右之内ニも、入墨之上敲候程之者計を入墨敲ニ仕、其外右之通たゞき可申付、

但、巧候品ハ不相決候共、科重候ハ、入墨之上重キ追放可申付候、

右之通、可被相心得候、以上、

享保五年子五月

享保六丑十一月伺
百三十二 盜物と不存買取候ニ相決候者之事

一盜物買取、反物其外之類ニても、其色品にて致所持罷在候ハ、勿論取返し、被盜候ものへ相返させ可申候事、

一盜物買取、代金相払、盗人遣捨候ハ、買取候者損金ニ為仕可申候、盗人の雜物を以、右買取候代金償候儀、申付間敷候事、

但、盜物売払代金、盗人致所持罷在候ハ、買取

候ものえ相返させ可申候、

百三十三 盗ニ逢其盗人を捕召連来候者之事

一 盗人を捕来候ハ、被盜候品、何方之者買取候共、勿論取戻シ可相渡候、若其品手前ニ無之候ハ、買取候ものより右代金償セ、盗人召連候ものへ相渡し可申候事、

(右之通、伺之上相極候、以上、)

享保六丑十一月

享保八卯年
百三十四 紛失物吟味之儀自今ハ相改組合申付候間

左之趣相心得吟味可仕候

一 町中質屋古着屋拾人程宛組合、右之内月行事宅人宛、順番ニ定置、紛失物吟味之節、当番之月行事并其町之月行事立会、触書を以組合之内相廻り、帳面吟味可仕候、組合人数不足之所ハ、隣町と組合名主共之内、当番を相建、不吟味無之様可申渡、名主一

支配之所ハ、支配切ニ可仕候、質屋古着屋とも、帳面吟味之上、其品於有之ハ、早速奉行所え可申出候、無之候ハ、右兩人之月行事、其帳面ニ印形仕置、其上名主共方ニて帳面吟味可仕候、組合相廻候儀、他町之無遠慮相改可申候、若及異儀候もの之在之候ハ、奉行所へ召連可罷出候、勿論名主(も)其趣可相心得候、右改方不吟味之筋相聞候ハ、其当番之月行事名主共、急度可申付候事、

但、質屋古着屋共、帳面質物、又ハ買取候品模様付迄、委細(留)置可申候、帳面之儀ハ紙数相改、名主押切申付候間、此外紛敷帳面拵申間敷候、且又吟味之節名主方ニ帳面長く留置不申、改次第早速相返し、商売之障リニ不成様ニ可仕候、
一 素人^{シラウト}ニて刀脇差其外質物取候者、質屋名代^名出し置候者(ハ)勿論、名題無之者も買取候類ハ、同前之筋ニ候間、此度組合ニ入可申候、若内ニて質物等取、及出入候ても取上無之候、尤盗物等取置、後日相知候共、急度可申付候事、

但、屋敷方え出入仕候者、無抛訳にて、当分之金銀之替りニ質物取置候類ハ、其品支配名主方え相届置、紛失物有之節、吟味を（請）可申候、

一小道具其外道具類商売仕候者共も、向寄之組合を相立、帳面等念を入置、紛失物尋有之節、右帳面を吟味可仕候、外より買求め、又ハ売払候節も、売上証文取之可申事、

但、宿等（も）不存、振売ニ参候分ハ勿論、惣て紛敷物一切買申間敷候、尤組合之儀ハ、質屋古着屋之通り相心得、月行事を相定、吟味仕方、帳面押切等も同前ニ可仕候、

一古かね商人共も拾人程宛組、日々売買之品帳面相記、紛失物在之節、右帳面を以吟味可仕候、店売之外振売之分ハ、此度札可相渡候間、無札之者商売堅く仕間敷候、若無札之者相見候ハ、仲間より召捕へ、奉行所え可召連出候、古金問屋共之儀も、無札之者より一切買取申間敷候事、

但、組合之儀ハ、質屋古着屋之通相心得、月行事

相定、吟味之儀并帳面押切等も、是又同前ニ可仕候、

一右組合相極候以後、新キニ商売取付候者ハ、其向寄之組合え入可申候事、

右之通、今度相極候間、町中名主月行事、右之趣相心得、組合相定、自今紛失物尋有之節、一組切念を入、吟味可仕候、若組合吟味未熟ニ致し、仕方等不宜儀有之候ハ、急度可申付候間、此趣可相守者也、

卯四月

享保六丑年

百三十五 金子其外反物類拾ひ候節之事

向後金子拾ひ候もの訴出候ハ、三日晒之上、主出候ハ、半分金主え相返、半分ハ拾ひ候ものえ為取可申候、反物類ニ候ハ、其品不残主え相返、拾ひ候ものえハ落し候ものより相応ニ礼為仕可申候、畢竟落シ候ものハ不念之事ニ候間、右之通ニ候、一落候物之主相知不申候ハ、只今迄之通其暮迄見

合、弥主無之候ハ、拾ひ候ものえ不残為取可申候事、

但、半年程も見合可申事、

丑四月

「ゐ」火附御仕置之部

享保三戌年覚書

百三十六 火附之儀訴其筋之奉行にて詮議之事

覚

一只今迄、町方ゝ訴出候附火詮議之儀、伺之上火附改え相渡、詮議有之候得共、向後町奉行所え訴出候ハ、火附改役え不相渡、其手筋にて遂詮議可申候、火附改方にてハ、組之者廻し候節、捕又ハ改出し候火附計吟味可仕候、惣躰詮議之筋、火附改方を申合候様可仕候、

一 盜賊改火附改博奕改共、向後火附改方打込ニ仕、可相勤候、右之趣共、火附改方えも被 仰渡候間、其旨可相心得候事、

戊十二月

百三十七 火附并盜賊等訴人之事

覚

一 惡事有之者を召捕差出(候)歟、又ハ訴出候時、右惡党之者方ゝ召捕訴出候ものニも、惡事有之由申懸ヶ候共、猥ニ相糺間敷候、若本人より重キ惡事を証拠慥ニ申ニおゐてハ、双方詮議可有之候、惣て罪科之ものを訴出におゐてハ、同類たりといふとも、其科を被免候事ニ候条、其趣を以作略可有之事、

享保五子年御書付

百三十八 火札之事

一 町方ニ火札之外張札等有之候得共、其所より申出、吟味有之候得共、畢竟右は先え難儀をかけ可申ため、事を偽り候品ニ候間、自今ハ張札等有之候共、何事ニよらす申出ルに不及候条、其所にて名主共火中可仕候、然共、致張札候者を見届候ハ、召捕差

出可申候、且又張札いたし候^{（仕）}ニ付、右云たてられ候者を宿等替さセ候事、一切致さセ申間敷候、右風聞之儀ニ付、宿たてさセ可申由申者も候ハ、当人直に奉行所へ罷出、其段相達候様ニ致さセ可申候、以上、

八月

享保八卯^年伺
百三十九 物取ニて無之火附ハ五カ所札不立例

一 火罪之もの引廻之儀、物取ニて火を附候ものハ、自今晒ニ不及、日本橋・両国橋・四谷御門外・赤坂御門外・昌平橋外、其外ハ通例之通引廻し、右五ヶ所通り候節、人数多少ニよらず、科書之捨札五ヶ所へ建置可申候、物取ニても無之火附ハ、右五ヶ所ニ捨札不及、居所并町中計引廻し可申候、

但、捨札之儀、三十日程立申候ハ、取捨可申候、右之通、伺之上相極候事、

享保八年卯五月

「の」巧事かたり事御仕置之部

享保八卯^年被仰渡
百四十 巧事語り事御仕置輕重之事

覚

一 巧事語り事之類、死罪之御仕置ニ伺候儀有之候得共、自今ハ右両品輕キ事ニ候ハ、入墨并敲、又ハ其品ニより入墨之上敲之御仕置ニも伺可申候、对公儀候儀欺或ハ入組重キかたり事、巧事之筋に候ハ、死罪御仕置伺可申候、以上、

八月

享保二十^{（卯）}年
百四十一 巧を以度々金子語り取候盜より品重キ旨

之御書付

今度下谷長者町藤兵衛店勘助儀、在々え罷越、巧成儀申懸ケ、所々ニて金子^{（等）}語り取候ニ付て、死罪之上於其所獄門ニ申付候、向後与風出来心にて輕キ語り事之儀ハ格別、巧を以度々金子等語り取候ハ、

盗人より却て品重く候間、勘助通り之類ハ、語り取候雜物金高多少ニよらず、或ハ物を不得候とも、其節之様子次第、死罪獄門之内、(相)当之御仕置相考、伺候様ニ可相心得候、

卯二月

享保十七年御書付
百四十二 重キ巧事

一 此度武州幸手宿にて、馬士左兵衛と申者、芝居役者佐世之助通り候節、酒手をねたり取候仕方、巧候て之儀、追剝同然之事ニ候ニ付、於其所獄門ニ被行候、自今巧候て物取可申と人を致打擲候もの、たとひもの取不申候ても、右之類ハ、品ニより向後死罪等ニ可被相伺候、以上、

子十月

(享保十七子年)
百四十三 偽と之事乍存金銀致貸借候(もの)御仕置

并同罪之儀御書付

一 此度西丸火之番野口兵三郎儀、支配御目付高山安左衛門名を偽り、手形文言ニ認、二ノ宮官治と申浪人より借金致し、侍ニ不似合仕方ニ付、死罪被仰付候、官治儀も偽との事存ながら貸候儀ニ付、死罪ニ罷成候、自今も右之通(之儀)有之におゐてハ、貸候ものも可為同罪候条、此旨末々に至迄、可相心得候、

十月

享保六丑年御書付
百四十四 重科人死骸塩詰之覚

一 主殺

一 親殺

右之分ハ死骸塩詰礫、此外之科は向後塩詰礫に不及、討首、

一 関所破

一 重キ謀計

右之分も死骸塩詰礫に不及討首、併関所破り、重
キ謀計之致方^{（ママ）}ニ、依其軽重ニ、塩詰礫にも可罷成
候、其節軽重之吟味可有之候、

右之通可被相心得候、以上、

丑閏七月